第一回農業假博覽會

亦第一回農業假博覽會を西三丁目火防線内に開けり。後函館と隔歳交代開會の事に定め、十三年十月一日、又同所に五月間の第二回の農業假博覽會を開催せり。當時其名は博覽會と稱すと雖も、其實は極めて狹少なる一共進會に過ぎざりき。殊に第一回の如きは、札幌本廳管内及七重試驗場の出産物品に限り、其出品數も僅に、穀物官有三種三點、民有二十種二百七十五點、蔬菜類民有二十一種百五十六點、製造物官有三十種、四十六點、民有十一種十三點、動物官有十二種五十五點、雜品官有十二種三十點、民有十四種百五十一點にして、八民出品者總數四百九十八人のみ。然れども當時頗る農業の奬勵に好果あり。審査の結果、賞を三等に分ち、一等五圓、二等三圓、三等二圓、優等者百四十八人に賞賜する所ありしが其額五百十六圓なり。

第二回農業假博覽會

第二回農業假博覽會は第一回に比し、稍體裁を具備し、其出品數又第一回に三倍し、來觀者一日平均二千九百九十一人、第一回より增加四千餘人、品位亦大に優り、館内を六區に分ちしが、其第一區農業用家畜の部には、各種の牛、馬、豚、羊の類あり。第二區鳥類の部には、七面鳥、家鴨、鷄各種。第三區穀物及草種子の部には、玉蜀黍、大小麥、燕麥、蕎麥、米、粟、大小豆、豌豆、角豆、牧草子の類。第四區蔬菜の部には、馬鈴薯、南瓜、葱、

廳香瓜、西瓜、糖菜、蕪、羅蔔、甘藍、コールラビ、胡羅蔔、アースニップ、午旁、マンゴールトウヲルッルの類。第五區雜品の部には、麻、亞麻、菜種、葎草、果實、人參、煙草、絹繭、牛酪、麥酒、牛乳、鑵詰類。第六區器械類の部には、農業器械、小道具、製作諸品の類を陳列せり。

而して其出品は、民產物は、札幌本廳管內の產物に限り、官有物は管內以外の者を許すも賞を附せず、而して其民有物を審査して賞賜する所ありたる記錄、第一、第二、第三區の分今尙存在す。卽ち第一區に於て雜種短角種、牝牛は札幌堀基二等賞を山鼻屯田共同事業の同種牡牛は三等賞を得、第二區に於ては、堀基出品クキン石井錦之助出品シャモ、佐々木政吉出品七面鳥は一等を、山鼻屯田栃木與作出品クキン、篠路村佐々木善六出品トウマル、二等賞を得たり。又第三區に於て、一等より三等迄受賞者六十二人其內區內及附近村落の者は琴似村六人、苗穗村五人、篠路村三人、月寒村一人、白石村二人、山鼻村二人、江別村六人、丘珠村二人、對雁村二人、當別村一人、區內二人、合計三十二人、其他は余市其他紋鰈地方等の受賞者なり以て當時の農業狀態の一般を想像すべきなり。

先是、明治十年三月東京上野に開會せる第一回內國勸業博覽會に際し、札幌より出品したる官有及民有產物にして鳳紋褒賞を受けたる者、木製家具、鞣革、馬用鞍、生絲、堀刄、鐵鉞、草取鍬、新墾犂、輓方鉋、運送車、牝羊。花紋褒賞を受けたる者、豚、炮腿、麻、蕎麥、鮭、剝製鳥獸、剝製魚類、海藻類標本等にして、又褒狀を受くる者、エチヨウシマ外七人製造の漁網九種、三張麥粉製造の麵麭菓子、菌類各種、石炭礦石、鱈、粉乳、乳油、乾酪等にして、何れも皆札幌本廳所轄官營事業の製產出品に係る者なり。而して民間の出品は僅かに、島松村中山久藏の稻、上手稻村伊藤信正の溫麵、篠路村森山彖松の早稻及糀米、對雁村山本又三郎の端折昆布等の褒狀賞を受けたると、札幌水原寅藏の木材類聚品にて鳳紋褒賞を受けたるあるのみ。

又明治十一年佛國巴里府萬國大博覽會に於ては、札幌官營事業中、石炭幌內石炭、木材各種見本十種、縮緬一種、海氣織一種、繭一種、麻二種、生絲一種、麥酒一種、穀類一種、小麥粉三種、牛、羊、鹿、鮭、鱒、鑵詰五種、豚肉薰製一種、鹿皮、毛、角一種、鹿染皮一種、乾製鹽鰕一種、牡蠣火酒漬一種、牛、羊、豚、薰製三種、琥珀織一種、博多織一種、綾織一種等を出品したるに、其內生絲縮緬、海氣織、博多織、繭等は銅牌賞狀を受け、麻苧は銅牌相當賞狀を木材見本は表章を受け、尙生絲繭は和蘭國王の望に因て之を贈呈し、麻苧は同國事

務官に贈り、石炭は佛國鑛山學校に、木材見本は同國植物園に寄附し、琥珀織一卷は之を販賣せり。

又明治十二年濠洲シドニー府萬國博覽會にも札幌官營事業の産物たる、木製家具類九種、絲織物類三種、小麥粉四種、鮭、鱒、鹿、鑛詰三種、木材見本四十種を出品したるに、鱒鹿鑛詰及織物等は特賛賞狀二等銅牌一個を、小麥は表榮賞表四等銅牌一個を賞賜せられ。又翌十三年濠洲メルボルン府博覽會にも、札幌官營事業中の産物、木材見本は四等賞狀を受け、又十三年獨逸國伯林府漁業博覽會、十四年伊太利ウエニース萬國地學協會等にも、出品又は寄贈を爲し、銀賞牌又は特別賞狀を得たり。

シドニー萬國博覽會

メルボルン博覽會

伯林漁業博覽會

萬國地學協會

第二回內國勸業博覽會

明治十四年又東京上野に於て第二回內國勸業博覽會を開會せしが、此時札幌本廳管內人民の出品は其數實に第一回に比し二十倍餘を增加し、官品亦多し。而して受賞者は官營事業に於て、工業局出品の西洋犁竝西洋農具類は一等有功賞、勸業局出品の琥珀織綾織及地理課測量の北海道三角測量圖勸業課出品の牛、馬、羊等は、二等有功賞、製煉課出品の札幌麥酒及勸業課出品の琥珀織、綾織、麻等は、三等有功賞を、官吏稻川直養擔當の材鑑腊葉は三等協賛賞を、札幌農學校宮部金吾採集の植物腊葉工業局職工一同の木製諸器、勸業課官吏伊藤仲五郎貯藏の苹果各種、等は何れも褒狀を受け。民間事業に於ては、琴似村猪狩儀三出品の麻は、二等有功賞を受け、山鼻村渥味直茂、琴似村安孫子倫彦、當別村濱田利勝等出品の麻は、三等有功賞を、札幌産の綿絹、白綿厚子織等は三等進歩賞を、又山鼻屯田伊東左膳外六名の麻、同山本卯三郎鎌田久吉の鰕袋網二種、同熊谷源七郎の鮭袋網、同伊東左膳安彦子倫彦の鮭小舌網、琴似屯田佐藤只雄外四名の麻同山本文三郎の鰕二脇網但木文吉の鰕一脇網、富澤忠次郎の鮭指網、同安住金太郎の小麥、石田三五郎の大豆等は、何れも褒狀を得たり。

米醸共進會

又十四年九月二十日より二十日間、秋田、新潟、石川、福井の四縣と聯合し、米醸共進會を札幌に開會したるが其結果我札幌附近に於ては、米に於て四等賞を受けたる者一人、醸に於ては、三等以下六等迄の賞を受けたる者實に其數三十人に達したりき。

博覽會及共進會は、産業發達の盛衰を知るの寫眞械なり、現時の札幌に於ける共

進會は、實に開拓使時代の假農業博覽會に源し、函館との交歲開會は十六年に至り、北海道物産共進會と改稱して、根室をも開催地の一に加へ、二十年に至る迄連年三地に開催したる者なるが、明治二年始めて荊棘を闢きて以來、產業發達の狀態を知らんと欲せば、此の博覽會及共進會の歷史を繙くに若く者なかるべし。

第十七節　官舍及官營業拂下

官舍及官營事業の方針

札幌市內官舍の造營及官營諸事業は其方針先づ人民に範を示し、他日是が拂下を豫期したる者なり。

札幌市街の經營は初め大通以北を官廳公廨の地となし、其以南を以て町地と定めたるに拘らず、續續其以南の地に官舍を建築せし所以の者は、蓋し漸を以て人民に拂下ぐるを豫期し、一時市街開拓の目的上、茲に出でたるに過ぎざるを以て、其建築方法も亦其方針に出で、大通西三丁目に建設せし二階建西洋館は、歐米商家の模範としたる者にして、南二條西六丁目の白官邸を除けば、多くは長屋建なりき。故に八年六月改稱以前は、爾志通一番新長家（同通一番假官邸（自一號至十二號））同裏通二番新長家（同通二番假官邸（自一號至十六號））檜山通四番新長家（同通四番假官邸（自一號至十二號））同裏通三番新長家（同通三番假官邸（自一號至十六號））創成通一番長家（同通假官邸（自一號至五號））雨龍通一番長家（同通假官邸（自一號至四號））爾志通一番二番舊長屋渡島裏通假官邸（自一號至十號）等の名稱あり、其構造亦永く官舍となすに足らず。然るに該官舍の位置は人口の增加に伴ひ、漸く市街熱鬧の地とならんとし、却つて市街の發達を妨ぐるに至れり。會〻太政官は官舍貸下規則を發布せり。然れども該規則は直に本道に適用すべからざる事情あるを以て、大通以北に建設したる一部の官舍を除き、其他を拂下るに決し之を太政官に稟申したるに、獨り官吏に限らず、廣く一般人民にも拂下ぐべき命あり。因つて九年十月官宅拂下規則を定め、普ねく市中區戶總代に布達し、官舍は三十六箇月賦且つ頗る廉價に其拂下價格を評定し、尙其宅地及附屬地は土壘外園等附屬の儘一坪三錢と評定し、其內南二條南三條及北一條所在の分は、地所規則上等の分に編入したるが、官吏及市民の出願頗る多く忽ちにして皆之を人民に拂下を了りて民有地に編入し、以て當時の市勢に一變革を爲し、市街南部發達の因を爲せり。

官宅拂下規則

官舍宅地の拂下

官營事業の拂下

官營事業の一部拂下は、明治十一年に始まる。札幌區北一條の味噌醬油醸造所は、對島嘉三郎、淺井義孝の出願に依り、家作、諸器械、地所及び諸醸造物等一切を擧げ、代價總計一萬五千餘圓を、翌十二年より五箇年賦辨納の約を以て、又篠路醬油製造所は、澤口永將の出願に依り、一切の製造場及醸造物等の代價を九千圓と定め、十一年度より四箇年賦上納の約を以て、又札幌馬具製造所は、職工黒柳喜三郎に、器械、馬具一切を併せ、代金千三百八圓九十八錢四十箇月賦を以て拂下げ、又札幌農學校の製靴所は、職工岩井信六に、諸器械、製皮類一切を併せ、四百八十一圓七錢九厘を以て拂下げ、又農學校、洋服、職工島田兼吉をして、獨立營業を開始せしめ、翌十三年七月札幌製油所、建家器械等一切を、千七百八十三圓九十七錢三厘を以て堀基に拂下げたるが、當時開拓使が其官營事業の一部を民業に移せし理由として、開拓使報告書は左の如く記せり。

札幌味噌醬油醸造場

篠路醬油製造所

札幌馬具製造所

札幌製靴所

札幌製油所

拂下の理由

抑、該場の設けあるは庶民日需の物品を製し、便益を與ふるの意に出て、固より人民相互に營むべきの業なりと雖も、拓地草創に際し、已むを得ず、本使に於て從事せり、特り是業のみならず、此年報に載する所の工業多くは皆此類なり、今や此拂下の擧あるに至る、亦以て民事漸く增進するを徵するに足れり。

實に此官舍及官營事業一部の拂下は當時の全區に滿ちたる官業本位の風潮を一變し、民業の爲めに一氣焔を吐ける者なり。

後明治十四年、開拓使十年計畫の期限迫るや、黒田長官は豫定の政策の如く、一切の開拓使官營事業拂下の計畫を立てたり。是卽ち有名なる北海道官有物拂下事件なる者にして、其方法は元參與五代友厚、元山口縣令中野梧一、開拓使大書記官安田定則、同權大書記官折田平內、同金井信之、同鈴木大亮等をして相圖りて關西貿易會社を設けしめ、開拓使設置以來の官營事業たる、牧畜、製鐵、釀造、製網、物產賣買、農場、漁獵、船舶、倉庫、造船等一切の事業官有物を三十萬圓三十箇年無利息を以て該會社に拂下げんとするにあり。其目的是にして其方法世の非議を招く者あり。而して太政官之を裁許せんとするに當り、參議大隈重信獨り之に反對せしが是歲東北地方及本道御巡幸の事あり、七月二十日車駕東京を發し、參議大隈重信、黒田清隆、大木喬任等扈從せしが、此日車駕を千住驛に追ひ其斷行の勅許を得たる事端なく、世上に傳播せしに、當時國會開設の請願、民間の論議沸騰の折なりしを以て、國民は奇貨措くべしとして、大に蜂起し、或は政談演說會となり、或は東京諸新聞の總攻擊と

なり、其不當を論ずると共に、國會開設必要を論じ、四方騷然たり。茲に於て十月十一日車駕東京還幸の即夜直に御前會議を開きて、拂下の議を中止し、又同日明治二十三年を期して國會開設の詔勅を發し旨を諭して大隈重信の官を免じ、重信野に下り續て改進黨を組織す。黒田長官亦翌年一月十一日內閣顧問に轉じ參議西鄉從道を其後任となす。此の如く北海道官有物拂下事件は端なくも立憲政體の建設を促したるが、本道の民業殊に札幌の民業の發達は、爲めに數年の遲延を見たり。

拂下中止

長官交迭

第十八節　札樽間鐵道開通

明治十三年十一月札幌手宮間延長二十二哩の鐵道布設竣工し、其月二十八日試運轉を行ひ尋で貨物乘客の運輸を開始したるが、該鐵道の開通は札幌の地に大なる影響を與へたり。從來札幌の需要貨物は初め多く篠路口より水運によりたりしも、後漸次馬匹の增加と共に小樽方面より錢函を經て馬背によりて輸入する事となれり。明治十二年の統計によれば、其馬背運輸貨物實に一萬二千八百七十噸にして、其運賃は札幌錢函間の道路頗る不完全の爲め、頗る高率なるを以て、其數實

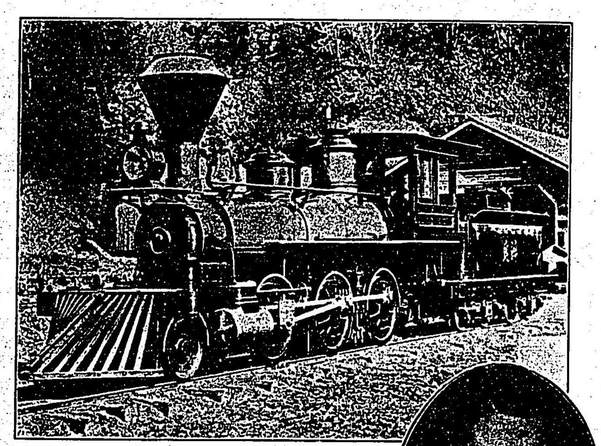

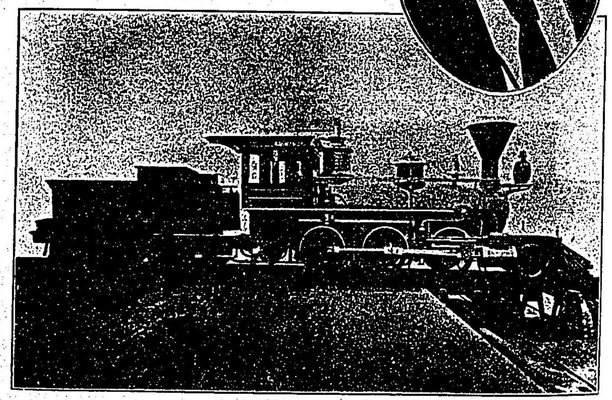

札幌小樽間鐵道設計者クローフオルド及機關車搬入號養號經號

鐵道開通の影

に六萬六百四十二圓に達せり。爲めに物價從つて騰貴し、札幌及附近の移民等生計を支へず、遂に四圍の狀況を悲觀して離散逃亡する者を生ずるに至れり。然るに鐵道の開通は大に物價の下落を來たしたると共に、大に百般の利便を得たるを以て、從是後、札幌及附近の移民等始めて土著永住の念を生ずるに至れり。卽ち札樽鐵道の開通は交通の便と共に永住的移住民を作りたる者なり。

本鐵道は元來札樽聯絡交通の旨意よりも、寧ろ幌内石炭搬出の爲めに起因したるを以て、當時稱して幌内鐵道と謂ふ。初めケプロン等鐵道敷設の意あり、殊に室蘭札幌間の鐵道に著眼したりしも、後ライマン幌内炭山を調査して、其有望なるを報告するや、直に之を黒田次官に致し、六年七月十八日、翌月九日又意見を陳べ室蘭鐵道は私設に委して可なるも、幌内石炭搬出の爲めには、先づ幌内太迄鐵道を官設し、同所より石狩川を利用すべきの議を立て、翌年尚ケプロン親ら、東海岸を、ライマンは西海岸を視察し、以て其輸出の良港を求めたりしが、其に適當の場所を選定し得ざりき。蓋し當時小樽港は冬季五箇月間は不碇泊港とし閉鎖し居たる際なるを以て同港に想到せざりしなり。

幌内炭山

幌内炭山は明治元年石狩の人木村吉太郎伐木の際、適、石炭の露出を見、其何物たるを知らず。其片塊を採り歸りたるに、島松の人紺野松五郎之を見て其石炭なるを知り、自ら山に入て炭塊數箇を採り、之を札幌本廳に呈せしも、當時草創の際未だ調査に遑あらざりしが、五年札幌の人、早川長十郎之を聞き、又自ら往て炭塊數個を採りて本廳に具狀したるを以て、物産取調掛板木武揚親しく其狀を審問して其炭塊を分析せしに其質佳良にして肥前高島炭と伯仲の間にあり。因りてライマン其他雇外人をして之を調査せしめ、其結果愈、採掘著手に決し、十一年十月煤田開採事務係を札幌に置き、大書記官山内堤雲を掛長となし、御用係松本莊一郎を副長となしたるを以て、幌内鐵道の布設愈、急を要せり。

鐵道敷設著手

幌内幌内太間の鐵道布設の爲め、在米國吉田公使に米國土木技師の招聘を託し、又石狩河口築港の爲め、在和蘭板本公使に水利工師の招聘を託したりしが、十二年二月、土木技師ジョセフ、ユリー、クローフヲルド米國より來れるを以て、直に鐵道建築兼土木顧問となし、以て幌内鐵道工事を命ず。又其年四月、ヨハン、ゴダルト、ファンゲント和蘭より來れるを以て直に石狩河口改良水利工師長を命せり。茲に於て二人各先づ其調査に著手したるが、其結果クローフォルドは、幌内太を以て鐵道終點となすを不便となし、江別を以て終點となすか、或は江別、札幌、篠函を經て手宮港に達するを以て、石炭搬出は勿論、他日全道に布延すべき鐵道線路聯絡上、最も適切なるを獻策せり。茲に於て石狩築港論と札幌鐵道論との二派を生せり。ファンゲントは石狩築港の主張者板本武揚の推薦を以て來り、其俸給クローフヲルドに二倍す、以て當時如何に石狩築港を重視せしやを知るべし。ファンゲント其歳八月先づ其設計を報告して、著著調査に從事しつゝありしが、未だ結局の斷案を下さず。本國和蘭に於ても築港事業は幾回の試驗をなして、遂に不成功に歸する事あり、石狩河口修築事業は先づ試驗的の者たりとして責任を避く。當時起業公債僅に六十三萬圓に過ぎざるを以て、最も之を有利の業に使用せざるを得ず。時に札幌本廳主任調所廣丈クローフヲルドと其邸を鄰し、日夕往來能く其調査を得て利害を審にし、幾度か札樽鐵道論を長官に進言し、遂に十二年十二月石狩河口改修を中止し、幌内鐵道を手宮に延長するの稟裁を經たり。

石狩築港中止

札樽鐵道著手

茲に於て先づ手宮方面より測量起工に決し、クローフヲルド技師長となり、松本

排雪車

其開通

莊一郎を副長となし、高橋宗吉、小野琢磨を助手となし、佐藤勇をして通辨及測量の任に當らしめ、十三年一月、小樽若竹町第三隧道を以て、土工著手の初歩となし、小樽錢函間は、前年クローフヲルド及高橋、小野等の築造により、始めて開通したる馬車道の上に、鐵路を布設する事となし（衆庶の異議甚多し、此間小樽錢函間は弘明沖鷹雨船を以て運輸の便を爲す）七月米國出張中のクローフヲルド雇入の器械師造車工、軌鐵据付方、同補助五名等皆札幌に集り、直に札幌錢函間十一哩の土工に著手せしが、其年十一月には既に其開通を見るに至れり。（京濱間鐵道は一哩八萬圓を要せしも札樽間鐵道は四萬圓なりき）

當時帝國に於ける既設鐵道は、東京横濱間十八哩、京都大阪間二十七哩、京都大津間十哩の開通ありしのみ。札樽間鐵道は其開通古しと云ふべし。機關車二臺、一を辨慶、一を義經と名づく、皆米國より來る。一日一回往復となし、又豫定を變し、試驗の爲め冬季運轉を爲し、森長保を排雪長となし、數千の人夫を役し、巡査を監督者として積雪を排除して運轉したりしが、其費す所頗る多く、殆んど收支償はざるを以て、松本、高橋、小野等研究試みに排雪車を作れり。當時米國の如きも尚未だ完全

なる排雪車あらず、該排雪車は全く邦人の獨想に就りたる者なり。

鐵道の開通は頗る便益を與へたりしが、漁なり。沿道の漁民等以て鰊魚鐵車の音響に恐れて逃れ去る者となし、因つて鐵道排斥の聲大に興り、遂に張碓沿岸等の漁民、大擧して張碓隧道を壅塞せんとするに至る。警官廳吏等出張僅かに之を鎭撫したるが、時に此排鐵道思想鎭撫に功勞ある者は錢函の漁業家川島房吉を以て最となす。

漁民の鐵道反對

脫監囚騷動

第十九節　屯田兵警察を襲ふ

明治十四年秋樺戸集治監の脫監囚徒篠津屯田兵過番所を襲ひ、當直喇叭卒に重傷を負はしめて逃走す。警報傳はるや、直ちに山鼻屯田兵一分隊を派遣して之を捜索す。札幌警察署亦巡査を派出したるが、先是少尉栃内元吉既に之れを捕縛して警察官に引渡せり。屯田兵等後れて至り請ふて委託を受けて之れを札幌に護送す。兵士等夙に報復の念あり。護送の途中豐平河畔の叢中に於て之れを虐殺し、其死屍を以て札幌警察署に引繼ぐ。茲に於て札幌警察署と屯田本部との確執

警察、屯田の確執

交番所轉覆

警察署包圍

となり、事態容易ならざらんとす。時に本部長永山中佐東京に在り、家村少佐代理たり。幾もなく山鼻屯田兵武裝檢查當時每月一回執行）の前夜、壯者二十餘名、隊を分ちて南五條西四丁目南一條西六丁目南四條東三丁目北三條東二丁目の四巡查交番所を襲ひ、其駐在巡查を追ひ、其交番所を轉覆して去れる者あり。札幌警察署急を聞き、直ちに應援巡查を派して、僅かに其二人を捕ふ。二人は實に山鼻屯田兵士なりき。而して其翌日は定規武裝檢查の日なり、山鼻一箇中隊の兵士皆武裝して錬兵場に集合し、其檢查終了するも敢て解散を爲さず。中隊附下士官等は交、警察署を訪ひ、其部下の兵士を警察に拘留するの非を鳴し、其引渡を請求して止まず。警察署又容易に之れに應せず、其交涉の至難を傳聞せる中隊兵士等又皆期せずして武裝の儘續續警察署前に集合して之を包圍し、一隊の兵士早くも其構內に闖入して、拘留中の同僚を奪還せんとし、忽ち兩者間の鬪爭を開始せり。時に屯田兵本部警察署と相距る僅かに半町、士官等馳せ來りて怒れる兵士を鎭撫して、全隊を署前に引上げしめ、列を整へ歸隊せしめんとしたるに、會、爭鬪の際負傷したる一警部、其整列を檢して加害兵士を引致せんとせしより、爭鬪再ひ起り、全隊の兵士忽ち拔

進擊喇叭

劒し、進擊喇叭を奏し、呼噪して肉薄し、激裂前回に倍し。大竹、諏訪、清水警部等皆重傷を負ふ。巡查以下十數名又皆重輕傷を受く。茲に於て家村少佐長劒を揮ひ、署門の中央に立ちて兵士の闖入を防ぎ、僅かに鎭靜するを得たり。時に警部長辰野宗城、本廳主任大書記官調所廣丈以下門內に在りて親しく其現狀を檢視せり。當時『屯田』と警察の喧嘩』と稱して頗る人目を駭かし、輿論の歸する所ありしも、時恰も開拓使は司法權を司法省に引繼ぐの際なりしかば、一切の事皆之を暗中に葬りて、又事を問はざりしが、是より後、屯田兵士と警察官との軋轢殆んど絕ゆる事なく、殊に札幌神社及屯田兵招魂社の兩祭日には、兩者の爭鬪最も激烈にして家村大佐等微服仲裁を名として、實は却つて暗に之を指揮するに至れり。然れども明治二十四年少佐本田親秀第一大隊長となるや、涙を揮ふて深く兵士を訓戒する所ありて以來、兩者間の軋轢は全く雲消霧散せり。

第二十節　札幌競馬

札幌本廳屯田工業兩局及勸業課協力して、雇米人エドウキン、ダンの意見を徵し、

競馬

馬駈

牧馬

札幌競馬場設置

初めて札幌育種場内(現時農科講堂附近)に距離四百四十間(四八ロング)の楕圓形馬場を築造したるは實に明治十年にあり、札幌競馬場の設立是れを以て嚆矢となす。當時本邦に於て競馬場の設立ある僅に東京(三田)横濱(根岸)越中(富山)の三地に過ぎず。然れども札幌競馬の歴史は更に其以前に遡る、島判官札幌經營の際早く已に牧馬掛ありて川口大主典桑島少主典等其任に當り、小川萬次郎牧馬を監し、明治三年有珠虻田牧場を廢するや、先つ其牧馬三百二十一頭を札幌に輸入し、内四十五頭を個人に拂下げ、翌四年正月又其百二十頭を札幌及附近人民に貸下げ、繼て五年七月更に之れを人民に拂下けたるを以て當時早く已に札幌附近に牧馬の普及を見たりしが、明治四年札幌神社を圓山に移し、毎歳其大祭日には庶民の業務を休みて參拜遙拜を爲すを奬勵するに當り附近村落農民等は皆騎馬にて圓山社頭に來り參拜を終へたる後期せすして競馬を爲すを例としたりき。然れども當時未だ競馬と稱するに至らざりしも、明治六年松本大判官札幌本廳主任となるや判官頗る馬を愛し、馬術に長じて競馬を好み、毎年五月節句を下して今の大通に於て競馬を執行せしに、遠近傳聞岩内江差地方等よりも來り會する者あ

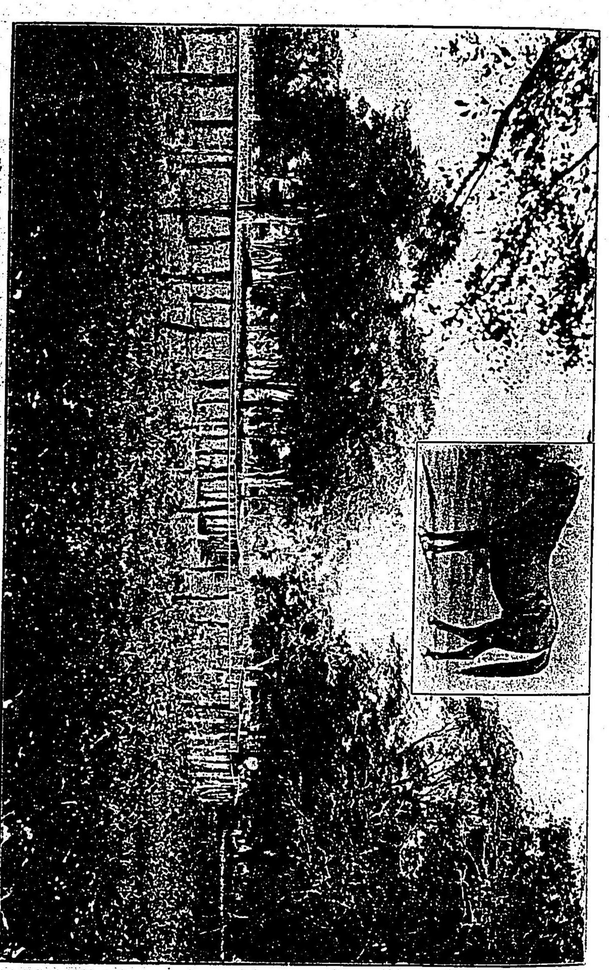

競馬名及番號(内務省北海道廳大科農學大國帝北東時現)内務省許可札

るに至れり、當時馬名を付せす毛色を以て呼稱とす。松本判官の持馬水雷釧路産價二百圓)小川萬二郎持馬青鹿毛(大野産價九十圓)及小椋大印某持馬等最も名あり。

競馬の方法は專らダク、アヒビにして疾走を採らす、アイヌ人最も御馬の術に長せしが、婦人の一騎手來りて撒錢を拾ひ、アイヌ人を慫かしめたる事ありき。賞品は僅に手拭、シャツ等に過ぎす。來り會する者亦賞金を目的とするにあらす、判官又率先自ら騎手の群に加はりて競技の人たりき。當時札幌競馬の名既に全道に揚かれり。後明治八年馬匹改良の爲め官業の一種として空知通北六條に於て施行したる事もありしか翌九年三條太政大臣巡視に際し、八月二十五日札幌本廳表門前に於てアイヌ人の乘馬を觀覽に供し酒肴を賜はりたる事あり。此時に當り馬匹改良の奬勵あり、去勢術を施して、洋種馬南部馬等を蕃殖せしが、此の風潮に乘して建設せられたる者、卽ち育種場内の馬場にして、明治十一年初めて春季競馬を執行せり。疾走競爭となしたる此時に始まる、爾後毎年六月十五十六兩日札幌神社祭及八月二日三日屯田兵招魂祭の日を以て施行の常例となし、後明治二十年中島遊園地設置に際し、園内に五百五十間の馬場を作り育種場の馬場を廢し馬見場其

育種場内の馬場

遊園地内の馬場

現時の馬場

他一切を移轉し、同年秋季競馬以降同所に於て施行し、後四年八月又琴似川東岸字子取川農場内を卜し新に幅二十一間延長一哩の馬場を作り馬見所二棟厩舍四棟其他一切の設備を完成し其年十月十二日同所に於て第一回競馬を擧行して以來該所を以て札幌唯一の競馬場となす。

維持方法

其維持方法は開拓使時代に於ては、官の補助と、會員出資と、入場料及觀覽料等とによりたりしが廢使置縣の後は官の補助廢せられたるを以て、組織を改めて共同競馬會社の名稱を用ひたり。永山武四郎最も競馬に熱心し創始以來其會頭たり。明治二十三年之れを辭し、谷七太郎、南部源藏、本郷嘉之助、本間國藏等續ひて其後を承けて、明治三十七年に至る。時に馬場馬見所等既に荒廢に屬するも其修繕費の出金なきに苦む。茲に以て北海道乘馬會之れを繼受し寄付金を集めて其修理を整へ、三十八年政府馬券を許して大に馬匹改良を爲すに當り、一先づ北海道中央競馬會と改め、四十年三月更に北海道競馬會と稱じて、社團法人となし、別に資本金二十五萬圓の北海道馬匹奬勵株式會社を組織して、之れを併立する事となせり。然るに四十一年十月馬券禁止の命あり、會運再び困難の渦中に陷りしが、四十三年政府補助金に依り競馬維持の方法を樹て、株式

馬券

政府補助

會社を解散し、札幌競馬倶樂部と改稱して公益法人となして今に至る其理事長は持田謹也なり。

天覽競馬

先是明治十四年御巡幸の際、八月三十一日臨時競馬を擧行して天覽に供す。其日午後二時十分　陛下親しく北白川二品親王、參議大木喬任宮内卿德大寺實則以下を率ひ、札幌農學校に行幸あり。園を出でゝ直に育種場内競馬場に臨御、競馬三組及種馬、アイヌ人野馬捕獲の技等を天覽あらせられ、此二回勝を得たる騎手阿部哲三、一回勝を得たる騎手橋野新太郎、及アイヌ人等に各物を賜ふ所ありたりき。

出圍　臨三調馬場。枌楡林立。大皆合抱。傍設二棚檻一。以移二　御榻一。生徒賽騎馬無二異產一。衣之、與二帽紅黃紺灰一。以色分レ實。金鼓傳レ令。聽逐爭レ勝者三。既而蝦夷騾二野馬一入レ埒。群駭奔逸。立捉二長繩一。圍套約首縶レ者。縶レ尾羈レ者。騎レ背。羈騎並馳。一勝一負。雷轟電掣。觀者喝采。（國史紀稱）

遠覽競馬

後又明治十六年幌内鐵道開通式に當り臨時競馬を擧行し小松宮彰仁親王殿下の台覽に供したり。

競馬の流行

此時に當り馬耕の術漸く農民に普及し、牧馬數の增加と共に、馬匹改良の奬勵又盛なり。且つ高貴の御覽を經て以來競馬の流行は益甚しかりき。村落至る所農

山鼻屯田と競馬

間競馬を開はすを娯樂とせり。就中山鼻屯田兵最も其の盛を極め、中隊練兵場内に馬場を作り、其一隅に中隊共有厩を置き、又鵡川地方に共有牧場を設け、陸軍省より綠旗(三回雜種)鴻雲(二回雜種)の二種馬を借りて馬種の改良を圖り、兵士二名を選拔し東京乘馬學校に到りて馬術を傳習せしめ、兵士及其子弟等農間常に其練兵所内に於て日夕競馬を行ふを樂む。當時札幌競馬に疾走、アイヌ、ダク等の競馬の外アイヌの立乘、及裸馬の競走等ありしが、裸馬競走を行ふは札幌競馬を以て嚆矢となし、見る者頗る珍とせり、因つて之を以て誇りとなし、內地府縣より貴賓の來るあれば必ず臨時競馬を山鼻馬場に開催して裸馬の技を其覽に供するを常としたり。曾て明治十六年三月二十日監軍部長三好中將の來札するや、積雪の季に際し、馬場を用ふる能はざるを以て今の停車場通に於て山鼻屯田兵士の裸馬競走を擧行したる事ありき。茲を以て當時札幌競馬は山鼻兵村を以て殆んど其中心となし、新冠眞駒內勸業課等の官馬及會員の持馬等多く出馬すと雖も、名馬騎手多く山鼻兵村に出でたり。育種場時代より中島遊園地の時代に亙り、名馬と稱せらるゝ英號(屯田兵司令部持馬)三太號(中田甚之丞持馬)春風(佐藤甚之助持馬)小牧山號(山鼻屯田

裸馬競馬

中隊持馬)向破號(山本豊吉持馬)いろは號(佐藤三之助持馬電話號(佐藤小三郎持馬)如風號(岩根靜一持馬)綠雲號(寺田貞一持馬)沙流號(栃內元吉持馬)北海號(石戸谷才助持馬)高砂號(重松豊吉持馬)初潮號(今井市右衛門持馬)日ノ出號(日野壯七持馬)等の內、三太、春風、小牧山、向破、いろは、及電話の六馬は實に山鼻兵村民の持馬たりき。英號も亦競馬準備中は常に山鼻兵村に於て騎手廣瀨休四郎に飼養せられ、最も高名を博せり。札幌競馬場內殆んと其敵を見ず。又明治十八年十月十一十二の兩日函館競馬に於て、六歲にして三鞍の勝を得、翌年四月二十三日より二十五日に至る迄、東京上野の大競馬に於て、飯田藤作騎乘して三日共皆他の名馬に勝てり。當時東京橫濱競馬に於て、鹿兒島產岩川號、宮內省名馬墨染號最も盛名を馳せ、海內第一の稱ありしも皆遂に英號の爲めに破らる。時に皇太子殿下親しく台覽あらせらる。英號は新冠御料牧場牝馬の腹中に在りて拂下げられ、日高國門前村大塚助吉の家に生る。壯時四尺五寸八分、青毛牡馬にして頗る沈著なり。幼時豆腐粕を飼料とせしを以て『豆腐粕』の號あり、屯田兵司令部に購はれて官馬となり、其右鼻に瘤あるを以て鼻瘤號と改め、茲に至り始めて英號と改む。陸軍大臣大山巖海軍大臣

競馬の盛衰

西郷從道強て三箇年を期し借りて之れを東京に留む。後札幌に歸り、更に新冠御料牧場に赴きて種馬となり、再び拂下げられて大塚助吉の厩舍に終れり。

札幌競馬の隆盛は明治十九年馬術家函館大經の札幌に常住するに及び益、其盛を極めたり。函館競馬會と聯絡し、函館春季競馬には札幌競馬會函館に赴き、札幌秋季競馬には函館競馬會札幌に來り、毎歳聯合競馬を擧行して二十四年に至れり。札幌競馬の隆盛此時を以て其極となす。是より後永山武四郎會頭の地位を去ると共に、漸次衰運を來し、偶、明治三十八年政府馬券を許して大に競馬の奬勵を爲すに會して再び其名聲を恢復するの機會を得たり。此時に當り本道既に、洋種及び雜種の馬匹漸く多く、且つ政府輸入の濠州産又本道民中に拂下げられ、牧馬界は其形勢を一變せり、從つて競馬の方法も之れを改良して、半哩競走を廢して一哩以上となし、又五千五百間の長距離競馬を擧行し、往時の土産馬本位は漸次其制限を撤去し、洋種雜種馬本位となすに至り、其體格も亦育種場時代に於ては四尺二三寸なりしもの、中島遊園地時代には既に四尺五六寸乃至五尺に及び、更に益、其發達を爲し、其速度亦昔日の比にあらず、因つて障害物競走を起し、長距離競走を行ひ、乘馬共

進會を催し、騎手奬勵法を設け、大印號(大塚助吉持馬)第三豐平號(同上)進軍號(谷口清次郎持馬)豐龍號(武井磯吉持馬)稻島號(同上)藤波號(青木貞平持馬)第三松島號(高橋今朝藏持馬)第二小錦號(佐藤喜代治持馬)飛雲號(大澤藏吉持馬)突貫號(岩根靜一持馬)スウオロー號(飯田信三持馬)西舍號(三好佐吉持馬)等の駿跡を出すに至れり。就中第三豐平は東京に於て北園と改め、大印は花園と改め、共に京阪地方の競馬に於て大に駿足の名を博して帝室賞盃を受領せり。

第二十一節　御行幸

明治十四年奥羽竝に北海道御巡幸の事あり。秋八月三十日手宮小樽を經て我札幌に幸し給ひ、鞏を行在所豐平館に駐め給ふ事三日、九月二日鞏を啓き豐平川を渡り札幌本道を經て還幸の途に就かせらる。顧ふに本道開拓の廟議は、維新の當初百般の革新に先ちて確定し、其事業の成否は特に　陛下の軫念あらせ給ふ所なりき。茲を以て夙に本道行幸の議ありしと雖も、維新草創未だ其盛儀を拜する能はざりき。

開拓事業御軫念

札幌行宮の廻議

明治四年三月米澤人中條政恒本道經營案五條を奏議す、其一に曰ふ『臣愚謂く華士族の大患を解き北海道の開拓を成さんとするや、行宮を北道札幌に開き、天皇陛下一二の大臣を率ひ、同歩輕行、沿道に就諭し、直に彼地に幸し、親く山川を跋渉し、自ら萬務を指令し、中略至誠源々唯此地を開き此業を成すを以て標準とせば、數十萬餘の華士族竝中外の民誰か感動憤激事に就かさらんや』云云とあり。又明治七年雇外人ラィマン報文中に、明年札幌に行幸あらせらるゝの際、天幕旅行を以て奥地御探檢を請ふ云云の一節あり。

函館御巡幸

然れども明治九年東北地方御巡幸の際、既に車駕を函館に進め給ひ、海路直に歸

太政大臣御代覽

を東京に還し給ふや、直に太政大臣三條實美に特命し、參議山縣有朋伊藤博文寺島宗則等を隨へ、札幌地方を巡視して、親しく開拓進歩の狀勢と人民の勤惰を視察せしめ給ひたりき。而して大臣の巡視終るや、黒田長官は管内人民に對し『且竊ニ想フニ　天皇陛下ノ臨幸モ必遠キニ非ルヘシ市民一般益其業ヲ勵ミ獨立不羈ノ民トナリ國家ノ富強ヲ賛成スルヲ期スヘシ』と諭達したりき。而して札幌間鐵道既に開通し、開拓使の十年計畫は明治十四年を以て其期盡き、開拓の功業一段落を爲したるを以て、茲に　陛下の行幸を奏請したるに車駕七月を以て東京を發し、八月二十八日鞱を青森港に駐め給ひ翌二十九日扶桑艦に御乘艦あり、金剛迅鯨日

御行幸準備

東北北海道御巡幸

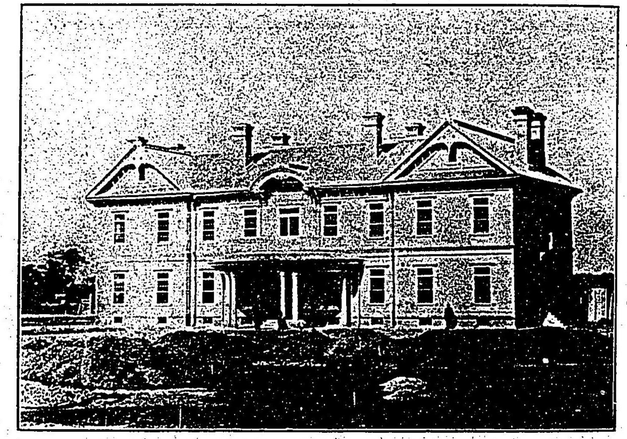

豐平館改築工事後の景(明治十四年の行在所)

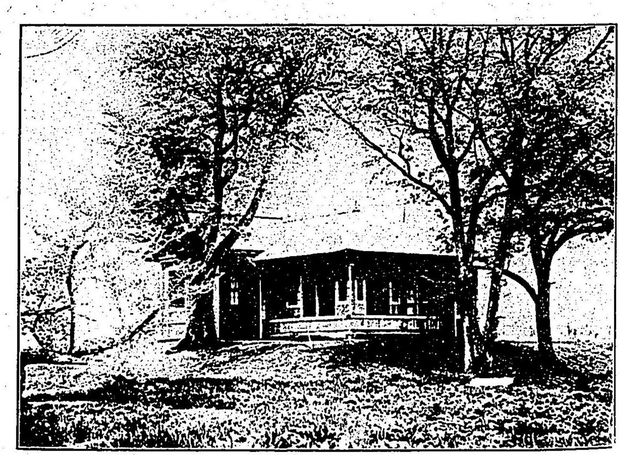

舊偕樂園内の清華亭(明治十四年の御駐鞱の地)

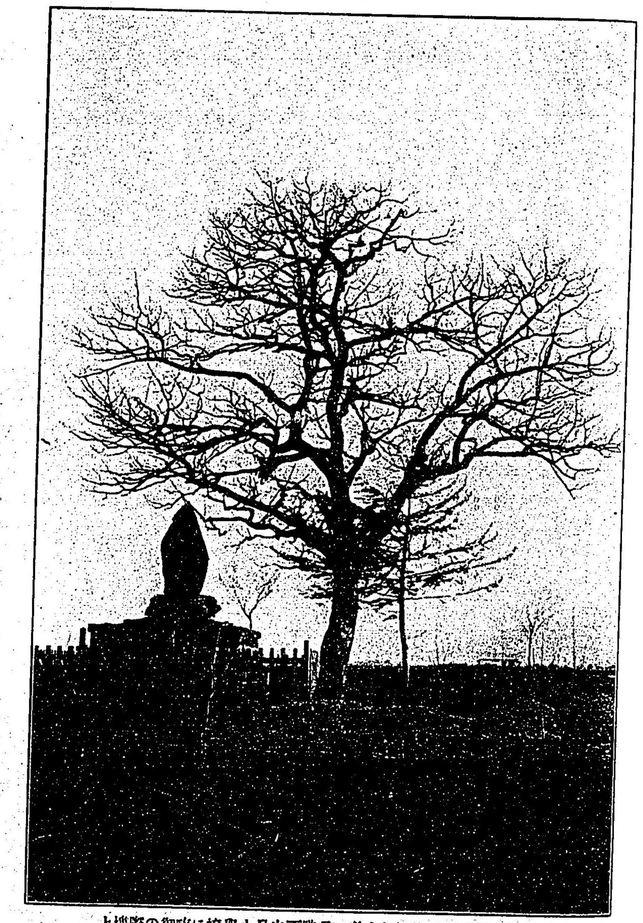

御駐蹕の楠（明治十四年九月一日陛下山県小學校に臨御の際上
よりに其樹名を問はせ給ふ村民尊崇其樹下に開村記念碑を建つ）

進三艦矯龍函館諸船を從へ同港に向ひ給ふ。而して御召艦當に三十日午後二時を以て手宮に著すべし、然るに午後三時尙其艦影を見ず。黒田長官以下奉迎の諸員大に憂慮し、岩内沖廳二船を出して候せしむ、既にして晡時に至りて漸く御著艦あらせらる。蓋し、前日海上暴風雨あり遂に遲れて此に至りしなり。

手宮御著艦

御航海中の暴風雨

我船疾驅先抵二大島一。麾石竦峙。不レ可レ邇。停レ輪待二御艦至一。僅進。夜暴雨風濤。成レ山。風楫顚簸。架上器皿沒墜擲レ地。作二碎玉聲一。衆皆昏困。頓忘二能支持者一。翌數人而已。三十日。展登二柏樽一。風潮益號。船首昂低。與レ浪相鬪。飛沫雨注。寒同二嚴冬一。過レ午天霽抵二奥尻島一。右望二後志州一。困者蘇。僵者起。嘔吐者索レ食。聚二談客室一。（蹤蹟紀程）

札幌御著

因つて小樽御巡幸の豫定を變じ直に午後六時四十分手宮停車場御發車あり機關車幾經號をして之れを率かしめ給ひ、午後九時札幌停車場に著御あらせらる。暫時御休憩、御料の馬車に召させられ、警部二名騎馬御先導、御行列、騎兵、天皇旗、騎兵、御車、騎兵、皇族、大臣、參議、黒田長官、調所大書記官等供奉し、西四町目を南し午後九時三十分行在所豐平館に著御あらせ給ふ。開拓使判任官以下及郡區町村吏、農學校小學校敎員生徒、外國人等皆御道筋の兩側に整列奉迎し、屯田兵半大隊整列捧銃の禮を行ふ。警部四名巡査四十名御道筋を警衛す。行在所は屯田兵半大隊整列儀仗

行在所御著

供奉

開拓使本廳臨御

を爲し、四隅に歩哨を置き、警部六名巡査四十名警衛の任に當る。此夕車駕將に小樽を發せんとするや、天黒く雨至り、札幌に至て歇む、停車場及道路に數千の毬燈を掲け、且つ處處に篝火を設けて、市街各戸皆國旗及毬燈を掲げ、豊平橋北に於て屯田兵及區民等煙火を演す、明白日の如し。奏任官就て天機を伺ふ。供奉は北白川二品親王御旅館中教院左大臣熾仁親王御旅館分局參議大隈重信同大木喬任同黒田清隆内務卿松方正義宮内卿德大寺實則同大輔杉孫七郎同大書記官堤正誼同權大書記官兒玉愛次郎内閣大書記官金井之恭一等編輯官川田剛内務權大書記官田邊良顯大藏少書記官橋本安治一等侍醫伊東方成二等侍醫岩佐純侍從米田虎雄同山口正定近衛歩兵少佐立見尚文同野田時敏騎兵中尉大高坂正元等なり。此より兩日本道開拓の政務と札幌及ひ附近の開拓進歩の狀況を御親閲あらせらる。

八月三十一日 午前八時三十分行在所に於て、開拓使奏任官以下有位の屬官幷華族菊亭脩季、士族堀基伊達邦成、伊達邦直、及ひ屯田兵下士以下帶勲者に謁を給ひ。九時二十五分御馬車にて皇族大臣參議等供奉し、開拓使本廳に臨御あり。黒田長官以下屬僚廳の北寄正門外に奉迎す。便殿に於て奏任官を召見し、正廳に於て黒

工業課臨御

紡織所臨御

麥酒製造所臨御

苗圃園及苗穗札幌兩村御歷覽

農學校園臨御

開長官の開拓使以來の施政始末、風土民情等の進奏、及調所大書記官の札幌本廳根室支廳兩管内の事務梗概及諸政表の奏聞を受けさせられ、畢つて諸局課御巡覽、便殿に復御、九時五十分還御。十時工業課臨御、表門より入御、蒸氣木挽場北口前にて御下車、器械運轉の天覽あり、了て東口より出御、再び御乘車、物産課所管製粉所前にて御下車、粉磨運轉　天覽の後、御乘車、煉鐵所、木工所前通御、御道筋に陳列したる工業課製品天覽の上、水車所東口前にて御下車、器械所に入御、水車機械の運轉御巡覽、十時五十分還御、十一時紡織所に臨御、製絲所に入御、繰絲の畢業天覽、更に織物其他の展列所へ入御、創業以來の繭等天覽あり、大幅黒琥珀織一疋、同黒綾織一疋、同白縮緬一疋、絲織十疋、紬類九段、手巾類三打、眞綿百目、生絲繭一箱、紗紗三枚、土人刺物一枚、御買上げあり、十一時三十分出御。同三十五分麥酒製造所へ臨御あり、貯麥所、冷酒所、煎麥所を經、製酒所、瓶詰所、醸酒所、酒窖及製麥所等御通覽、便殿に入御、獻上麥酒の御風味あり、夜に入て再び一打を行在所に獻ず。十二時出御、苗圃園を經、苗穗村勸業係衙署及札幌兩村御歷覽、午後一時前還御。午後二時十分農學校園臨御、園内通御、生徒農業現術の天覽あり、續て家畜房及び排水瓦製造場等御

競馬場臨御

巡覽、勸業係構内に渡御、競馬場便殿に著御、競馬三組の天覽あり、了て雜種種馬、畚土人野馬捕獲の技等の天覽あり、五時二十分行在所へ還御あらせらる。

此日競馬二回勝を得たる騎手阿部啓三郎へ白羽二重一疋、一回勝を得たる橘野新太郎へ同一反、竝に野馬を捕獲せし畚土人八名へ酒三樽の下賜あり。此日左大臣熾仁親王大隈參議松方内務卿及黒田長官、金井内閣書記官等陪從し、北一條一號官舍(丸太組長官邸)藻岩學校、陸運改良掛、札幌病院等の御代覽あり。一號官舍に於ては其家屋及煖爐の構造を御巡視、藻岩學校に於ては生徒收獲の繭、絲、麻苧、其他各種の農産物閲覽、各教場生徒の就業等御巡覽あり、陸運改良掛に於ては其設備の馬車、橇車及冬季鐵蹄等御閲覽。札幌病院に於ては司藥所事務所、男女病室、豫防室、施療患者室等の御閲覽あり、又午後五時山田内務卿黒田參議苗穗村監獄を巡視す。此夜熾仁親王當別村伊達邦直同吾妻謙を御旅館に召し、移住以來開墾其他の實況を質し、又土人八名を行在所に召し酒一樽を賜ふ。黒田長官諸報告、諸表及地圖寫眞等を乙夜の覽に供す。

九月一日 午前十時御馬車豐平橋を經て眞駒内牧場臨御、家畜房通御、御小休所

眞駒内臨御

熾仁親王御代覽

一號官舍

藻巖學校

陸運改良掛

札幌病院

内務卿の監獄巡視

山鼻學校臨御

札幌農學校臨御

博物場臨御

清華亭臨御

熾仁親王小樽御代覽　二品親王琴似屯田御代覽

藤波侍從の視察

札幌神社勅使參向

前にて御下車、暫時御休憩、場内農業の景況天覽あり。十時三十分出御、豐平川假橋渡御、石山新道に向け發御あり。十一時三十分山鼻學校へ著御、樓上に於て暫時御休憩、屯田兵收獲の耕產物製造物及根室花咲學校生徒の裁縫品等天覽、了て正午還御。午後二時札幌農學校臨御、左右兩講堂生徒受業の景況御通覽、博物室に入御、展列品天覽、尋で樓上へ渡御、生徒の理化學、化學の實驗等の天覽あり、了て二時四十分還御。三時、博物場臨御、場内展列品御通覽、三時十分清華亭臨御、舊樺太土人(對雁在住者)の舞踏天覽あり。三時四十分行在所に向け還御あらせらる。

此日左大臣熾仁親王小樽手宮等の御代覽あり、二品北白川宮又琴似屯田兵開墾地の御代覽あり、松方内務卿又札幌、丘珠、篠路を經て茨戸に至るの間各村の農況を巡視せしが、又藤波侍從を同所に差遣し、農事其他の實況を視察せしめらる。侍從石狩川の水利を見聞して其實況を圖し、早山清太郎に立寄り開墾地を一覽し、丘珠村舊支那人開墾地に莅み、移住以來の事蹟を問ひ、且沿道の農況を質し還つて其狀を奏す。又此日宮内大書記官二等掌典心得堤正誼を勅使として札幌神社に參向せ

しめらる。又此日左大臣熾仁親王より、西南役戰死者遺族及屯田兵招魂社に祭粢料を賜ひ、又在廳各官吏、屯田兵、郡區吏、雇外人、農學校生徒、博物場、眞駒內、蒸汽器械所水車器械所、麥酒製造所、防織場等の各職工、及鮭一尾を獻上したる蝦土人、本廳及根室支廳管內八十歲以上高齡者等に各酒饌料を下賜せられ。又開拓功勳者田村顯允、吾妻讓、早山清太郎、中山久藏、中田儀右衞門に賞狀を下賜せらる。

祭粢料、酒饌料、賞狀下賜

御陪食

此夜　陛下左大臣、二品親王、及開拓長官等を召して陪食せしめ、奏任官に酒饌を賜ふ。

札幌御舟營

九月二日　午前六時五十分、本日御發輦に付札幌本廳主任調所大書記官に謁を賜ひ、同七時驛を啓き札幌行在所豐平館御發輦あらせらる。供奉御行列等御著輦の時に同じ、鈴木開拓權大書記官供奉し、儀仗屯田兵半大隊は行在所に於て、半大隊は南三條東一丁目に於て皆捧銃奉送の禮を爲し、長谷部開拓大書記官、佐藤開拓少書記官、御用掛辰野宗城等御巡幸御用取扱諸員を率ゐて陪從す。永山準陸軍大佐荒城準陸軍大尉奉送して島松驛に至る。其奏判任官、御用係郡區吏、諸學校生徒等、皆豐平橋側及沿道に堵列奉送す。又御警衞の爲め警部四名巡査四十名を札幌より月寒村御小憩所間に配置す。

豐平館の縱覽を許す

御發輦の後、此日及翌三日の兩日を以て豐平館の縱覽を許す、明治二年始めて荊棘を開き札幌本府を經營するの時に於て誰れか敢て今日の盛儀を夢想せんや。十月十一日車駕東京に還御し、翌十五年一月十一日黑田開拓長官を內閣顧問に轉任し、參議西鄕從道を以て其後任たらしめ、續て二月八日開拓使を廢し札幌函館根室三縣を置く。

黑田長官內閣に轉ず

廢使置縣

第四章　教育

第一節　專門教育

明治三年五月黑田次官任命と共に、開拓意見の御下問あるに際し、其開陳九條中に、將來本道に大小學を興し、大に皇化を布くの議を奉答し、十月又書生を精選し、海外に分遣して事業を視察せしめ、以て他日の用に資せんことを上表したるが翌十一月に至り、黑田次官洋行の命と共に、留學生を帶往すべきの御沙汰あり。茲に札幌高等教育と海外留學生との基礎を爲せり。

黑田次官の興學方針

海外留學生

一　海外留學生　明治四年正月四日黑田次官洋行發途と共に、其精選したる書生、青森縣士族山川健次郎(十七歲米國留學工學專修)酒田縣士族服部敬次郎(十六歲米國留學鑛山學專修)鹿兒島縣士族二木彦七(十六歲露國留學鑛山學專修)同種子田清一(二十三歲米國留學農學專修)同最上五郎(二十六歲米國留學農學專修)山口縣士族山尾常次郎(二十三歲米國留學農學專修)同來原彦太郎(十六歲米國留學鑛山學專修)

を同行し、各地に配置したるを嚆矢とし、四年十一月十二日、又、東京府士族土肥百之(十七歲)を獨逸に、同來見甲藏(十八歲)を露國に留學せしめ、五年二月十八日鹿兒島縣士族大山助市(十五歲)同村田十藏(十五歲)同大和七之允(十七歲)同鮫島武之助(二十二歲)山口縣士族志道新之允(十八歲)を米國に派して、礦山學を專修せしめ、又鹿兒島縣士族稅所長八(十七歲)同市來宗介(二十四歲)同得能新二郎(十三歲)東京府士族工藤精一郎(十七歲)後自斐(群馬縣士族新島七五三太(三十二歲等を米國に派して農學を專修せしめ、又高知縣士族宮地堅一郎(二十三歲)山口縣士族江村次郎(二十歲)同桐原仁平(二十二歲)をして露國に於て農學を、又靜岡縣士族榎本彦太郎(二十歲)をして、佛國に於て農學を專修せしむ。後又足羽縣士族長谷部仲彦(二十三歲)を佛國に遣はして工學を專修せしむ。其數前後三十有餘名に達し、其卒業歸朝を待ちて、本道の開拓事務に從事せしめんことを期せり。

留學生處分

後六年四月、海外留學生處分の議興り、文部省統一管理して、劣等者を淘汰し、正則を經ずして、直に專門に入るを戒むる事としたるが、是、文部省及伊藤博文、英國博士

等の建言に基けり。然るに黒田次官は、本使留學生は、元來開拓草創の際、農工諸術實用の人材に乏しきを以て、一身を本道に委せんとする者を選び、各其所長に就き、專ら其技を習はしむる者にして、材を求むるに急なる、正則を踐み、全材を成達せしむるの暇なきを陳じ、且つ、其管理も亦依然本使之に當らんと請ひしも聽されず、八月遂に海外留學生は、海陸軍生徒を除くの外、各省使差遣の者は、都て文部省の管理に歸するの命あり。黒田次官尚稟議數回、其主張を貫かんとす、十二月留學生の名稱を廢し、本使御用技術質問として在留せしむるの意見を上書せしも、是亦遂に容るゝ所とならず、太政官は文部省に命じ、悉く留學生を歸朝せしむ。茲に於て或は歸朝の命を奉せずして、自費留學する者ありしも、多くは業半途に歸朝し、本使の海外留學生は全部廢止となりたり。後十二年五月に至り、留學生に對する政府の方針變更と共に、米國アーマスト農學校自費留學生橋口文藏鹿兒島縣士族を三年間本使官費生と爲し、又九年十一月西村哲をして、器械學成業の爲め、五箇年間佛國に留學せしむ。

留學生に歸朝を命ず

東京假學校札幌學校

二　東京假學校、札幌學校　札幌農學校は、明治九年九月十一日の命名なりと雖も、其起原は、明治五年三月東京芝山内に開校したる東京假學校及八年八月之を札幌に移して改稱したる札幌學校とに遡る。而して札幌學校の諸規則を改正し、農學專門科を開設して、再び札幌農學校と改稱したるもの、卽ち今の東北帝國大學農科大學の前身なり。

大學設立準備

黒田次官洋行前既に他日大學設立の意ありしやを知るを得ずと雖も、顧問ケプロンの招聘と共に、大學設立の議は益〻進捗したり。ケプロンの來朝は四年六月に在り、而して八月十五日其部下アンチセル、ワルフキールド二人本道視察の途に上るに際し、農學校の建築場所は特に注意して調査すべき旨を命じ、又八月二十五日には、本道に大學の設立を斷行せんとせば、先づ圖書館博物館の設置缺くべからざるを以て、其材料は歐米各國と彼我の材料交換の方法とに依りて、收集すべきを注意せしが、四年十一月二十二日提出の初期報文中には、札幌農學校設立の必要に就き、實に左の如く論せり。

ケプロンの建議

農學校(Agricultural Colleges)學理的組織的實際的の農業を開くは政府の責任なるべし、而して之を施行せんとせば、東京府下の蕃樹園及び札幌の農園に附屬し、各般の農業を教ふる學校を起すべし、其

經數少くして實效の大なる者之を措て他に其比を見ざるべし、此兩所の學校には、化學試驗所を設け、農事各般の業に練熟せる教師を聘屬すべし、是蟲學博士の如きは、牛羊蠶蟲の爲めに數萬の產物を亡失する地方に在りては、極めて有益のものなるべしと。

茲に於て黑田次官は、明治五年正月二十日を以て、『北海道に於て農業、工業諸課學校取建可申候得共、差向當地に於て假小學校を設け、生徒夫夫修業爲致度、就ては鑛山學、器械學、農學其外諸學教師、追追雇入度云云』の稟申を爲したるに、太政官は之を採許すると共に『鑛學、器械學、農學等は、文部省に於て中學科に列し候義に付、小學の名稱を止め假學校と稱し可申』と命せり。假學校の名稱茲に基く。因つて同月二十二日ケプロンの意見を徵し、農學校造營場所を札幌と決し、其間先づ東京に於て假學校開始の事となり、化學教師、器械學植物學、畫學教師各一人宛を米國より招雇の稟裁を經、五年三月芝增上寺舊方丈跡(出張所を山內戚德院に移す)を以て、東京假學校となし、普通專門の二科を設け、生徒百名を限り、官費私費各五十名とし、其生徒には官費生は卒業後十箇年、私費生は五箇年間本道開拓に從事するを誓はしめ、荒井郁之助を校長に、アンチセルを教頭兼化學地質教師に、ワッソンを英語數學教師と爲し、四月開校式を擧ぐ。六月アイヌ人男女二十七名七年七月內十三名歸鄉を召し、芝山內清光院に居らしめ、其內少壯者は假學校に通學せしめ、其他は青山濠谷官園內に於て樹藝牧畜を習はしめたるが當時アイヌ人百名を上京せしむる豫定なりき。六年三月に至り、生徒外國語に通せず、譯官を要するを以て、先づ專門科を中止し、普通學を專修せしむる事と爲し、生徒五十名(七年九月札幌學校官費生廢止に付、其優秀者五名を本校に移す)を選びて官費生と爲し、以て卒業後は本道に移籍して、五年間奉職を約せしめたり。七月聖上青山官園に臨幸、生徒の讀書講義及農具使用等の叙覽ありたり。先是、六年三月規則の改正と共に、英語科、佛語科を置き、米人ロック、佛人フークを聘せしが、幾何もなく佛語科を廢し、生徒の衣服洋品を禁じ、小倉織となし、又八年三月食物を改め、麵包肉菜を用ひしむ。蓋し衣食改良の模範たらしめんが爲めなり。

八年八月兼て札幌に造營中なる、北一條二條、西一丁目二丁目間約二町四方構內の校舍竣工したるを以て、米人ウイリアムス、コルウインを語學教師とし、體格強壯の生徒三十四名を選び、八月八日札幌學校と稱し、九月七日開校式を擧げたり。時に生徒の普通學も漸く進歩したるを以て、專門科の教授を開始せんとし教師雇入の

黑田次官の稟申

假學校名稱の基因

假學校開校

アイヌ人の東京留學

陛下の御臨幸

衣食改良模範

札幌學校開校

生徒騷動

準備中、生徒宗像政、志水小一郎、堀田連太郎等首唱者となり、其速に專門科を置かざるを憤り、騷擾する所ありき。因つて佐藤勇、小野兼基、荒川重秀、伊藤一隆、安田長秋等校規に從順を誓ふ者を除き、首謀者以下八名に退校を命じ、翌年札幌農學校開校の際は、其不足生徒を他に召募して充員せり。

札幌農學校

三札幌農學校　帝國に於ける高等農學校は、實に札幌農學校を以て嚆矢となす。而して其豫備普通學は皆東京假學校及札幌學校に於て學得したる者を基礎と爲す。九年七月吉田駐米公使の紹介に因り、米國マサチユセット州立農學校敎頭ウキリアム、エス、クラーク在職の儘、札幌農學校敎頭に招聘せられ、同校卒業生ウキリアム、ホウキレル（數學及土木學敎師）及ダウイツト、ピ、ペンハロー（植物學及化學敎師）の二人を同伴して來朝したり。因つて別に漢學敎師を置き、從來の札幌學校生徒を試驗し、其合格者十二名、及東京英語學校（後大學豫備門と爲る）より募集せし十二名を併せて、本校官費生と爲し、又豫備科を設け、課程を三年とし、生徒の通學を許し英語數學地理等を敎授することゝなし、八月札幌農學校と改稱し、黒田長官以下臨校して開校式を擧行せり。敎頭クラーク在職僅に一年に過ぎずと雖も、同校校風

クラーク

札幌農學校開校

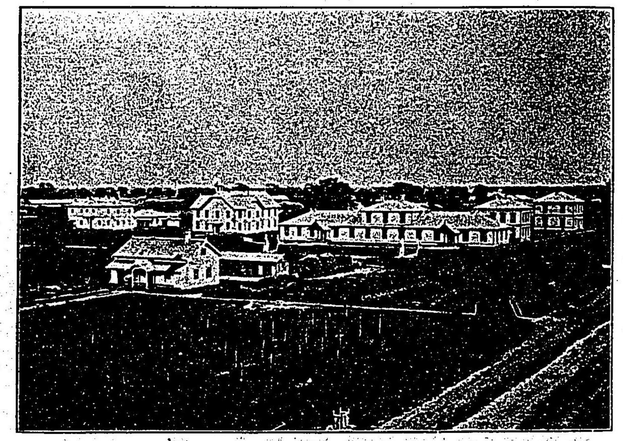

札幌農學校（左講堂中央演武場右寄宿舍共後は自修室食堂及化學室等にして前は判官邸なり）

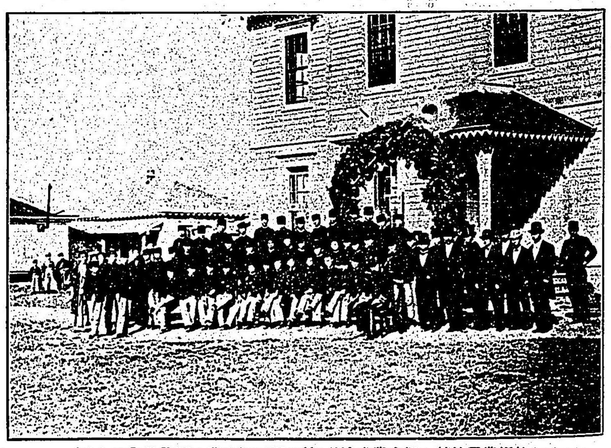

札幌農學校第一期卒業式（第一第二第三期卒業生等皆此内にあり）

の基礎は、既に此時に成れりと稱せられ、其去るに臨み、學生に訣別したる "Boys! be ambitious" の語は、校章の如く傳へらる。クラーク黒田長官と抗爭し、德育方針は基督敎に據るに若かずとなし、毎朝學生(科程外)を集めて、聖書の講義及祈禱を爲し、以て、札幌に於ける基督敎の基礎を置きたるが、彼が其開校式に於て爲したる演說は、頗る堂堂として、其眞面目の躍如たる者あるを見る。而して其演說の要領は左の如し。

クラークの德育方針

クラークの演說

一 マサチューセット州は敎育事業に於て誇ると雖も、農學校の設置は十年以前に在り然るに今日本國最初の農學校開校式に列するは極めて榮譽とする事。

二 開拓使の三官園(青山、大野、札幌)は、マサチューセット農學校得業の日本人之を管理し、今又予は同校卒業生二名を伴ひて來朝し、同校と均しき一校の基礎を安置せんとする事。

三 學校の設備は、政府の義務なれども、農工業の學術的研究は、歐米と雖も、僅に數年前の著想なるに、黒田長官が農學校を著手の第一としたるは、盛擧なる事。

四 最初の敎授局の組織を委託されたる以上は、勇を以て生徒の模範となり、敎導開發に盡すべし。

五 日本帝國の專制政體を忽如として脫したるは、頗る奇蹟に似たり、今敎育を受くるの學生は、必ず大志を叫醒せざる可らず、且つ日本は人材を要求する事頗る大なる事。

六 學生は自己の勤勞及信用より生ずる最上の榮位を得る爲め、健康節制、從順勤勉の習慣を養ひ、時

機の學ぶべきあらば、學術の何たるを論ぜず、力の及ばん限り、其智識と巧妙とを求むべき事。

七重要の地位は、正直にして剛毅、聰明の人材を渇望すと雖も、各國何れも之を得ざるに苦む事。

入本校の設立は極めて卓見に出で、本道の農業を興し、本道生産業の爲めに、大功あれば、其初期の間を保護するときは、他日獨り本道のみならず全帝國の尊敬を受くるに至るべき事。

開拓使時代より縣治時代の札幌農學校は、實に此軌道を辿りたる者の如し。

教師

九年五月職制及校則を定め、少判官調所廣丈を校長と爲し、十四年二月權少書記官森源三之に代り、教頭クラーク雇期一年にして去りて後、ホウキレルペンハロー及ブルークス等相亞で教頭心得となれり。又教師は十年二月米國農學校卒業生ウキリアム、ピ、ブルークスを農學教授(後植物學兼擔)に、十一年九月、マサチユセット農學校及ハーバート醫學校卒業生ジョン、クラレン、カッターを、生理解剖及英語教師に、同十一年少尉加藤重任を兵學科教師に、十二年一月マサチユセット農學校藝術學卒業生セレル、ホバルト、ピーボデーを數學及土木教授に、十三年五月ニウゼルシー州ラトカルス校卒業生工藤精一を豫科教員(後化學助教授兼地質學教授)に、七月英人サンマースを英語及畜學教師と爲し、十月本校卒業生大島正健を豫科教員に採用せり。

設備

九年九月校内に米國スミソニヤン、インスチチユーションの法に據り、初て測候所を設け、ホウキレルをして之を掌らしむ。又十月農學校園を設け、十二月圖書館を新築し、開識社と稱する文學會を設け、十年二月本校第一年報を發兌し、八月化學教場を新築し、十二月校地内に樹木栽培所を作り、十一年二月溫室を實地練習所と爲し、農具及測量器械等を新に米國に購ひ、十月演武場を建築して、盛大なる開場式を擧行し、十二月毎月發行の札幌農學校報告第一卷を出し、十二年十一月校地内に觀象臺を築き、トランシット、ゼヲトライト使用の爲め、石柱と回轉圓頂格とを裝設し、又樓上に米國製塔鐘及工部省製作場製の鐘を裝設し、ヒーボデーをして時時天象を觀測して、眞正時辰を報せしめ、十四年七月演武場鐘樓を改築し、自鳴鐘を裝置す、今の札幌標準時時計臺卽ち是なり。(現今は帝國の標準時との差二十五分二十四秒にして標準時の正午は十一時三十四分三十六秒なり。)

生徒

十年七月東京英語學校より官費生十七名を募集し、十一年九月又十七名を入校せしめ、十三年八月貸費生十九名、私費生一名を入校せしむ。而して新募集生徒は、卒業後本道奉職の約を止め、其望みに應じて學費を貸與し、卒業後月賦返還の方法を設く。先是明治九年八月、三條太政大臣、寺島、伊藤、山縣三參議等巡視、學生を奬勵

大臣參議の學生奬勵

修學旅行

したり。當時該校は夏季休業の日は、各教師等をして皆各其生徒を引率して、動植物採集鑛物地質及農産物の探究、竝に道路線の測量等を爲さしめたるが、其爲す所今日の所謂修學旅行等に比すべきものにあらず頗る雄大なる者なりき。明治十年の夏季に施行したる修學旅行の如きは、一はベンハローに從ひ、地質植物學研究の爲め、石狩川を溯り、一はブルークスに從ひ、長萬部、岩内方面に鑛物農産等を探討し、一はホウキレルに從つて、黒松内道路を測量せしが、其内ベンハロー引率の一隊は、佐藤昌介、内田瀞、大島正健、佐藤勇、田内捨六、出田晴太郎の六學生にして、雁來よりアイヌの丸木舟を艤して豐平川を下り、石狩川に出で、對雁より石狩川を溯りて空知太に出で、更に空知川を溯りてアシベツに至り、尚アシベツ川を溯航し、夕張岳の裏に到りて初めて歸路に就けり。當時對雁以東、一人の邦人居住者なし。因つてアイヌ小屋に宿泊し、アシベツより上流は天幕野營を爲し、常にアイヌ人十餘名を嚮導となし、且つ行李を運搬せしむ。日子を費すこと四十餘日。一行歸校の後搨を患ふる者多し、實に一大探檢と謂ふべし。當時一行の採集したる標品類は、札幌博物館に保存せり。

卒業生

斯くて明治十三年七月初めて荒川重秀、佐藤昌介、伊藤一隆、黒岩四方之進、小野傘基、大島正健、佐藤勇、内田瀞、渡瀬寅次郎、柳本通義等十三名の第一期卒業生を出し、翌十四年七月又内村鑑三、宮部金吾、廣井勇、南鷹次郎、足立元太郎、新渡戸稲造、岩崎行親、町村金彌、高木玉太郎等十名の第二期卒業生を出し、皆農學士の學位を受く、實に本邦農學士の嚆矢たり。明治十四年九月御巡幸に際し、陛下親臨生徒の學業を叡覽あらせらる。

本邦農學士の嚆矢陛下の御臨幸

農學校園現術生

九月一日午後二時札幌農學校臨御、該校四中央門より入御、校長森權少書記官教員及係員門外に奉迎す、校長御先導、演武場に於て御下車、左右兩講堂、生徒授業の景況御通覽、博物館に入御、展列品天覽、導て樓上に渡御、此時生徒理化學化學の現術を天覽に供す。了て二時四十分還御、校長教頭及校員生徒門外に奉送す（御巡幸日誌）

農業現術生の經營

四農學校園現術生　明治九年九月札幌農學校開設と共に、札幌官園を引渡し、現時の農科大學第二農場なる鐵道線路以北の地、三十萬四千五百坪を農學校附屬地と爲し、之を農業園と名づけ、歳額一萬五千三百五十圓と定め、生徒の農業實習場と爲し、又農業現術生を教養せり。

九年十月教頭クラークを園長と爲し、牛馬及農具諸器械を屬し、玉蜀黍其他穀蔬

種子等を米國マサチュセット州より購入し、十年一月三層の米國風家畜房(バーンと呼ぶ)を築造し、畜類防寒及器具其他收穫物等の貯藏場と爲し、秤量器及玉蜀黍燕麥等粉碎馬力器械を裝置し、牧夫三人を以て、馬十頭、牛三十二頭、豚十頭を飼養し、二月園內に排水溝渠を築き、道路を開鑿し、クラーク歸國後は、ブルークス後任となれり。十月雜穀庫一棟を築き、樓上に穀蔬種子を貯藏し、樓下に玉蜀黍貯藏場及脫粒室を設け、十一年二月溫室を所屬となし、園藝演習所となしたり。先是、マサチュセットよりアジヤ種乳牛六頭、牡牛一頭を購入せしに、此月牝犢二頭を產む乳汁頗る多し。十二年六月更に家畜房屬舍を築き、下層を豚舍、種牛舍及屠殺場と爲し、其下に菜根貯藏窖を設け、上層を牛酪製造所、秣貯藏所、及貯水所と爲し、風車流水を引て、房中各部の水槽及庭中に分配せしめ、十月又排水管製造器械を米國に求め、製造所一棟及窯一箇所を築き、馬二三頭を以て回轉すべき碎土機械を裝置して、瓦管製造に著手し、新式排水を園內に試み、十一月又砂糖及舍利別製造の爲め、早熟號珀甘蔗を試植し、搾汁器及蒸發器等を米國に購ひ、製造所を設けて製造に著手し、翌十四年十二月頗る好結晶を得たり。又十三年新に屬地九十七萬坪を增加せしが園內濕

地千四百五間に排水管を裝置し、其他三千五百餘間の溝渠を通じ、濕地は之を牧場と爲し、排水地は之を耕作地と爲し、耕種方法を改良し、漸次好結果を得たり。

農業現術生は、明治五年札幌官園內に於て、農業現術修業を爲さしめたりしを、六年一月札幌學校官費及貸費生の本道奉職年限規則に準據すべきを命じたるに基き、後八年六月農業修業人として三十名を限り、一箇月六圓の俸給を與へ、札幌官園に就いて、新式耕耘術を學ばしめ、歸鄉の後之を村民に傳習する者は六箇月間猶同額の俸給を與ふる制を立てたりしが、九年三月農業現術生徒取扱規則を定め、十五歲以上二十五歲迄の男子に入園を許し、牧畜、培植、耕耘、器械等の數科に分ち、專ら實地學習の事と定め、東京本道を通じて學生を五十名と限り、成業期限を大凡五年とし、熟達の者は期限に依らず、在園中一等現術生徒は一箇月八圓、二等現術生徒は七圓、三等現術生徒は六圓を給し、一等卒業生に月俸十五圓二等卒業生に十二圓、三等卒業生に十圓の月俸を支給し、成業後五箇年間卒業生は從事年限を通算す本道開拓の事業に從事せしむる事と定め、九年七月札幌農學校開始の際、入學試驗に落第したる札幌學校生徒十四名を轉じて現術生と爲し、十年又多少規則の改正ありて

募集を爲したるが、此速成現術生は、札幌及札幌附近の實際的農業上に、頗る效益ありたり。

假醫學所　**五**　**醫學所**　明治三年一月二十九日東京假學校雇教師雇聘と同時に、札幌にも病院建設の爲め、一等醫師一名、二等醫師一名を、米國より招聘の稟裁を經たり。次で五年一月二十三日、愈、札幌病院及醫學校設置の必要に迫り、太政官に對し、『北海道の義は、素より至寒の地、且つ瘴氣も甚だしく、不馴の身體にては、自然、一種の厄病を發し候樣の事有之、萬一流行病等有之候ても、良醫乏しく候ては不相叶義に御座候間、此度病院及醫學校を建申度付ては外國より良醫三名程も相雇ひ申度』と稟申し、直に『病院幷醫學校取建之儀伺之通、但醫師雇入其他細則等伺の上、施行可致事』との稟裁を得たり。因つて其歳七月、澁谷良次、新宮拙藏、竹內正恒、其他醫員十數名東京より赴任したるを以て、十月生徒察を築き、假醫學所と爲し、官費生三十三名を限り入校を許し、先づ資生館及開塾係をして、本道內に於て、年齡十五歳以上二十二三歳迄醫術有志者を入選出願せしめ、當時の札幌病院長澁谷良次を校長に醫員岸源次郎を教頭に醫員澁谷文次郎及橋口某、川崎某長岡某等を教師となして開

明治八年九月札幌學校開校式
（此內に森源三民野宗城及學生宗像政清水小一郎畑田連太郎等あり）

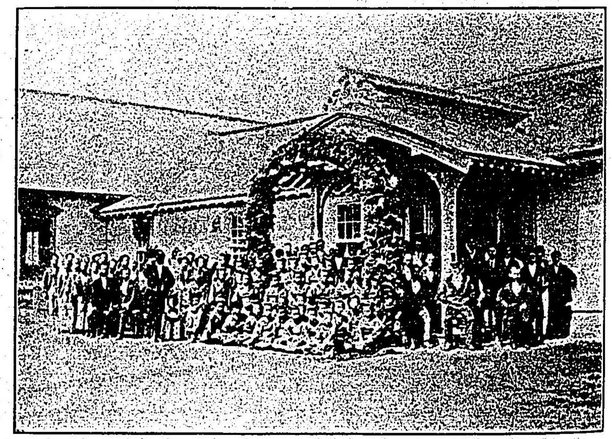

明治八年九月札幌女學校開校式（此內に大山重金非信之福住三等あり）

校し、翌年四月生徒の學力を試驗して優等生を賞し、九月校舍を北三條東二丁目札幌病院内に移築し、初めて稍學校の體裁を具備せしが、當時開拓使經費に不足を告げ、諸事緊縮の時に際したるを以て、醫學校存廢論、官費生減員論等交、起り、遂に豫期の如く外醫を招聘して、純然たる醫學校を爲すに及ばず、七年三月終に假醫學所を閉鎖せり。當時の學生にして、後に醫業に從事せし者左の如し。

余市開業醫森時定、大川町開業醫鹽訪幾馬、大野村醫吉戸精庵、新篠津村醫平井保家、白石村醫加藤利敎、上手稻村醫齋藤俊藏、札幌開業醫根守秀逸、尾形碧、京橋區開業醫安藤某、淺草區開業醫安齋爲敬須賀川病院長齋藤準、千葉縣開業醫櫻井卷三及板橋據、杉山確、木鄕友信、木村久記以上十六名。

假醫學所の閉鎖

第二節　女子敎育

札幌女學校と女子敎育

札幌女學校は維新以後帝國の女子敎育に先鞭を付けたる者なり。札幌に實現したるは明治八年八月に在りと雖も、其淵源は明治四年十一月岩倉大使の洋行に託し、少女四名を開拓使留學生と爲し、之を米國に派遣して、帝國女子海外留學の起原を開きたるに基き、五年五月允裁を得て、和蘭人イ、ヅウアテル及イ、デロイトルの兩女敎師を聘し、七月札幌本廳管内より官費女生徒十名士農商に不拘十歲以上

女學校御行啓

十五歳迄を募り、九月に至り他日札幌に移すべき豫定を以て東京に設立したる假學校内に女學校を設け、五十名を限り、官費生と爲し、漢學、英學、數學、裁縫等を授け、卒業の後本道在籍者に嫁するを誓はしめたるに始まる。

假學校内の女學校

御詔勅

陛下夙に女子教育の叙慮あり。明治四年九月十四日華族に對する外遊奬勵の詔勅中に、

我國女學の制未た立たさるを以て婦女多くは事理を解せす、殊に幼童の成立は母氏の教導に關し、實に切緊の事なれば、今海外に赴くもの、妻子或は姉妹を挈て同行すると、固より可なることにて、外國所在女教の素あるを曉り、育兒の法をも知るに足るべし云云

とありしも、學習院内に女子部を設けたるは、後明治十年にして、跡見女學校の設立亦明治八年なるに、十年以前迄は女子禁制の地たる札幌に於て、明治四年既に夙く府縣に率先して女子教育の基礎に著手したるは、頗る破天荒に似たるが、其創意雇外人の獻策に出でずして、如上の詔勅に起因したる者の如し。是を以て六年五月皇太后皇后兩陛下は青山官園に行啓し、親しく女學校に就き、女生徒の英語、作文、裁縫等を御覽あらせられたり。

札幌女學校

明治八年八月に至り、豫期の如く生徒三十六名を選び、假學校の移轉と共に、全校札幌に來り、札幌女學校と改め、今の南一條西三丁目の舊脇本陣(重に雇外人等の旅宿したる所)を修築したるものを校舍に充用し、蘭人二教師の後任なる英人エリザベス、デンニスを分局内に宿泊せしめ、後構内に舍宅を築き森源三、福住三をして監理せしめ、九月五日開校式を擧行したるが、翌年五月詮議の次第ありと稱し貸費を棄捐して閉校し、明治五年以來教育したる生徒は四散したり。廢校の原因に就いて、當時之を斷行したる大判官松本十郎の語る所左の如し。

閉校の原因

八年八月東京假學校及女學校を札幌に移す。女學校は東京にあり、醜陋窓からず、持て餘したるものにて(中略)女學生神尾エイ、神尾ハルの二名、郵便にて調所廣丈扇住三を訴ふ、予主任と爲り、刑法の馬場某、及民事局長野宗義立合にて取調ふ、既に調査するに(中略)斯る學校は時機も早し、寧ろ廢すに若かずと決定せり云云。(札幌史料)

博士ライマンの痛論

開校の初め、博士ライマン札幌に來り、本校の地位市街最も熱鬧の地に在り、近傍に遊歩場なく、實に市中最惡の地を選びたるを逃べ、且つ『未だ、官員の一細君だもあらざる都邑に於て、家庭教訓を爲すは無益の如しと雖も、其生徒を大室に寄宿せ

しむるよりも、寧ろ市中尊嚴なる家庭に分居せしむるの、健康、道德、智識上、殊に行儀見習に可なるべき』を論じて、黒田長官に上申せしが、尙依然寄宿生活を爲さしめ、卒業の後本道在籍の士の妻たるべきを誓約なさしめたる女生徒に對し、校吏等先づ敎育の方針を蹂躙し、爲めに光榮ある本校を廢絕せしめたるは、頗る遺憾とすべし。

女子海外留學

女子海外留學は、明治四年十月東久世長官黒田次官の稟申裁許ありたるに基き、他日札幌女學校の基礎と爲さんため、靜岡縣士族永井元太郎女永井繁（十二歲現時東京府貫族吉益正雄女吉益亮（十七歲同津田仙彌女津田梅（十歲現時津田英學塾長）同上田畯女上田悌（十七歲）の五名を選拔し、其年十一月十二日岩倉大使の洋行に託し、米國に留學せしめたり。發するに臨み　皇后陛下謁見を賜はり、緋紋縮緬各一匹及菓子を賜ふ。留學生等の米國にあるや、皆各地に分散して、各良家の家庭に託せられて敎育を受けしが、文部省海外留學生統一に際し、吉益、上田の二女五年十月二十七日を以て歸朝し、永井、山川津田の三女は特に皆文部省の留學生となり、其儘在學せり。而して札幌女學校の閉鎖亦既記の如く札幌の女子敎育は一頓挫せり。

留學生に對する御沙汰書及心得書

當時女子留學生に對する、五年十一月九日　皇后陛下の御沙汰書及開拓使の與へたる『留學中心得書』左の如し。

皇后陛下御沙汰書

女子ノ身ヲ以テ海外修業ノ志神妙之至ニ被　思食候追追女學御取建ニ候得ハ成業歸朝之上婦女ノ模範トモ相成候樣心掛日夜勉勵可致事

但緋紋縮緬一匹宛竝御菓子下賜候事

女子海外留學中心得書

一、各國御條約書に有之候條條は、一一相心得可申候事

一、何事によらず

皇國之御爲に可相成筋見聞之節は、精精心を用ひ筆墨を遂げ候上、書面を以、外國官又は神奈川、大阪、兵庫、長崎、新潟、函館之內、外國掛御役所に飛脚便之節可申越、若又書通不便之節は、歸國の上可申出事

一、錢錢、交毋之邦をはなれ、外國へ罷越候儀に付、各覺悟可有之之義に候得共、一身の慮方は不及申、朝の事なり共、御國之御外聞に不相成樣心懸可申、且引當無之外國人より借財之義決而不相成、萬一旅費其外差支、無餘儀外國に於て借財いたし候はゞ、歸國の節迄に何樣にもいたし償候決而不義理の事仕間敷、若又引負等いたし其儘逃れ歸り道而相顯候事に於ては、當人は勿論、主家一類迄非時謹に

より急度御咎の上、御戻之義可被仰渡事
一、海外旅行中御國人に出會候はゝ、假令不相知ものに候とも、互に相親み其もの不心得之事候はゝ意見さし加へ、或は病氣等艱苦之體見捨難候はゝ、可成丈扶助いたし遣可申候事
一、外國人に對し恨を含候事有之候とも、可成は堪忍いたし、不得止節は其土地の役所へ訴立靜かに筋合糺しもらひ可申、何程忿怒に堪へざる事也とて、決而外國人を殺害いたし、又は爲痛候樣の事動致間敷事
一、御渡之御印章は、大切に取扱ひ、歸國の上可奉返納、尤當御役所に不限、前書何れ之港に而も歸著之都合次第相納候而不苦候事
一、他國之人別に加はり候事、幷宗門相改候義堅く御制禁之事
一、年限之義は別段御定無之候得とも、凡十箇年は御許容可被下候事
一、年限相立無滯歸國の上は、旅行中之始末委細に可申上候事

第三節　普通教育

資生館

明治四年既に資生館の設置ありしと雖も、是漢、皇、英等の學を、官費自費生徒に教授する當時の所謂官吏養成所たりき。而して一般普通幼年子弟に初等教育を施すの設備は、實に明治五年冬左の二布達に淵源し、札幌及附近新移村落に初めて鄉學又は鄉校と稱する寺小屋式教育を開始したるに起る。

小學校教員の養成

小學教科傳習所

今般各村へ筆算教師ヲ被置、廣ク教化ヲ被施候條、一同御趣意ヲ體認シ、各子弟共ヲ入學セシメ、其親ヘ嚴重督促致シ可申、尤教師ヲル者ハ、專ラ方今ノ時勢ヲ辨ヘ、上朝廷御開拓ノ御趣意ニ基キ、下自己ノ職業ヲ不失樣、總テ有用ノ學ヲ務メ、急務ノ衛ヲ脩ル樣可心懸事。

一、農夫ハ農業ヲ務ムルハ專要ノ事ナレ共、文字ヲ知ラザレバ、空シク力ヲ盡シテ收穫少キハ勿論、時上ヨリ御觸達面モ了解シ難ケレバ、不覺罪科ニ陷リ候義モ可有之、誠ニ憫然ノ至ニ付、篤ト此御趣意ヲ辨ヘ可申事。

一、學校ヲ村中便宜ノ地ヲ選ミテ、村内合力ヲ以テ營構可致事、但シ教師ノ宅ニテモ妨ナシ。

壬申十一月十八日

開　墾　局

當札幌部下未ダ筆算等修業ノ場所無之ニ付當分ノ内官員子弟ハ勿論、市在ノ者ト雖モ、年齡十四歲以下初學ノ者共、資生館ヘ通學差許候條、有志ノ者可願出事。

但、炭代券十五錢、夜分モ通學ノ者ハ、油代五錢ツヽ、毎月初メ上納可致、尤モ四月ヨリ九月迄ハ、炭代半數ヲ減ス、其他要具ハ銘銘持參ノ事。

（五年二月十二日札幌本廳各課係院館諸苑達）

小學校教員の養成　明治六年發布の文部省教法規則は、當時直に本道に實施すべからざる者あるを以て、特に稟裁を得、時機を待つて施行の事と爲し、九年一月函館に小學教科傳習所を置き、札幌より金三穗以下十八名をして之を傳習せしめ、九年五月東京師範學校卒業生二名第一學校に來るや、全校教員及官費區費各郡教育

所教師に、新教則を三十日間傳習せしめ、稍、學風を一定したりと雖も、尙各郡配備に不足なるを以て、十年三月公立第一小學校内に、新に傳習所を置き、小學教員の養成を謀り、生徒三十名を限り、十五名を官費生(月給四圓)とし、十五名を公私費生とし、學期一年と定め、下等小學科卒業を旨とし、官費生は卒業後三年、公私費生は一年、必ず本道内の教育に從事すべきを誓はしむるの制を立てたるも、應募者數名に過ぎざるを以て、同年五月同校内に夜學科を設け、小學教員志望者二十名を募り、資を給して之を養成し、名づけて教科生と云ふ。教科生には山鼻琴似兩兵村の子弟多く、卒業の後皆札幌區内の教育に從事し、一時區内小學校教鞭の七分は、山鼻兵村出身者之を占めたり。斯の如くにして十三年一月十三日、初めて本道小學校則を定む。今開拓以來區内普通教育實施を順記すれば左の如し。

市中教育所　明治五年既に市中兒童の資生館通學の途を開きたるも、移民の增殖に從ひ、就學兒童增加したるを以て、別に一教育所設置の必要迫れり。因つて市會所は、七年一月に至り安達正平を教師となし、杉山友諒を助教師たらしめ、南二條西二丁目舊市會所跡に一教育所を設け、無月謝を以て幼年兒童を教育せり。生徒

百名内外に達し、尙夜學を開き、年長者に特別教授を爲せり。初め寺小屋式に、四書五經、庭訓往來、商賣往來の類を素讀せしめ、又筆算を教授せしが、五月末教則の發布と共に、札幌學校(資生館改稱)の監督を受け、新教則に準據するの命ありて、稍小學校の觀を爲せしも、九月一日限り之を廢し、生徒を札幌學校に移し、猶一般就學兒童は總て之を札幌學校に收容する事となれり。當時之を町教育所、又は幼學所とも稱せり。

札幌學校　五年十一月資生館を改稱せしものにして、六年一月以後一時幼學兒童を收容教育せしが、市中教育所の開設と共に、普通教育に關與せざりしと雖も、七年五月市中教育所を所轄する事となり、續いて七年九月教育所廢止と共に、一般就學兒童を收容し、權大主典上村行清校長たり。八年八月東京假學校を札幌に移して札幌學校と改稱すると同時に、本校は雨龍學校と改稱し、英語數學二科を廢し、概ね普通小學教則に準據する事となれり。

雨龍學校　改稱以來專ら小學程度の教育を爲し、八年四月十二等出仕金三穗をして、函館傳習所に就き、親しく授業法を視せしめ、又十四等出仕前野長發をして授

公立第一小學校

業法を督せしめ、九年五月四日東京假學校を改稱したる札幌學校の所轄と爲し、札幌學校副校長大主典森源三を本校副校長と爲せり。當時生徒益〻增加し、校舍新築の必要あるを以て、大判官松本十郎金一千圓を義捐し、官尙其足らざるを補ひ、區吏を召し、親しく敎育の主意を諭し、北一條西二丁目に校地千八百五坪をトし四千五百餘圓を以て、建坪二百十二坪餘の洋風二階建の校舍を新築し、九年五月竣工、其月二十六日を以て開校式を擧げ、更に校名を公立第一小學校と改めたり。

公立第一小學校　雨龍學校の名稱は校舍雨龍通にあるに出づ。今や濱益通に新築校舍就るに於ては、勢校名を改めざるべからず。而して之を第一と命名せしは、名稱に地名を採らず、本廳管下小學校の基礎たらしめ、學校の增加と共に、第二、第三以下の稱呼を採らんとするの意なりしと云ふ。初め單に第一學校と稱し、八月二日に至り第一小學校と改む。開校の初めより、東京師範學校卒業生大瀧修三、橋本安惠を敎師と爲し、全校敎員をして就いて新敎則を傳習せしめて學風を一定す。少判官調所廣丈經營に盡瘁する所あり。生徒雨龍學校當時に倍加し、九年十一月現在生徒數男二百二十女七十六、合計二百九十六名に達し其生徒原籍左の如くな

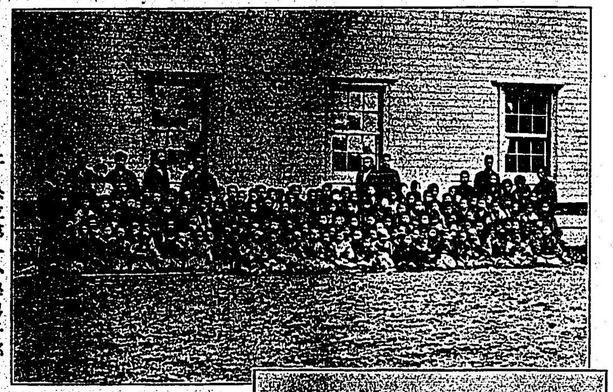

上　公立第一小學男子部　右　藻岩學校

下　公立第一小學女子部

るに至る。

地名	男	女	計
市中村	一四一	七	一四八
山鼻村	三七	三	四〇
琴似村	九	一	一〇
札幌村	八	二	一〇
手稲村	三	一	四
白石村	三	一	四
當別村	二	一	三
余市村	二	一	三
幌別村	二	一	三
輪西村	一	一	二
豊平村	一	一	二
雁來村	一	一	二
寒月村	一	一	二
岸平村	一	一	二
厚田村	一	一	二
計	二三〇	六六	二九六

就學兒童

又松本大判官の注意に基き、男女教室を分ちたるも、就學兒童の年齢は頗る不規律にして、六歳未滿の者男八人、女三人あり。其最年少者は實に四年七箇月なりき。

教科

十二年七月に至り、初めて第一期下等小學卒業生二十名を出す。十三年二月裁縫場(建坪十九坪、費金九百六圓)を置き、女生徒二級以上、級に應じて衣服裁縫を習はしめ、又其歳七月農學科假規則を設け、生徒三級以上をして、農學校教師ブルックスに就き、毎週六時間現術農業前年既に二千四十二坪の附屬地を置くを傳習せしむ。

男女分離教育論

先是、松本大判官辭職し、男女生徒合併教育の議あり。教員間二派に分れ、分離教

育論者金三穗等辭職したり。後公立となりたるも學校獨立維持の方法尚未だ定らず、因つて森源三、平野候治郎、三吉笑吾等新に一千圓の官貸を受け、殖利法を設け、毎月の授業料を以て辨償に充て、猶從前納むる所の授業料若干を合して基本と爲し、五箇年にして元利六千圓と爲るの計畫を立て、十年二月其計畫に基き、一千圓の官貸を受け、翌十一年五月、一旦之を還納して、又更に一千圓の官貸を受け、十三年七月還納す。斯の如くにして基本金漸次增殖せしを以て、授業料を遞減し、一箇月五十錢以下五等に分ちたるに、生徒益、增加せり。十年七月小學校維持概則の布達あり。區内の人望ある篤志家(戸長總代の兼勤を許す)を公選して學務掛と爲し、區戸長教員と合議して、學校の維持と督學の任とに當らしめ、又、一切の會計を司らしめたるを以て、基礎益、鞏固となり、十四年七月校名を改めて、創成學校と云ふ。

▲九年八月太政大臣三條實美參議山縣有朋伊藤博文、寺島宗則臨校、生徒試業を覽金若干を賜ふ▲十一年九月開拓長官黒田清隆臨校、教員生徒に酒肴料を賜ふ▲十二年八月參議大隈重信香港大守ヘンネッシー臨校各教場を巡覽し、樺太蝦夷人子弟の授業を見る。(札幌史料)

山鼻學校　明治十年五月山鼻屯田兵子弟教育の爲め、練兵場内六百二十五坪を畫し、其中央に建坪八十四坪五合樓上を合せ百五十四坪五合の校舍を新築す。七月落成せしも當時兵士西南戰爭出征中なりしを以て、假に授業を開始し、山鼻學校と名づけ、翌年四月に至り、開校式を擧ぐ。十二年一月授業料を上等十錢、下等五錢(後上等を後期、下等を前期と改む)と爲し、五月規則を改め、農蠶二科を加へ、凡三萬七百十四坪の地を本校附屬地と爲し、農蠶現術規則を定め、生徒十歳以上男女四十名を選び、暑中休暇中七百餘坪を開墾して野菜を植ゑしめ、十三年五月初めて養蠶に從事せしめ、繭一石一斗七合を得、野菜は第二回札幌農業博覽會に出品して特賞を受け、繭は一等賞を得たり。本校は公立の名ありと雖も、其實は官立に等しく、建築費は屯田兵の費目より支出し、諸經費皆官給にして、教員數常に六名、生徒數亦百八名に上る。十四年　今上陛下御巡幸に際し、九月一日親しく本校に御駐蹕あらせらる。全道幾多の小學校中、此無上の光榮ある紀念を有するは、獨り我山鼻學校あるのみ。

九月一日午前十一時三十分山鼻村通御、兵員農業從事の景況御通覽同三十九分、山鼻學校へ著御、屯田事務係長准陸軍大佐永山武四郎係員を率ゐ、督學係長開拓權少書記官森源三、屬員及同校教員生徒を率ゐ、學校構内に整列奉迎し、屯田事務係長御先導、學校入口前に於て御下車、樓上にて暫時御休憩此時屯田兵收穫の耕産物、製造物及根室花咲學校生徒の裁縫品等天覽了て正午還御、各員整列奉

途す。（御巡幸日誌）

山畏開村紀念碑前に一榧樹あり、御駐蹕の時　陛下山畏學校の樓上より遙に之を視そなはし、其名を侍臣に問はせ給ふ、村民永く之を紀念となし、其樹下に紀念碑を建つ。（札幌史料）

私立淇澳學校　明治十一年六月金三穗なり。三穗明治初年以來函館府に奉職し、三年十二月札幌在勤と爲り、擧家移住、資生館、醫學校、雨龍學校、第一學校等に勤務し、夙に深く札幌敎育を念とし、五年十一月既に家作料二百圓の外百圓の增貸を受け、十五歲未滿の子女敎育の小學校建設を開拓使に出願して許されず、同僚深く其志に同情し、各義捐して鄕學校を興さしめんとし、六年二月上局以下、當時の在札官吏に檄したるも、又終に志を得ず。然るに松本判官去り、會、公立第一學校男女生徒分割敎授の議合はずして職を辭するや、直に其自宅を以て小學校と爲すの認可を得、名づけて淇澳學校と云ふ。後十三年三月區民古川虎吉等數人の協同義捐の資を得て、南一條西七丁目の宅鄕に敎室を增築す。廢使置縣の頃、生徒男九十四、女三十三合計百二十七人を收容するに至り、當時頗ぶる有益の私立小學校にして、十三年度敎員一人の官貸を受けたる外、全然名實共に私立たり。

藻巖學校　既に公立創成、私立淇澳の二小學校ありと雖も、人口の增加に伴ひ、學齡兒童及就學兒童亦增加し、其收容困難なるを以て、十一年五月學務局は區戶長に謀り、區民の重立たる者を創成學校に會して、分校設立の必要を諭告したるに、直に一千圓の概算を以て、設置の議を決したるに、黑田長官其擧を贊し、金一千圓を寄付せしかば、諸官吏又皆爭ふて義捐を爲せしを以て、官吏人民の寄付又一千二百七十七圓に達し、更に官の補助二千圓を賜はりしを以て、別に堅牢なる一校舍建築の事となりしに、大岡助右衞門其所有地南三條四條間西七丁目の地三千六百坪を寄付せしを以て、其地を校地と定め、十二年十一月起工、札幌監獄の囚徒等又土功を助け、十三年十一月に至り竣工せり。結構露國式九太二階建にして、建坪百六坪餘、樓上四箇、樓下二箇の敎室、暖爐其他總て黑田長官の家屋改良の理想を實現したるものにして、十月三十一日開校式を擧げ、藻巖學校と稱す。蓋し藻岩山と相對するを以てなり。（或は曰ふ、藻岩山伐採の樹木を以て建築せしに因ると）初め遠山景直を主任訓導と爲し、翌年二月佐久間順美之に代り、五月より實地農業を課し、生徒二百名に達す。本校は元公立なりしも、創立當時敎員は悉く官の俸給を受け、十四年十二

月に至り初めて官給を仰がざる事となれり。

本校の建築は黒田伯の理想として奬勵しつゝある改良家屋なるを以て、他道府縣より來れる顯官貴紳の臨校頗る多く、明治十四年　今上陛下御巡幸に際し、八月三十一日左大臣有栖川宮熾仁親王をして本校を御代覽せしめらる。

有栖川宮の御代覽

八月三十一日午後四時、左大臣熾仁親王、大隈參議、松方內務卿黒田開拓長官、金井內閣書記官等を陪從せしめ、南三條公立簿厳學校に至らる。此時學務課長森權少書記官、札幌區長山崎清躬、同戸長及簿厳創成二校教員生徒等門外に迎ふ。森課長先導し、二階第七室に於て少熱茶菓を奏し、生徒收藏の繭絲麻苧、其他各種の農産物陳覽、尋て課長先導、各教場生徒の就業、並家屋及暖爐の結構等を巡覽、黒田長官丸木組家屋暖爐構造等の要を詳陳す。了て御登輦、各員門外に送る。（御巡幸日誌）

夜學校

夜學校　十二年三月公立第一小學校內に庶民夜學を開始し、十五歳以上にして、晝間就學の途を得ざる者に、讀書、筆算を教授す。十三年前野長發克己塾なる夜學を設く。十四年七月大岡助右衛門、武林盛一等協議資を捐じて、南二條西二丁目に二階建校舍を築き、農振夜學校を開校して克己塾を廢し、前野長發をして、其教授を司らしむ。十五年の初め、生徒百四十三名に達す。又十四年二月開拓使御用係大谷發も、南三條西五丁目に敬業館と稱する夜學校を開設す。生徒百二十餘名に達し、共に小學以上、就學の途なきに苦む者の、唯一の教育機關たりき。

克己塾

農振夜學校

敬業館

白石學校

白石學校　明治五年移住の當初杉山順其等舍に於て、生徒十八名を教授せしに始まり、其年十二月年金三十六圓の補助を受け、六年に至り、豐平村の一官舍を賜はり、書籍數部の貸與を受け、民費を募りて移築を爲し、授業料を十錢及十五錢の二等に分ち、貧困學生に書籍及器具を貸與し、村內の醸金を以て殖利維持法を立て、十五年一月白石學校と改稱す。時に生徒二十七名。

苗穗學校

苗穗學校　八年十一月舊副戸長阪野元右衛門自宅に生徒を蒐め、教師を聘して授業を開始す。九年二月補助年金三十六圓を賜はり、十一年九月黒田長官臨校、教員生徒に酒肴料を賜ふ。十二年三月村民七十餘圓を醸金し、構地九百坪內に建坪二十一坪の校舍を新築し、授業料一年一圓二十錢と定め、和漢學算術を教授し、十五年一月苗穗學校と改稱す。時に生徒二十三名。

第五章　兵備

第一節　兵部省と開拓使

榎本武揚の配備

維新の廟議函館府の設置に決し、而かも未だ其緒に著かざるに、榎本武揚等の本道占領の擧あり。武揚等函館を侵すの意、蓋し德川藩を北海道に建立し、寛政以來の本道開拓策を遂行せんとするにあり。是を以て函館府知事を逐ひ、松前城を下すや、僭して職司を作り。本道の要害を守備し、元年十二月小樽及石狩に彰義隊十一名、及一小隊の兵士を駐屯せしむ。然れども、翌年五月五陵廓遂に陷り、武揚等の部下皆官兵に逐はれて去り、政府再び進んで開拓の事業を實施せんと欲し、全道の各地を各藩に分領せしむるに當り、先其要害は之を特に兵部省の所轄となすに決し、石狩、小樽、高島三郡は、二年八月二十日を以て、濱益、忍路、對雁、札幌郡等は、同年九月五日を以て、何れも兵部省の所轄と定め、元會津藩の降人に特別の寛典を附し、北海に移住して兵部省に隷せしむる事となしたりしが、兵部省は先つ會津降人を札幌

兵部省の守備

會津降人

に移住せしむるの豫定なりしも、議半にして變じ、當別の地に代ふるに決し、兵部省東相馬藩士佐々木貫藏を內地に遣はし又貫藏の部下寺尾秀次郎を函館に遣はし、各人夫を募集せしむ。秀次郎等其募る所の人夫八十人を率ゐて當別の森林中に入り、其就業準備中、兵部省本道の支配地を免せられて開拓使に引渡す事となり、四月其事業を中止し、中央政府直轄兵備の事又從つて中止したり。而して三年十月元兵部大丞にして開拓次官たる黒田清隆樺太を視察して歸り、本道開拓の意見十條を具し、太政大臣の裁を請くるの內、札幌兵備に關する意見あり。曰く『札幌郡へ常備兵一小隊兵部省より被差出、開拓使得指揮候樣御沙汰有之度、且軍艦二艘爲海防平常北海道全道樺太に懸け廻航致し、開拓の後備に相成候樣仕度事。但函館には現今常備兵二小隊程は有之候事』と。是れ開拓使が札幌の警備を建白するの嚆矢たり。當時太政官は他の九條の建白は悉く之を採用したるに拘はらず、獨り兵備に關しては、『軍艦竝兵隊の義は、御詮議の上追て可被及御沙汰』との指令を與へたるは、蓋し兵馬の大權輕輕視すべからざる爲めならん。因つて開拓使は六年十一月更に東京府貫族百二十戶を札幌に移し、屯田兵を編制せんと欲し、經

黒田次官の札幌兵備論

屯田兵の計畫

發豫算及土著略則を定めて上請せしと雖も、是亦東京府との意見協はすして中止せり。其意見の略に曰く、『札幌本廳建築も既に粟裁を經漸次人民移住するを以て東京府士卒凡百二十戶を移し、當使貫屬として其家祿十箇年を期し、從前の通賜ひ、期年後は豫て劃與の土地を以て家祿に充て、粟麻の恆產を興すを目的とし、屯田兵を編制せは、一は開拓を補助し、一は本廳の警備となり、東京無用の冗費を省き、北海須要の防人を得、一舉兩全なるべし』と、直ちに之を事實に現出するを得さりしと雖も、後年本道屯田兵の設置は實に茲に因を爲せり。

第二節　西鄕隆盛と札幌鎭臺

開拓使の常備兵論及屯田兵論其建白與に直に容れられざりしと雖も、北門の鎖鑰、札幌本府の軍備論は、當時最も武人の願慮したる處にして、四年九月初旬、陸軍少將桐野利秋は兵備視察の爲め渡道せり、先つ函館に至り續て札幌に來り、御本陣に止宿して具さに札幌の地理形勢を視、六日高見澤權之丞を嚮導となし、眞駒內に至り豐平川を渡りて山鼻村に出て、炭小屋に憩いて昼食を爲し、翌七日朝五つ時札幌を發し、藻岩圓山の山麓に沿ひ、權之丞を琴似附近迄伴ひて歸京の途に上れり。桐野少將は西鄕隆盛の部下にして、其特旨を承けて來れる者たり。而して隆盛桐野少將視察の復命を聽き、遂に札幌に鎭臺を置き、親ら其司令長官たらんと欲するの意を決せり、以て其當時札幌兵備の如何に武人社會に重要視せられたるやを想ふべきなり。隆盛の札幌鎭臺論は蓋し、征韓論討露論の大局上より打算したる者にして隆盛鹿兒島の鄕里に高臥中、其抱負を庄內の人に語る所以て當時の狀況を想ふ可き者あり。

（前略）今日の御國情に相成候ては、所詮無事に可相濟も無之、畢竟は露國と戰爭に相成候外無之、愈〻戰爭に相決著に相成候ては、直に軍略にて取運び不申は不相成、唯今北海道を保護し、夫にて露國對峙可相成哉、さすれば彌以て朝鮮の事御取運びに相成、ポッセットの方よりニコライまでも張り出し、此方より乾度一步彼地に踏込んで此地を護衛し、且聞くが如くんば、トルコへは露國よりも是非此儘にては相濟不申、振つて國體を引起せと泣て心付候由、英國同數泣て右の通に致候赴き、是れ何地に候や、隔れて特用の勢にて英露の際に近く事起り可申と、此頃露國公使の極內の心付と有之、且歐羅巴にては、北海道は各國雜居の地に致候目路見に有之候と相聞き、大方其事も近近照會に可相成、兎に角英にて、海軍世界に敵なく候間、都て北海道は暫時英佛に借し候方は如何なと申事にて、歐羅巴にて露の北海道を目懸け候に、甚以て大體に關係致候右故趣向も付け候には相違無之、右

の通りの事情に御座候へば、日本にて其通りに憤發致候とならば、『トルコ』に於ても是非一と憤發は致可さすれば彌英にて旅てよりの『ポーランド』より事を起すには相違無之能能英國と申合せ事を擧げ候日に於ては、露國不足恐と被存候其段無吃度申述候處岩倉は現に軍は恐敷しとも申難きに候へば、夫れにては順序を失ふと云ふ。其順序と申候へば、全く平常無事の日の順序に有之、今日已に戰爭と御決定相成候上は、直に戰略の上にて御運ひ不相成は難相濟儀、畢竟我國家其義務を盡すとの順序に候はゝ、縱令異同有之候共、始終見込一定不致儀には無之始めには參議の方へ手を入其論を改候積りの處都而參議は大抵同存と相成り、是よりは戰爭に決候上は軍略を說き、彼は今日平生の順序を云ふ、さ候はゝ御軍略は如何と岩倉へ承り候處、軍略は不知と申御存無之は何迄も存知の者より御聞きなされずやとまで申候事にて、軍が恐ろしくて出來不申候はゝ、今日政府と申候事御止めに成り、商方支配處とにても名を爲へ候事なら夫れと申物今日政府と申候上は、其義務揚らずと申譯けは無之義務を落なら更に政府には無之と申事にて、隨分甚數議論も致候其内にて副島なと職掌上に於て其使節は是非自分相勤ると申私、旅れて蒙勅命候何れ空しく可相濟事には無之、打果しの外無之候申までに相成候ひき、北海道の札幌で鎭臺を置候との事も有之候はゝ、私は直に札幌本營にすわり可申樺太分營には篠原冬一道さんと申候ひき、元來三條公には私の見込御採用、夫れでは是非遲び可申との御事の處遂に御決著の日に至らず、御不快にて今日の次第と相成、岩倉より申には畢竟見込違の事に有之、双方共に具さに及奏聞、何分にも宸斷次第に可仕と申候間、夫れは如何の仰上候や、三條が見込な個樣個樣私見込は個樣個樣と然而三條の見込は爲天下不可然私の見込は爲天下可然と仰上られ候かと申候處加何にも其通りと被申候間、さ候はゝ私は

退可申と、夫にて事分れに相成候儀にて、最早今日の處にては何も無之。云云

屯田兵設置の建議

第三節　屯田兵

西鄕隆盛の札幌鎭臺論は、隆盛の退隱と共に中止となり、五年六月僅に短スヘル銃若干を陸軍省に借りて、之を札幌本廳に備へ、又使用汽船に大砲を備載せしのみ。因つて札幌兵備の論議頗る囂しく、而して其議多く屯田兵を可とし、六年十一月永山武四郎、永山盛弘、時任爲基安田定則等、黑田次官に兵務を兼管せしめ開拓使貫族中より兵卒を募集し、以て隊伍を編制して便宜處分するを得せしめん事を岩倉大臣に建議せしが、同年十二月黑田次官も亦本道の兵備を論じ太政大臣に上表せり、曰く、

北海道及樺太ノ地ハ當使創置以來專ラ力ヲ開拓ニ用ヒ未タ兵衞ノ事ニ及ハス今ヤ開拓ノ業漸ク緒ニ就キ、人民ノ移住スル者モ又歲ニ增加スルヲ以テ鎭撫保護スル所以ノ者無カルヘカラス。況ヤ樺太ノ國家ノ深憂タルハ固ヨリ論ヲ待タス。故ニ今日ノ急務ハ軍經ヲ備ヘ兵衞ヲ置クニアリ。抑モ管內ノ鎭臺ノ設ケ自ラ府縣ノ法ニ准シ施行アル可シト雖モ其全備ヲ求ムレハ費用甚タ鉅ナリ容易ニ辦スヘキニ非ス。今略屯田ノ制ニ倣ヒ、民ヲ移シテ之ニ充テ、且耕シ且守ル時ハ、開拓ノ業

屯田兵設置の計畫

封疆ノ守兩ナカラ其便ヲ得ン。因テ其費用ノ出ル所ヲ計ルニ、當使據キニ大藏省ヨリ借ル所ノ金百四十五萬圓アリ、其內于本會五十三萬四千八百圓餘已ニ辨償セシ外于本俞百十八萬二千六百七十圓餘アリ、明年ヨリ三年間ニ當使定額金ノ中ヨリ辨償スヘキ者ナリ。今之ヲ移シテ其費ニ充テ五十萬圓ヲ以テ軍艦一隻ヲ外國ヨリ購入シ之ヲ海軍省ニ付シ、專ラ北海道ノ用ニ供シ、兵役ニ堪ユヘキ者ヲ精選シ、擧家移住スルヲ許シ、酒田、宮城等士族ノ窮乏ナル者ニ就テ強壯ニシテ兵役ニ堪ユヘキ者ヲ精選シ、擧家移住スルヲ許シ、札幌及小樽、室蘭、函館等ノ處ニ於テ家屋ヲ授ケ、金穀ヲ支給シテ產業ヲ營ク。別紙ニ載スル所ノ如クシ、非常ノ變アレハ之ヲ募テ兵トナス時ハ其費大ニ常備兵ヲ設クルニ減シ且ツ以テ土地開墾ノ奏功ヲ收ムヘシ、豈ニ至便ナラスヤ。封疆ノ守、人民保護ノ道一日モ忽ニス可ラサルヲ以テ、政テ速ニ議奏請ス。夫レ非常ノ事固ク非常ノ斷ニ非サレハ成ル能ハス。今日ノ議實ニ已ムヲ得サルニ出ツ。豈尋常成規ニ拘泥スヘケンヤ。伏シテ乞フ、特例ヲ以テ、速ニ允裁ヲ賜ヒ、大藏省ニ下命アラン事ヲ。添隆頓首再拜謹言

と、政府之を許し、屯田演武の方法は陸軍省に評議して再奏を命じ、且其費用は開拓使國庫借入金を流用せずして別途支給すべきを命じ同年十二月二十五日屯田兵千五百戶、男女合せて六千人を移植すべき費額金六十八萬圓三箇年分割交附の議を允裁す。茲に於て翌七年三月永山盛弘安田定則等、又黑田次官をして屯田兵長官を兼ねしむるの便宜を太政大臣に獻議す。政府之を容れ其年六月二十三日、

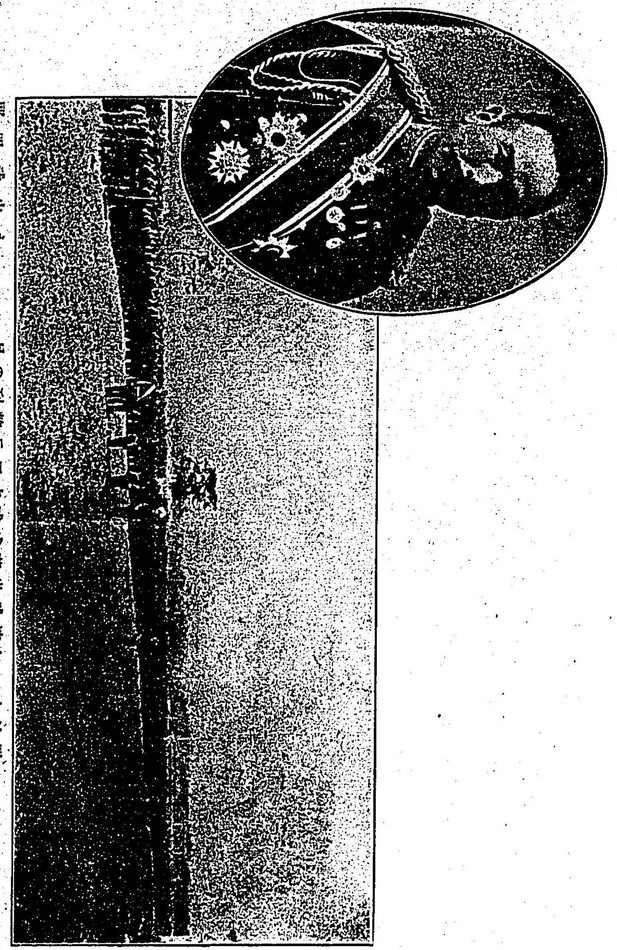

那四武山永　泉の列整兵田屯式成落勁武演年一十治明
（高大木幹北廳所調屬諸田屯りよ左列前）

黒田清隆を陸軍中將兼開拓次官に任じ、北海道屯田憲兵事務を總理せしめ、十月三十日に至り、憲兵の編制を參酌したる屯田兵例則を設け、爰に屯田兵の設置に著手す。

屯田兵例則

ケプロンの土地選定

先是、四月三日、顧問ケプロンに命じ、小樽及其近傍を巡視して、屯田兵設置の場所を選定せしむ。ケプロン廣澤、高島、朝里、花畔等を調査し、廣澤及高島の連岡は、其谷地は殖民適地なるも、其岡は全く水を得る能はざる事、朝里の地は之を開墾するに先たち、石を除かざるべからざる事、花畔は人家近傍の流動肥料を得らるべき小園を除くの外は、移民に適せざるを答ふ。屯田設置公文の順序は、實に此の如しと雖も、黒田次官未だ屯田憲兵事務總理を命せられざるに、七年五月早く已に、琴似村に屯田兵屋の建築に著手したる者の如し。石川日記七年五月十五日の條に、『昨夜俄に屯田兵八棟大急に而出來可致旨受負人五人へ被仰付候趣』又『昼より雨にて琴似村屯田兵普請場見分に行』とあり。又其翌十六日の條に、『請負人御呼立にて東京より御沙汰にて、屯田兵御普請御見合の趣御達有之、一同歎入市中火の消るが如くに覺ゆ云云』とあり。蓋し當時屯田設置は間接に札幌の大不景氣救濟の第一方法たりしを以て、此の如き事實を現出したる者なるべし。蓋し黒田次官の屯

琴似屯田と不景氣

屯田兵指揮權

田兵設置の獻白は既に廟議の容るゝ所となりたるを以て、斯の如く直に其兵屋建築に著手せしも、其屯田兵の指揮權は是を陸軍省の直轄とすべきや、或は開拓長官の特別委任とすべきや、兵馬の大權輕輕定むべきにあらざるを以て、兵屋建築の事又如斯不定なりし者ならんか。然れども政府遂に開拓使の建議を容れ、黒田次官を以て陸軍中將の軍職に就かしめ、別に其軍職に對して屯田憲兵總理を命じ、以て事實上開拓使長官に本道守備軍隊の指揮權を付與したり。卽ち七年六月二十三日に於て此の根本義畫然明瞭し、八月十三日初めて請負人に兵屋の建築を命じたるなり。琴似村は高見澤權之丞夙に殖民適地と選定し、四年十二月十二日、既に岩村判官、西村土井權監事、永井少主典及兼子某等の見分を經て、村地と定め辛未村を置きたる所なり。

第四節　屯田兵の移住及組織

寛政安政公領以來、『在住』の名稱を以て幾度か企圖せられたる屯田兵の制度は、斯の如くにして其緒に就き、現時の札幌區内山鼻町及札幌附近の村落に綿綿其

琴似屯田
山鼻屯田
發寒屯田
江別屯田
篠津屯田

移住を見たり。其初て移著せしは琴似屯田なり。安政度在住の處たり。八年一月宿舘縣及宮城、酒田、青森の三縣に達して、其募集に著手し、三月三日尚令して、若し召募士族足らざる時は、有志の平民を募るを許し、其歳五月宮城外二縣、及管内士民等百九十八戸、男女九百六十五人を移し、前年九月著手起工したる兵屋内に收容せり。此年十月又山鼻村に兵屋二百四十戸、發寒村に三十二戸の建築に著手し、冬間積雪中樹木を斫伐する事一萬七千九百餘株、倒木を除く六千百五十餘株翌九年五月、家屋皆竣工、前年來召募する所の宮城、青森、酒田、盛岡岩手、秋田五縣及有珠移住伊達邦成の臣等、士民二百七十五戸、男女千百七十四人を山鼻發寒兩屯田に收容す。琴似山鼻兩屯田宿會津藩の移住最も多し。十一年八月岩手縣に募る所の兵十戸、男女五十六名を江別太に移し、江別屯田と稱す。其兵屋十戸は結構露國式丸太組にして防寒を主とし、暖爐を設く。其工事凡て、嚮に雇露國人に就き其技を傳習したる山鼻琴似兩屯田兵士をして、之に當らしむ。又十三年一月露國木工をして同國コサク兵舍に倣ひ、二十戸を篠津太に築かしめ、同年七月青森、岩手、山形三縣より新募兵十九戸、男女八十一名を移し、篠津村を置き之を篠

津屯田と稱す。同年十二月二十日既移屯田兵中家族多き者二十餘戸を分ちて篠路村の背に移し、荒蕪を開拓して一村落を作らしむ。之を篠路屯田と云ふ。斯の如くにして明治十五年二月廢使の時、札幌首府の周圍は屯田兵總戸數五百九人口男女二千四百二十を以て守備せり。其營す所は植民費として、七十四萬八千九百四十六圓二十八錢七厘、本局費として、三萬二千三百八十七圓九十八錢なり。

軍事組織　屯田兵例則によるに、屯田兵は徒歩憲兵に編制し、有事の際は速かに戰列兵に轉じ、其服役年限は鎭臺を置くを以て期となし、戸主死亡せば其子弟及後嗣をして服役せしむる者の制にして。卒五人を以て一伍となし、伍に長あり準伍長と云ふ、六伍を分隊と爲し、分隊に長一名、準少尉及準軍曹二名あり。四箇分隊を小隊となし、小隊に長一名、準中尉及喇叭卒四名あり。二箇小隊を中隊となし、中隊に長一名、準大尉及準曹長一名あり。二箇中隊を大隊と爲し、大隊に長一名、準少佐及會計方一名、醫官一名、下副官準曹長一名、喇叭準伍長一名あり。三箇大隊を以つて聯隊を編制す。聯隊に聯隊長準中佐一名あり。其兵士は年齡十八歲乃至三十五歲身體强壯なる者を採用す。其勤務は凡憲兵の規則に據るべしと雖も、當時人

民寡少事務閑暇なるを以て、其細目の如きは長官の適宜處分に委し、火災洪水其他非常の際に於ては、直に其場所に出張して人民の危急を救ひ、又其物品保護の任に當らしむ。十二月より四月に至る農事の間に於て、各所に中隊大隊の生兵を集合し、撒兵射的等の演習を一過せしめ、私用にて十里以外に出る者、或は一泊の旅行は小隊長の許可を得、二泊以上は中隊長の許可を得せしめ、月に一回人員檢查あり、又武裝檢查あり、八年三月十五日屯田兵事務局を札幌本廳內に置き、學務局の次となす、當初聯隊を置くにありしも、一箇大隊に止め琴似、發寒、篠路屯田を第一中隊、山鼻屯田を第二中隊、篠津屯田を第一大隊附屬篠津分隊と稱し、又江別屯田を江別分隊と稱し、第一大隊を編制し、各中隊に週番所を置き、以て中隊幹部執務の所となし、週番所前に各練兵場あり、十年一月琴似山麓及インカルシベ山麓に各射的場を設け將校以下に射的の必要を告諭し、大に之を奬勵し將校はレミントン下士以下は携帶銃を用ひ訓練せしむ。又八年十二月藻岩山南麓の中部圍山村に火藥庫を設く、武器は前年既に米國其他よりカットリング砲四門エンピール銃千六百挺及實包を購入し、十年九月屯田兵豫備隊より、カットリング砲五門、實包十萬發、米國製六連

短銃一挺の引繼を受く、其服裝は一般鎭臺兵の成規に依り、更に章號として左臂上に北辰形を標記し、又大隊旗、嚮導旗に北辰形を標記する事と定め、軍曹以下兵士は、靴ゲートルに代へ、草鞋足袋脚胖を用ふ。十一年十月初めて野外演習を行ふ。蓋し黒田中將兵卒二十名將校若干名を率ゐ鹿獵取締を兼ね、勇拂方面に行軍したるなり。爾後毎歳之を行ふを例とす。

稼穡組織　屯田兵は三年間の扶助を爲し其以後は自産を以て兵役に充てしむる方針なるを以て、授産の事又極めて重要なり。故に一戸に土地五千坪を限りて之を給し、十一年二月壯丁多くして除力ある者には更に五千坪を給する事となし、武器一切の外、給與品として、農具は鍬大小二挺、荒砥二個、山刀一挺、鐮一枚、鐙一挺、鋸一挺、柴刈鎌一挺、草刈鎌一挺、莚十枚。家具は鍋大小二個、釜一個、椀三つ組三人前、小桶一、擔具一荷、夜具十五歳以上四布一枚三布一枚、十四歳以下七歳迄四布一枚、錢糧は一日分米七合五勺、鹽菜料一ヶ月金五十錢、十四歳以下は米五合、金三拾七錢五厘、六歳以下は米三合、金二拾五錢を給與し。移住辨裝費は金二圓、十四歳以下金一圓、旅費一日十里三十三錢、六歳以下は半減とし、駄賃金二圓六十錢、一日十里、一戸馬二匹單身者半減、廢疾者歸國旅費一日十里詰金七十五錢、家族七歳以上は金六十五錢、七歳以下は半減單身者は別段手當金二十五錢、居宅は一戸を給し、單身者は一戸四人とし、妻を娶れば別戸を給し、死者に埋葬料金十三圓家族七歳以上金七圓五十錢、六歳以下は金三圓二十錢を給與するの定めにして、農具に損所ある時は、伍長に申告し軍曹に報じて之を修復す、又疾病者には醫藥を給し、定例一般休日の外開墾地に出勤する規定にして、起床、休憩、食事、就眠、皆喇叭を以て指揮號令し。士官巡視して是を督勵す。九年五月積金の制を定め、毎月給與の金米二割を蓄積せしむ、廢使の時其數實に四萬一千四百八十二圓二十九錢八厘に達す、又十二年三月兵役免除の後十箇年間給與地の免租を定め、尚扶助滿期後公務に服する時は、俸給鎭臺の成規に依る、草鞋、足袋、食料を給する事とせり。屯田兵授産一般規定は大略斯の如くなるが、移住兵士及家族等は皆各其給與の農具を以て、給與地内の榛莽を開き、荊棘を刈り、或は農業現業生を雇ふて牛犂によりて荒起しを爲し、或は馬耕し、或は手耕し、大小豆、大小麥、粟、蕎麥、馬鈴薯、麻、藍、其他果樹、蔬菜の類を播種し、十五年二月廢使の際墾成地は、琴似、發寒二百九十二町九段、山鼻三百四十五町五段、江別十八町三段、篠

津六町一段。桑樹は、琴似、發寒培養十七萬八千三百九十九本、野生四萬五千百三十四本、山鼻培養十萬四千二百二本、野生十六萬三千五百一本、篠津培養二百四十八本。果木は琴似、發寒六千二百三十六本、山鼻六千二十二本、篠津三十二本、牛は琴似發寒十六頭、山鼻三十一頭、江別十頭、馬は琴似發寒七十七頭、山鼻百三頭、江別八頭を以て算するに至る。

第五節　西南の役出征

明治十年二月西郷隆盛の叛報到る。青森縣下の人心亦恟恟として流言浮説頻りに行はる。二月二十二日琴似屯田兵一小隊を函館に分遣し警備の任に當らしむ。四月九日屯田兵全部熊本縣下出兵の電命あり、茲に於て琴似山鼻發寒の屯田兵悉く進陸軍大佐堀基同少佐永山武四郎の指揮に屬し、翌十日札幌を發して出征の途に上る。札幌市中及近在の士民千有餘名夜を徹して彈藥其他の行李を小樽港に運搬す。全軍其日錢函に泊し、翌十一日小樽に達し、越て十五日全隊皆汽船太平丸に搭乘し、午後十時抜錨、十八日航路風濤烈しきを以て、午後四時三十分佐渡國

多田浦に寄泊し、翌十九日午前一時同所を發し、廿三日午後一時四十分肥後百貫石に著し、少佐永山武四郎、士官稅所篤彥、荒城重雄、春日艦に至り、伊東海軍少將に戰地の狀況を質し、官軍熊本城の聯絡既に通し、賊兵一は大津に、一は八吉に向け退却したるを聞き堀大佐以下全軍悉く上陸し、熊本の總督本營に至りて其指揮を受く、是より後各地に轉戰し、大に奇功を奏する所あり、九月三十日札幌に凱旋す。先是余市在住舊會津藩士、當別及紋鰈在住の兩伊達家臣、下下方在住稻田家臣及舊松前藩士中より義勇兵を募集して屯田兵豫備兵を組織し、東京に出兵したりしが、屯田兵凱旋せしを以て戰地に赴かず、八月三十一日吹上禁苑に於て、其整理式の上覽あり。

西陲賊徒追討豫備として屯田豫備兵を徵し演習等非常勉勵せり追日賊勢窘縮平定近にあり因て出征に及ばずとの優渥なる詔勅を忝うせしが、茲に至り又堀大佐永山少佐以下總員五百五人と共に凱旋せり、『札幌本廳日誌』凱旋の當日を左の如く錄せり。

準陸軍大佐堀基準陸軍少佐永山武四郎諸尉官と與に屯田兵豫備兵共を率ひて凱旋す、其兵一大隊本廳門外に整列し、禮畢て本廳に於て佐尉官兵員に酒饌を賜ふ、調所橋大書記官外二名文を以て

札幌臨吏

北動機を稱す此日天氣清明官員及び學校生徒等郊外に迎ふる者數百名其行軍の整肅看るべきあり 廢に九月二十二日汽船秋津洲丸に乘じ品海を拔錨し同二十五日函館に寄航同二十九日小樽に著するや調所橋大壹記官官吏數名を率ひ已に小樽に出迎す。

北門の鎖鑰を守りて外寇に備ふるの兵其初陣に於て先づ札幌鎭臺論の首唱者を西南の內亂に討伐す亦一奇と謂ふ可し。

凱旋の後功を論じて賞を行ひ一般屯田兵に對しては從軍の爲め農事を失ふを以て更に給助期限一ヶ年を延期し特勤者に對しては堀大佐永山中佐を勤四等に敍し一時賜金六百五十圓を給し少佐家村住義大尉稅所篤彥篠森泰度を勤五等に敍し住義に賜金五百圓を給し中尉荒城重雄千早正路安田安少尉建部亞之輔坂本信近篠崎彥二前島溫倫を勤六等に敍し重雄亞之輔に年金各七十圓正路に賜金三百五十圓安信近に賜金各百五十圓を給し準曹長高畑利宜少尉試補渥味直茂三澤毅曹長縣左門松本武彌太田武彌平曹渡邊勝太郎垣見幾五郎山田貞介伍長橋本與四郎佐藤只雄竹田藤藏眞柳榮七等を勤七等に敍し利宜に年金六十圓直茂毅左門兩武彌及勝太郎に年金各四十六圓幾五郎貞介與四郎只雄藤藏榮七等に各一時賜

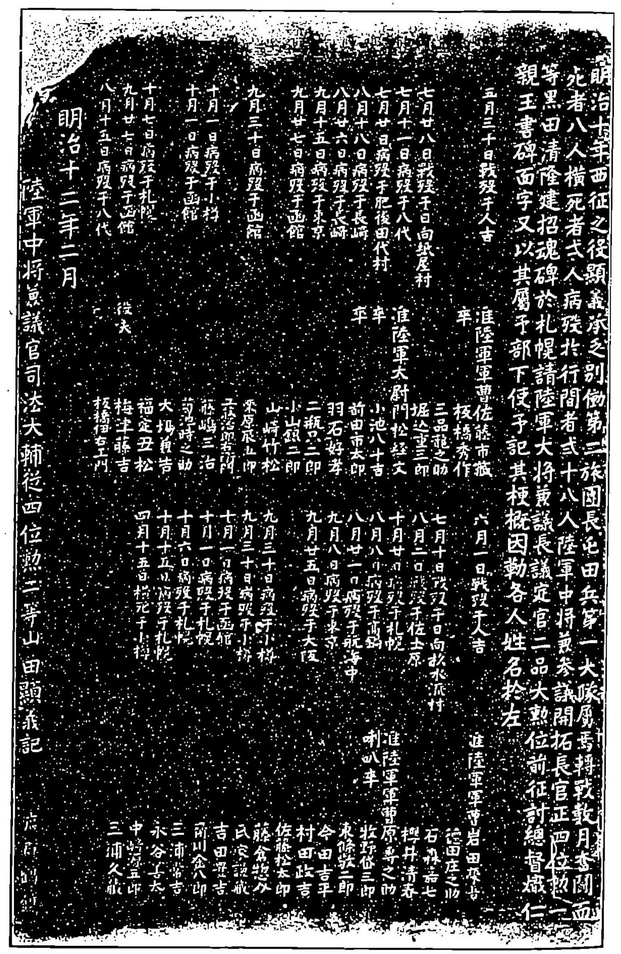

明治十年西征之役顯義隊兵卒一大隊屬焉轉戰數月奮闘而死者八人病歿者弐人病歿北行間者弐十八人陸軍中將贈參議開拓長官正四位勲一等黒田清隆建招魂碑於札幌請陸軍大將贈參議長議定官二品大勲位前征討總督熾仁親王書碑面字又以其屬于部下使予記其梗概因勒各人姓名於左

二旅團長屯田兵第一大隊屬焉轉戰數月奮闘而死者八人病歿者弐十八人陸軍中將贈參議開拓長官正四位勲一等黒田清隆建招魂碑於札幌請陸軍大將贈參議長議定官二品大勲位前征討總督熾仁親王書碑面字又以其屬于部下使予記其梗概因勒各人姓名於左

明治十二年二月　陸軍中將贈參議官司法大輔從四位勲二等山田顯義記　庶石刻銘

屯田兵招魂碑陰文

五月三十日戰歿于人吉　　准陸軍軍曹佐藤市藏
卒　　板橋秀作
七月廿八日戰歿于白鞘尾村　　三品龍之助
七月十一日病歿于八代　　堀公亨三郎
七月廿日病歿于肥後田代村　　准陸軍太尉門松經文
卒　　小池八十吉
八月十八日病歿于長崎　　前田市太郎
八月廿六日病歿于大坂　　羽石好孝
九月十五日病歿于東京　　二瓶忠三郎
九月廿七日病歿于函館　　小山銀二郎
　　山崎竹松
九月三十日病歿于函館　　栗原辰七郎
　　三浦源藏門
十月一日病歿于小樽　　藤倉駒次郎
十月一日病歿于函館　　秋嶋三治
十月一日病歿于札幌　　菊池時之助
十月二日病歿于札幌　　大場貞吉
十月七日病歿于札幌　　福定丑松
九月廿七日病歿于函館　　梅津藤吉
八月十五日病歿于八代　　板橋伊左門

八月一日戰歿于人吉　　准陸軍軍曹岩田榮吉
七月十日戰歿于白鞘松永源竹　　佐田度三郎
八月二日病歿于佐土原　　石森吉七
十月廿日病歿于札幌　　檜井清春
八月八日病歿于函館　　准陸軍軍曹原寺之助
八月廿一日病歿于札幌　　牧野倍三郎
八月廿一日病歿于東京　　永隈政二郎
九月八日病歿于東京　　今田吉平
九月廿五日病歿于大阪　　村田政吉
　　佐藤松吉
　　藤倉駒次郎
　　民家誠敬
　　吉田源吉
　　岡川金八郎
十月廿五日病歿于札幌　　三浦源吉
十月十五日病歿于札幌　　永谷安太
四月十五日病死于小樽　　中野喜三郎
　　三浦久敬

金百圓を給し、又卒櫻庭義貫、進藤雄藏、開拓使生徒河野仙太郎を勳八等に敍し、年金各二十四圓を給し、同卒眞柳六藏、工藤彦三郎、星林齊、井上悌二、竹內清之助、一瀨忠吾、阿妻太郎、村上彌太郎、松本元次郎、大島八郎、高田直一郎、植口孝慶、喇叭卒長部甚八、水夫杉本清次郎等を勳八等に敍し、一時賜金各五十圓を給せり。這の行賞に不平を懷く者あり、千早中尉悲憤して割腹し、安田中尉卽日職を擲て去り後東宮職に奉仕す。又凱旋の歸途船中虎列拉病に罹り病死する者あり、因つて戰歿者及病歿者の遺族に扶助料を給し、又戰死者八名を海陸軍の例に準じて東京招魂社に合祀し、又翌十一年三月太政官の稟裁を得て戰死者八名、病歿者二十八名の爲に北六條西七丁目偕樂園前に屯田兵招魂碑を建つ、當時の征討總督二品有栖川宮熾仁親王爲めに碑面に題し、當時屯田兵を統率したる別働旅團長中將山田顯義其碑陰に梗概を記し、碑石は伊豆國根府川石を用ひ、廣群鶴之を刻す。盞石は札幌村妙見寺の庭石を採り、基石其他は三樽別所產の石材を選び、明治十一年一月十一日開拓使以降最低溫の日攝氏零度下六度三分)拂曉屯田兵士擧つて其運搬に從事し、竣工の後屯田兵の子弟咸集り構內の大掃除を爲し、每年八月二日高鍋城陷落の日を以て祭日と

招魂祭

戰闘記

人吉攻撃軍

大河内陷落

鹿澤村占領

人吉陷落

定め、其日全道の官衙學校の業を休ましめ、角力、競馬を行ふを常例とし、札幌神社祭と共に札幌の二大祭日と爲す。後明治十四年御巡幸の際熾仁親王祭粢料を給ふ。

戰闘記

四月二十七日 總督本營より別働隊第二旅團に編入せられ、八代口より人吉攻撃の具に備へらる。全軍陸軍中將山田顯義旅團長たり。**五月十九日**始めて大河内の賊を攻撃す、鎭臺兵一箇中隊狙撃隊六十名援隊たり、一氣直に大河内村の賊陣に突入して銃器其他雜具若干を捕獲して水無村に侵入す、賊敗走鹿澤に逃る、此日我兵一名重傷を負ふ、**二十一日**賊數十一を奪ひ**二十二日**又接戰して賊の逆襲を退け、**三十日**『サレツラ』に向ひ開戰す、我軍死傷者三名を出し、賊防戰甚だ力め數容易に拔けず、茲に於て銃に倣ひ裝し全軍の數中に吶喊す、賊潰に敗亂す、因て直に進んで屋形に達し、鹿澤の口に突入して賊五名を斃し二名を捕虜とし銃器彈藥刀劍を捕獲し鹿澤村を占領す、命進んでトヤ村に至り一小渓を隔て、賊數と戰ひ又是れを擊退す、**六月一日**諸道の官軍皆合して午前六時人吉總攻撃を爲し午前九時之れを陷落す、賊大橋竝車道田町等に火を放ちて走る、此時屯田兵は兵を二隊に分ち一は鎭臺兵の左側に進みたり左右兩翼竝に人吉市街に突入し、中軍又進んで西町札の辻に至り大橋を渡り向岸に逐す、會、伏兵に遭遇して退却し、右翼は紺屋町九日町出町を經て櫻馬場に進み、左翼亦苻人吉城内の賊と戰ひ進んで隈川堤に達す、我軍死傷九名あり、鎭臺兵隈川を隔てゝ賊と交戰し砲煙天に漲る、正午鎭臺兵退却令を傳へ屯田兵も引揚べきを命ず、因て右翼は直に永田村聖泉院に退却し、左翼は向止つて向岸の賊退却するを見て始て本部聖泉院に退却す、此日永山少

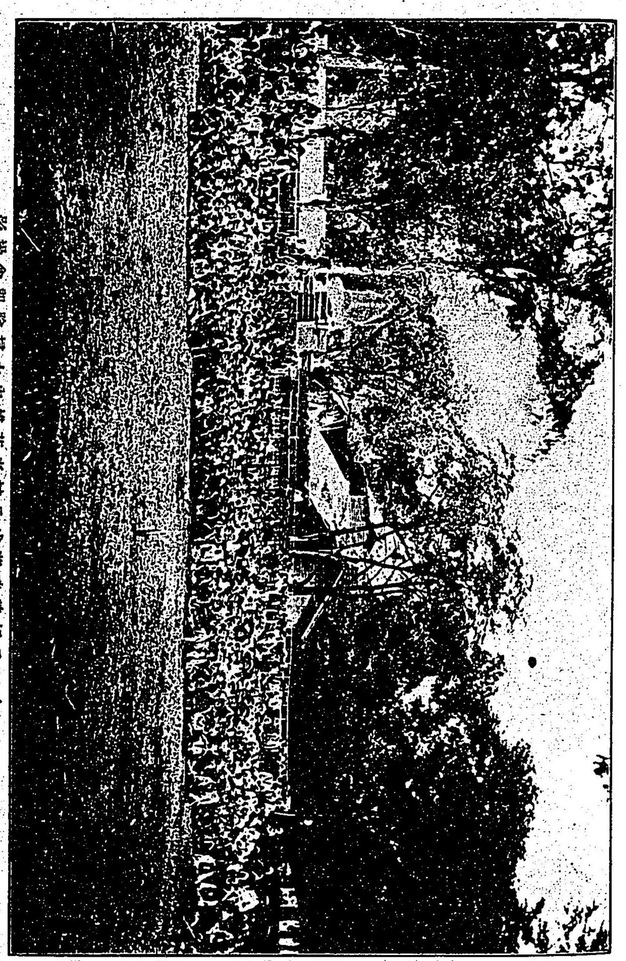

佐折田忠記官等先鋒の各隊を指揮し畑大佐援兵を督して戦後に在り、翌十一日諸口進撃の部署定まり屯田兵は砲兵中央分隊を属せられ吉田越より右翼大河間経進撃の命あり、此日大雨渓水漲り渡るを得ず、賊壘高嶺の要地を占領し急雨逆風頗る賊軍に利あり、我軍側面より肉薄して壘に攀り直に十数壘を掠奪して大河間に達す、左翼の鎮臺兵亦大畑占領の目的を達したるも夜暗線に退却の令あり、夜に入り古佛頂に退く、十二日左翼の鎮臺兵吉田新道を進むの報あり、因て古佛頂より大河間を経て観音坂に進み吉田郷を眼下に砲撃す、十三日前日吉田新道の戦鎮臺兵利あらず、屯田兵右翼に在り独り突出するを以て左右聯絡を缺く因て大河間に退却す、七月一日山縣参軍山田少将防禦線を巡視す、十日第二旅團真幸川を限り灰塚原より永山村を経て小林街道進撃の方略を取る屯田兵流に従つて溯り第二中隊(山鼻屯田)は永山少佐引率し左小隊は前島少尉引率し宗村大尉と共に本道を進み、右小隊は安田中尉坂本板内兩少尉曹長高畑利宜温味直茂等杉木流村の賊を郤け横尾山を越え行行敗賊を追て竝木の原右側に出づ、左小隊又既に竝木の原に至る、賊死屍を捨てゝ走る、此日我軍死傷三名、十一日第一中隊(琴似)を先鋒として小林に進み、街道より左翼陣跡山賊壘に対し喞兵線を置く、十四日陣跡山の賊を射撃す、我兵負傷者一名賊野尻に走る、十六日右翼第二旅團より聯絡を爲すの商議あり、屯田兵既に野尻に進撃せしも又喜線に復す、十七日賊軍高原に在る第二旅團の本軍を襲ふ、因つて屯田兵三分隊を岩瀬川詰に分遣す、十八日賊軍大挙陣跡山の左右より襲来し、野尻街道に於て開戦す、八木少佐の兵正面を防禦し屯田兵左翼陣跡山に防備を爲し永山少佐自ら二分隊の兵を率ひ、迂回して右翼より賊の側面を衝く、久木田坂本兩少尉亦徒足の兵若干を以て勢を援く、賊軍敗走野尻に退く、二十一日屯田兵第二方面の兵と合し野尻の賊を進撃するの部

大河間攻撃

屯田兵獨り突出

小林街道進撃

賊軍逆襲

野尻進撃

豫定まる、翌朝陣跡山に整列中賊軍右側の山上より大砲來襲す、因て街道に於て開戰す、我砲兵と右翼の交戰は稅所大尉第一中隊を以て是れに當り、家村大尉第二中隊を督し安田中尉を本道に置き坂本栃内兩少尉を左翼の山上に登らしめ前島少尉軍曹松本武彌と共に二分隊を合して賊の屯集せる頭上の山より喊喊劇射せしめて大勝を得、千早中尉亦第一中隊の四分隊を以て之れを援く、此日全軍野尻に入る、**二十二日**天力谷に入る、**二十七日**漆野攻撃の部署定まり、屯田兵第二中隊舊線を守り、第一中隊低屋村に進み街道及左側の山上に露營す、**二十八日**右翼第二旅團と聯絡し第一中隊を先鋒とし永山少佐左小隊と共に本道左側より溪を陰てゝ午前四時開戰す、堀大佐左側丘上露營の高地より同時に開戰して右翼の左小隊と合す、永山少佐直に溪を渡りて向岸に登り右翼街に在る第二旅團の兵と交戰する賊の背後に出づ、賊狼狽拔刀白兵戰を爲す、我兵劇戰、述部少尉一分隊を以て右側を突き大に賊勢を挫き追擊して紋村に進む、此日賊死傷多く我兵又死傷二名を出し銃器彈藥を捕獲す、**三十日**第二中隊三好少佐に屬し本庄に分遣し、第一中隊進んで八代を略し本庄の兵と聯絡す、**八月一日**屯田兵一瀨川の喑線に進む、各旅團の集合する者甚だ多し、**二日**賊一瀨川の向岸に砲臺を築きて防禦す、屯田兵一大隊全軍の先鋒となり第二中隊は家村大尉安田中尉前島栃内兩少尉等左翼の上流より川を渡らんとし前衞已に中流に至る頃向岸の堀穴中に潛伏せる賊一時に射擊せしを以て前衞退却を爲し水を隔てゝ交戰す、幾もなく永山少佐渡川を令す、兵士先を爭ひ流を亂して前岸に達し、接戰直に末永村口を占領す、右翼第一中隊及砲隊又本道の左側に在り、黎明を待つて一時に發砲し、左翼の既に上流を渡るを見て、堀大佐直に第一中隊の渡川を令す、千早中尉篠崎久木田述部の三少尉等皆先を爭ふて進み末永村に登りて第二中隊に合し、奮戰大に勝利を得直に進んで高鍋に突入す。此日我兵死傷五名賊死傷甚だ多く、其死屍を路傍に委棄する者七、我軍行衞銃器彈藥を捕獲し、殘賊を追ふて賊營を奪ひ、糧食其他多數の捕獲品あり。**五日**賊勢大に衰へ、諸口の官軍又輻輳するを以て、屯田兵歸陣を令申して都於郡に引上げ、**十一日**都於郡を出發し高岡、去川、有水等を經、**十三日**都の城に著し、**十六日**歸陣の指令を受け、**二十一日**金川丸に乘船して鹿兒島を發し、**二十二日**神戸著、**二十八日**東京丸に乘組、**三十日**東京に著し、**九月三十日**札幌に凱旋す。

漆野攻撃

末永村占領

一瀨川の戰

高鍋陷落

第六節　憲兵勤務

屯田兵は既に徒歩憲兵の組織なり。故に諸勤務總て憲兵の諸規則に準據すべしと雖も、當時本道の人口尙寡少事務閑暇、且つ其細目の如き悉く之を行ふ時は、却つて徑庭を生ずべきを以て、長官の適宜處分に委したり。因つて當時屯田兵の從事したる憲兵勤務は、防火、防水、熊狩、鹿の密獵監守、脫監囚捕縛等臨機應變の事を以て其重なる者となせり。

憲兵勤務事項

消防

明治十二年一月三十一日開拓使達に、非常又は假本廳出火及近火の節は、當直官吏一名は速に騎馬にて山鼻屯田週番所に急報し、其急報に接したる週番所は、直に屯田兵を假本廳內に繰込み、西門內の空地に屯集して長官の指揮を受く可き規定

水防

あり。既に其月十七日札幌本廳失火の際の如き、琴似屯田兵は武裝駈來りて諸門を警衛し、山鼻屯田兵は平服急に應じて消防に盡力したりき。又豐平川出水して市內に橫溢の際は其憲兵勤務最も功を奏したる者の如し。明治十六年秋出水の際の如き、其活動今尙故老の記憶に傳へらる。今の南七條西二丁目に水車場あり、激流の園む所となり、屋上に避難したる者家と共に流亡せんとするに當り、防水夫等傍觀爲す所を知らざるに當り、身を其激流中に投じて能く其危難を救ひたるは山鼻屯田兵の憲兵勤務中の一勇者なりき。又當時創成川の水溢れて市中に浸水し、漸次水量を增し、下流の一水閘を開けば、直に排水の道開け、浸水を減却すべきも、巨材流木水閘に懸りて山を爲し、激流其上を走り、工業局の土方人夫全力を盡すも奈何ともする能はざるに際し、永山中佐山鼻屯田一隊の兵士を率ゐ來り、巨繩を以て其水閘を破壞し、爲めに全市の浸水を免かれたるか如き卽ち是れなり。

密獵捕取締

又明治九年十一月管內鹿獵規則を定め、免許鑑札を所持せずして鹿獵を爲すを嚴禁したるに、密獵者尙依然として甚た多きに拘らず警察設備の不充分なるより充分の取締を爲すを得ざるに當り、十一年十二月、野外演習を兼ねて一分隊の屯田兵を勇拂方面に派遣して之を取締らしめ、爾後每歲之を例としたる事ありき。

熊狩

當時札幌近山の熊時時村落或は市街に出沒して人畜を害し、危險甚だ多かりき。殊に明治十一年春圓山火藥庫近傍より村落に出てたる大熊は、札幌市街及附近村落を橫行し、夜夜人家に迫りて食を需め、札幌村に於ては民家に闖入して其夫及小兒を喰ひて、其婦に重傷を與へ人心恟恟、夜間外出する者なきに至る、因つて屯田兵二十餘名を選拔して熊狩を行ひ、兩日を經て遂に丘珠村奧に於て之を擊殺し、其死屍を札幌警察署前に於て衆庶の縱覽に供して、人心を鎭靜したる事ありき。

脫監囚捕縛

又明治十四年秋樺戶集治監脫監囚篠津屯田週番所を襲ひ、當直喇叭卒を傷くるや、直ちに一分隊の兵を派して之れを逮捕し。十七年札幌監獄署脫監囚九名の札幌及附近村落を暴行するに當りても、又其警戒の任務を執れり。

當時札幌附近に移住せし開拓使募移民は多く士族にあらずして農民なりしが、屯田兵は多く士族を以て組織し、以て其憲兵勤務を執りたるは、大に當時の人意を

第六章　行政財政及金融

第一節　行政

札幌の市行政は初め自治的思想を有し、後全く官治行政となり、北海道廳設置以後漸く自治制度を施行したり。明治二年開拓使規定の制令十九條の精神は、多く維新前の幕制を繼承し、五人組制度を注意し、又『毎年町役公選入札の義依怙偏頗ナク家格ニ拘ラス至當ノ人材可申出事』とあるが如き、幾多の自治的要素を含蓄し、三年十二月布達の移民規則中には、五家を一組となし、二十五家に一村長を置き、村長の上に總取締一人を置き、村長は諸觸諸法度を組合に傳へ、不精者を糺し、惡事を察し、是れを處置する者となし、總取締は率先一身を模範と爲し、法令を守り、開拓の實效を立つるに注意すべきを規定し、又翌四年管内一般に布達せし制令四十四箇條中にも、自治的要素を有するものありたりしも。後漸次官治行政に傾けり。

札幌經營の初め明治三年市中漸く民家九戸あるに至るや、先づ町代二名を置き、

高橋龜次郎、清水三次郎兩人をして其任に當らしめ南一條東二丁目なる龜次郎自宅に執務を開始し、明治四年創成橋畔の新本陣の建築成るや、之れを大通西一丁目の舊本陣跡に移轉せり。當時其職員を町役人と呼び、其執務の場所を町會所と稱せり。其職務は官衙の諸布令を洩れなく市民に傳へ、又市民の諸願伺等を經由せしむるを以て最も重要なるものとなしたり。

元來戸長ノ職ハ下ノ上ニ申述スル事情ヲ審閲セサル樣、上ノ下ニ布令スル趣意貫徹致スヨウ、中間ニ居リ、至誠懇篤ニ取扱アルヘキ任ニシテ、市井ニ在テハ最重ンスヘキ職ナレハ、人望ノ歸スル者ヲ以テ其職ニ申付度云云(六年七月民事局達)

此の如く町役人は當時人民と官廳との中間に介在するを以て一切の事殆んど關知せざるなく、金錢貸借、動産不動産の抵當賣買、改名、結婚等の紛議、夫婦喧嘩、酒上の爭鬪仲裁、遊惰者の訓誡、土地の割渡、人民呼出、人馬繼立、官營事業雇人夫の周旋、貸錢支拂立會、裁判、敎育、衞生、宗敎、警察等に關する一切の事、苟も事の市民に關するものは總て町役人の立會を要し、町役人の内一人は常に札幌本廳に派出し居る有樣にして、曾て市民需用の木材資捌を司とらしめ、後又消防組頭の任も町役人の職務

となしたり。斯の如く其事務多端なるに、明治五年以來札幌諸經營の爲め、市民益、増加せしを以て、五年四月町役人を廢して、戸長竝副戸長を置き、其俸給も亦歳額二十圓を増加し、戸長島倉仁之助以下副戸長三名、町用係五名、執筆役及小走三名を任命し、其歳十一月事務所を南二條西二丁目長屋の一棟に移廳す。時に恰かも改暦の事あり、明治六年一月一日に相當する以て、新暦の初日より、札幌市會所と稱せり。

戸長副戸長

札幌市會所

六年二月札幌本廳開墾局は、人口増殖に從ひ、市會所吏員の不足より事務の不整理を憂ひ、其局員中主典井手正文を區長に、同使掌齋藤實昭を權區長に兼務せしめたり。正權兩區長の設置茲に始まる。區長は、毎一六の日、權區長は隔日、各市會所に出頭し細大となく市會所事務の合評を受くる者にして、獨り市内のみならず札幌全郡を管せり。此時市政の刷新を行ひ、貸座敷營業者の副戸長二名を罷め、其職務の重責あるを諭して改選を命し、高札場取締方を定め、掲示布達の誤字脱字あり又往往杜撰なるものあるを戒め、石油洋燈取扱方を諭告し、尚市會所員及市民に諭すの注意書を掲示し、又一箇月間の豫算案を作成したり。

正權兩區長

市政刷新

▲掲　示

一、是迄樽代肴料など、相唱候節句或は此地へ移住の節等戸長副以下へ送りもの致し候よし、煩手を謝するの實意より出候義には可有之候得共、謂れなき事に付、自今贈りもの不相成事。但戸長以下においては、勿論受用致すべからざる事。

一、町會所へ願書等差出候節、取次の者へ謝禮として金銀を遣し候趣、右は町會所にて近來事務繁雑、自然取扱向遲延致候處より、新規移住の者は取世話致し遣はさゝる哉の事に差心得、右樣不都合の事に立至り候義に付、自今右樣の義不相成事。

一、町會所にて小走共、願人の請に任せ願書等認遣し來候所、自今民費を以て書役一人差置候に付、自ら認候候者は紙持參の上は、無賃にて書遣し候間、謝禮等差出候義不相成事。但書役の者謝禮一切不可受事。

一、市中賣拂材木、町會所にて賣捌來候處、自今清藤源治郎、福定藤次郎へ自今渡世申付候に付、入用の者は町會所へ申出に不及、是迄の直段を以て同人共より相對にて買受可申事。但本文の通兩人へ申付候上は、是迄町會所にて材木取扱の者廢止候事。

右の通に候條萬一心得違の者有之候は、屹度咎め可申付候條戸長以下小前末末迄可得其意者也。

當時正權兩區長以下正副戸長の俸給は皆國庫負擔に屬し、唯僅かに町用掛伍長及小使俸給を民費負擔となしたるのみ。

幾もなく開拓使財政困厄の事あり、札幌經營從つて頓挫し、市内の移民逃亡離散

相踵くに至るや、市會所の事務又自ら閑散なり。因つて町用係を廢し、正權區長の兼務を解き正副戶長僅かに臨時雇三人を用ひて市政を處辨したりしが、市況救濟事務の爲め却つて繁忙を極めしを以て、佐藤孝郷を擧げて戶長となし、松本判官親ら市務を督勵し、七年二月市況恢復の兆あると共に、札幌本廳は其管內を大小區卅に分ち、札幌郡を第一大區となし、其內札幌市內を三小區(創成川以東は第一小區、以西の南一條以北は第二小區、以南は第三小區)郡部を四、五、六の三小區に分ち、佐藤孝郷を擧げて副區長と爲し、正副戶長町用係執筆役總代等皆其員を充せり。又七年五月太政官布達に基き、區長以下の官吏准級月俸を定む、區長准十二等月俸二十五圓准十三等二十圓副區長准十四等十五圓准十五等十二圓戶長准等外一等十圓准等外二等八圓副戶長准等外三等七圓准等外四等六圓總代月俸五圓副總代月俸三圓とす。又太政官の布達は區戶長の俸給を民費支辨に屬するも、札幌は當時未だ府縣同一に見るべからざるものあるを以て、當分國庫支辨となし、人口增殖民產興隆の時を待つ事とせり。先是、區戶長總代の任命は、總て開墾局又は民事局の名を以て取扱たりしも、茲に至り開拓使親ら其黜陟の責に當る事となり。漸次官治行政の傾向を生せり。又同時に區費の當時區入費と稱す)賦課及消費方法を規定したるが、該賦課法は後郡區改正に至るまで繼續したるものなるが、其徵收法等は當時頗る不整理なるもの丶如く、明治十二年三月石川正臧始めて伍長となるや、其職務上の心得方を左の如く伺出たりき。

(一)突然伍長申付の達あり直に區費收入通帳類六冊を引繼かれ當惑せり(二)伍長の任命者は區なりや本縣なりや(三)區費收入通帳に一一番地記入なく又總計戶數を擧げず脫洩多き事(四)區費取立は毎月末に取立翌月何日迄に區務所に納むべきや(五)區費は地主より取立つべきや現住者より取立つべきや(六)帳簿上本年一月迄未收入の事(七)伍長心得書面を以て命令あり度事

以て其一般を知るべきなり。當時戶數割の分賦徵收方法及伍長職務等は其始め敢て一定の法律に依らず、適宜處分に屬したるもの丶如し。

明治九年九月全道を大小區畫に分ち、郡區を置くに當り、札幌郡は七年二月所定に從ひ第一大區となり、市內を三小區に分ち、創成川以西大通以北を第一小區、以南を第二小區、創成川以東を第三小區となし。圓山琴似、上手稻、下手稻、發寒、山鼻六村を第四小區。豐平、上白石、白石、平岸、月寒五村を第五小區。札幌、雁來、苗穗、丘珠、篠路、對雁六村を第六小區となしたり。先是、札幌市會所は六年暮大通西三丁目商館官

舍に移轉し、續て八年春其鄰屋に移り、更に其年六月新に附與を受け南二條西二丁目の舊屋に移れり。蓋し當時未だ一定の廳舍を所有せず、不用官舍を借り轉轉常なかりしなり。茲に於て、札幌市會所を第一大區區務所と改稱し、椅子、卓子を使用し、稍〻公衙の體裁を爲せり。然れども市會所の名稱は改稱後尙踏用したる者多く。九年十一月新製の帳簿に依然市會所と記し、又『札幌市中會所』と稱する印章を捺しあるを見る。市中會所印章の起原は始め市中會館と稱せしを、上司の命に依り市會所と改めたるに因る後重久安都男入つて區長となる。

市會所區務所

市中會所市中會館

總代人選擧法及總代人心得

明治十一年六月總代人選擧法及總代人心得を規定し、七年五月規定の總代副總代を廢す。新定總代人は選擧に依る名譽職にして一小區二人以上四人以下を定員とし、二箇年を任期とし每年半數を改選す。被選資格は、(一)年齡二十年以上の男子たる事、(二)札幌本廳管內に百圓以上の地券を有する事、(三)札幌市內に本籍を有する事、(四)風癲白癡にあらざる者、(五)懲戒例に依り免職二年以內の者、及除籍若くは懲役一年實決の刑に處せられたる者にあらざる事、(六)身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者にあらざる事、(七)官吏、敎導職、區吏員にあらざる事、(八)被雇人にして

被選資格

雇主の承諾を得さる者にあらざる事、の八條件にして。選擧資格は(一)札幌本廳管內に不動產を有する事、(二)二十年以上の男子たる事、(三)區內に本籍を有する事、(四)風癲白癡にあらざる者、(五)懲戒例に依り免職二年以內の者、及除籍若くは懲役一年實決の刑に處せられたる者にあらざる事、(六)身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者にあらざる事、の五條件を具備したる者とし。其職權は(一)金穀公借共有物取扱、(二)土木起工に關する事を本務とし、(三)人民の利害得失に關する事にて區務所の議に預る事、(四)有志の醵金に出る土木工事と雖、區の利害得失に係る時は之れに干預する事是なり。而して若し百圓以上の地券を有する者なき時は、單に不動產を有する者を被選資格となし、被選人選擧人本籍者少き場合は、寄留者と雖も資格者となし、事故ある時は封書投票の送付を爲すの特例をも設けたり。該規則は總代人規則と稱し、明治三十二年北海道區制實施に至る迄自治的要素を傳へたる唯一の法規なるが、其選擧資格の規定粗慢なる此の如きを以て、時勢の變遷に從ひ、小樽區に於て區制施行前執行したる總代人選擧の如きは、競爭開始の結果突然石狩原野の農民數百名の戶籍を移し小樽區內の一小家屋の共同所有者と爲して選擧

選擧資格

職務

特例

缺點

郡區職制
札幌區

新廳舍

區役所開廳式

法令周知法

行爲を執行したる滑稽事ありき。然れども、我札幌に於ては法規の附與したる自治權を最も圓滿有利に遵守したり。

明治十二年七月大小區畫の制を廢し、郡區職制を發布するや、札幌全郡は札幌區と稱せられ區長區書記及戸長を置き、從前の區戸長を廢し俸給其他一切の役所費は漸を以て地方稅及民費支辨となし、出港稅を以て其不足を補ふ方針を立て其職權は法令又は規則に因る委任事項と、札幌本廳よりの特別の委任事項とを處理する事となり、全く面目を一新せり。而して札幌區は獨り札幌市中のみならず、札幌郡内の各村を同一行政圏中に置くを以て權限事務の擴張吏員の增加と共に、廳舍又從つて狹隘を告げ、初めて南二條西五丁目に廳舍を新築に著手せり。其費用總て一般の寄附に依り、十二年十二月竣工し直ちに移轉執務を爲し、翌年二月新職制に依り山崎清躬新に札幌區長に任せられ、舊區長重久安都男郡書記となり、其他各吏員の任免部署悉く定まりたるを以て、三月一日を以て開廳式を擧げたり。

法令を市民に周知せしむるは、初め市役人第一の職責たり。因つて其周知方法は最も苦心したる所なりき。當時は發布主義よりも寧ろ周知主義を重視したる

時代なりしを以て、揭示場公示は未だ其目的を達せりとなさず。六年二月改革の際の如き先づ左の三項を布達し。

一廳下布告物揭示場の義は朝夕最寄役人共可心付事
一同所前後左右へ立商人等イみ候義決して不相成事
一同所揭示物は十日程相過候ハヽ先前の分順に取除き成丈け新規の觀面判然と見分り宜樣可致事

尙法令を各伍長に配付し、各伍長より町内に巡覽せしめたりしも、中途紛失する者ありて一般に普及せず。因つて竪一尺五寸横一尺厚三寸の公文箱を作り。公文を函中に收めて回覽せしめ紛失の憂を防がんとせしも亦其效あらざりき。茲に於て『布令書』と大書したる大竿旗を添へ軒頭に建てしめ、以て公文巡覽の跡を公知するを得せしめたり、此案其初め稍好果ありたりしも、又久しからずして、公文函と共に其旗章の往く所を失ひたり。

第二節　財政

租稅

開拓使は人口增殖の必要上、渡道旅費、扶助、家作料、器具類及種子等を給與

して移民を招來し、又自移農夫に開墾料を給し、自移工商に營業資本を貸與する等の保護政策を採れり。此秋に當り、此等の移民に對し固より府縣均一の稅制を施行すべきにあらず、因つて幾多の特別制度を設けたり。維新以前本道の稅制には出入船舶裝載の貨物に課稅するの外、浮小物成或は不定小物成等の諸稅を收めたり。浮小物成とは雜稅の總稱にして、建網冥加(網一統金三兩)伐木役(地方により稅率不定)戶役錢(或は四半敷役と云ふ、其中に又諸商人出稼役、賣女役、旅籠屋竝、木賃宿冥加等の稱あり、皆每戶薪を納む)炭竈役等ありしが、明治四年四月に至り總て浮小物成を廢し、永住戶役錢家持出稼錢と改稱し、從前の四半敷役に當る永三十五文を每戶に徵する事となし、爾後國稅及地方稅に關する幾多の免除特例の規定をなしたり。先是、政府は明治元年四月函館裁判所總督を設置し、本道の開拓を委任するに當り、其月十七日開拓の大方針を示すの內、本道の租稅を擧げて開拓費に充當せしむる事と爲し、後六年七月十日に至り、開拓使の支消出納の多寡を知るに便する爲め、租稅諸收入は證票を以て一旦國庫出納の順序を履行する事となしたるが、廢使の際に至る迄本道に於ける租稅其他收入總額は、國稅總收入七百四十餘萬圓地方稅鑑札料總收入十三萬餘圓に達せり。今札幌區に直接關係ある租稅制度を見るに、四年二月札幌郡に限り鮭鱒漁業稅を免じ、捕魚を郡外に斥賣するを禁じ、其の賣却を請ふ者は時價を以て買收する事と定め、又伐木は札幌郡中消費に限り免稅を爲し、新に炭竈を設くる者と、薪五敷以上柾五九以上及建築材伐採は多少に關せず、出願に依りて輸出を許し、材木及薪炭樺皮は皆八分稅を課するの規定を立てたり。五年四月開墾地收稅規則を定め、十月北海道土地賣貸規則を設け、十一月政府公布の牛馬賣買免許狀は、他府縣に關せざる者は、姑く適宜處分の特例を設け、六年二月又政府公布の清濁酒醬油等釀造規則は、本道に限り適宜處分の稟裁を受け、五月新增の諸稅は、定額金交付年限中開拓使限收納すべきの稟裁を經、六月證券印紙稅規則を施行し、七月每年六月十二月兩度諸收稅大藏省納受手續を定め、十二月證券印紙稅規則心得方を諭達し、家祿稅官祿稅を履行す。七年五月區入費徵收方を定め、區入費分賦概則を施行す。十月改正證券印紙稅規則を履行し納付手續を定む。十二月璽種印紙稅を施行し、清酒白酒、酢酒共適宜釀造免許料及造石稅を徵收する事と爲す。九年三月前年雜稅稅廢止の公布ありて、本道海產諸稅中亦廢稅目

浮小物成

永住戶役錢家持出稼錢

鮭鱒漁業稅

伐木稅

家祿稅
官祿稅

牛馬稅
釀造稅
證券印紙稅

璽種印紙稅
釀造免許料
造石稅
雜稅竝に依る

煙草稅
販賣鑑札料諸稅

酒類稅則
煙草稅則
酒類行商請賣
鑑札料

桑樹摘葉鑑札
料

牛馬賣買稅

鑑札手數料

度量衡稅
鉱獵稅
賣藥規則
雜造稅

三業稅

に入るものありしが、本道諸稅は府縣正租に等しきを以て、其一二を廢すれば、漁稅一般に影響すと論じ、舊に依り徵稅の稟裁を受け、又煙草稅則を施行す。四月訴訟罫紙諸稅を施行し、八年度より小物成諸稅を廢す。七月政府公布の車稅免除の允裁を得、酒類稅則を設け、釀造稅を徵す。十年一月資藥規則を施行し、鳥獸獵規則に準じ銃獵稅を徵し、三月度量衡稅を施行し、五月三業規則を設け、稅金及鑑札料を徵し、又八年政府公布の諸稅科目を定め明治八年に遡りて國稅地方稅の區別を定め、十月開拓使限り發行諸鑑札水火盜難及遺失毀損新鑑札出願者より手數料を徵收する事と爲し、十一月酒類請賣營業鑑札下付の際手數料徵收の稟裁を受け、之を地方稅に編入し、十二月地租創定に由り、地所區分制限及地券證印稅收納の條款を設け、又管內煙草稅則を改正增補す。十一年一月管內酒類稅則を改正追加し、濁酒釀造營業者へ免許鑑札を下付し、釀造稅を徵し、又酒類行商及請賣營業者は卸小賣を論せず、鑑札を下付し、鑑札料を徵する事とせり。六月炭燒營業規則を設け、鑑札料及書替手數料を定め、八月野桑保護規則を設け、桑樹摘葉鑑札料を徵して地方稅と爲し、十二月酒類稅則を改正追加し、又牛馬賣買免許稅賦課方を設け、十二年一月より實施し、鑑札料及書換手數料を徵し、又十年以來委員を派し、丈量したる耕地宅地租創定の爲め地價等級表を定む。十三年二月國稅地方稅徵收順序を定め、一年度を四期に分ち、翌五月十日を限り完納せしむる事と爲す。又區入費分賦概則に基づき戶數割賦課方を定め、三月屯田兵給與地は免役後十年間免租の稟裁を得、藝妓稅を更正して四月より施行し、貸座敷及娼妓稅を改めて賦金とし、四月國稅地方稅徵收順序を更正す。五月又正租五分の一を徵收して郡區費に充て、出港稅を以て郡區費補給中扶助移民は入籍後滿一箇年間民費を免除し、六月國稅地方稅徵收順序を改正增補し、屯田兵扶助滿期後は其の財產に應じ、民費賦稅の事とし、七月海產稅を北海道物產稅と改稱し、酒類稅則及煙草稅則を一般に施行し、始めて車稅を課せり。十四年二月前年政府公布の酒造稅則は、實際準據し難きを以て、更に稟裁を經て、管內限りの酒造稅則を設け、酒造免許鑑札を下付し、酒造稅及酒類造石稅を徵し、四月地方稅正租五分の一の徵收期を定め、戶數割民費を戶數割稅と改め、徵收規則を定め、從前の區入費分賦概則は六月限り廢止し、營業稅雜種稅賦課規則を定め、從來の炭竈藝妓兩稅の外、更に小科目を起し、併て地方稅と爲し、五月酒造稅則を更

地租等級表
國稅地方稅徵收順序
區入費賦課概則

賦金
正租五分一

北海道物產稅
車稅

戶數割稅
營業稅雜種稅

正し、開拓使發行の諸鑑札手數料を廢す。六月營業稅賦課規則施行順序を定め、地方稅に關する諸營業は、願書に指令して鑑札を下付せず、規則に依り鑑札を付與する者は、鑑札料を徵せざる事と爲し、同年度及十五年度營業稅雜種稅戶數稅賦課額を定め、十二月營業稅雜種稅賦課規則を更正增補せり。

比較的重稅也

以上は開拓使の租稅制度合達中札幌區に關係ある者なるが、元來開拓使は保護政策を採り、移民を扶助する等種種の特典あるに拘はらず、其租稅收入一切を開拓の資に充當するの制なるを以て其財政困難なるに當りては、新創地不適應の課稅を爲したるの傾向あり。北海道廳時代の當初より寧ろ重稅の負擔を受けたる者の如く、宛も左手に優渥なる保護を與へて、右手に之を奪ふの趣あり。茲を以て松本判官の如きは、明治九年海產諸稅輕減に就て、大いに論爭する所ありたり。

松本判官の論爭

余大欲有所爲、先畫其民力、以滅其漁稅矣、同條小人常嫉余者、以之爲機、萬方讒譖、欲遠乎余、而耳目之徒、往徠東京、長官亦漸動其心矣、余據條例、以我官職所處置之何恐小人之官耶、堅執不動也、曰、我新墾之地、新移之民、何以得加苛稅耶、爲非常之業、可爲姑息之計耶、開拓之本、在安移民之心也、（松本良文）

國稅

國稅　明治十年五月開拓使は明治八年に溯りて、本道の諸稅目を定むるに當り、其國稅に屬する者を左の如く擧げたり。

地租。市街地券稅。地券稅。同證印稅。海產稅。銃獵稅。（鹿獵、猿獵）船稅（蒸汽船、西洋形、風帆船、五十石以上、日本形船、五十石未滿、艀、漁船、艀川小廻船）清酒稅（營業稅、鑑札再度手數料同引換手數料同申受十五日以內廢手數料同、燒酎白酒、鉛酒も右に準じ一種毎に記載すべし）牛馬賣買免許鑑札稅。車稅。度量衡稅。鹽種酒類受賣營業稅。（營業稅、鑑札再度手數料同引換手數料）煙草印紙稅。證券稅。（印紙稅、證書紙稅）訴訟竝文通罫紙稅。官祿稅。家祿稅。賞典祿稅。

地租
地租開墾地收稅規則

其後又新設改廢ありしが、其內札幌に施行せられたる、國稅の種類、性質、稅率、納期、徵收方法、沿革等を列舉すれば左の如し。

地所規則

(一)地租　明治五年四月開墾地收稅規則を定む。該規則は、上地一町步稅金五圓、中地金四圓、下地金三圓（一町步以下之に準ず）と定め、扶助農夫は作付初年より五箇年間免稅、六年目より十箇年間本租十分の一を課し、十一箇年目より全額を徵收し、官庶其他自費開墾者は、三十箇年間除租し、三十一年目より本租を課する事と爲し、又從來よりの自費開墾者は、五年以降三十箇年間免租の事とし、該地稅上納の上は他に一切地所に關する稅金を賦課せざる事、及其納付は金納に限らず、其土地賣買相場を以て現物の上納を許せり然るに其年九月地所規則を設け、之を改定し、田畑及

宅地は同年より七箇年間免租とし、官費募移者は、開墾地完成後五年間免租し、其後二年間は本租十分の一を賦課し、七年目より全額納租の事、又賣下地は交付の年より十年間山林川澤の持主村請に改る者は同年より十五箇年間何れも免租の事と定め、各自の民有地には經界畝數等を改正して、地券を渡すの制を立て、從來の永住者及募移者は、同年より舉家限を以て、三年間に開墾する土地は、年年墾成の分點檢の上、地券を渡し、地代金上納に及ばざる事となし、爾後の募移農民は、移著後三年間本條に準ずる事と爲したり。而して翌十月又土地を一人十萬坪を限り、上等千坪金一圓五十錢、中等同金一圓、下等同金五十錢、千坪以下其割合直納を以て賣下け、賣下後十箇年除租の制を定め、私有地たる以上は、賣買處分一切自由たらしめ、賣下後上地十二箇月、中地十五箇月、下地二十箇月を過ぎ、開墾に著手せざる者は、之を上納せしめ、除租滿期後の制程は、追て其地の差等により、適當に定むべき事となしたり。又八年五月家祿奉還資金受取者の家產營業上、本道に於て地所拂下を出願する者に對し、山林荒蕪地拂下規則を定め、一人十萬坪を限り、土地賣買規則處定價格の半額を以て拂下げ事業著手より二十箇年間除租の事となしたり。

土地賣下規則

家祿奉還者に對する規則

地租設定

先是、政府は明治六年地租改正條例を公布したるが、本道に於ても明治五年制定の地所規則の結果は、明治九年に至り除租滿期となるものあるに至り、該地租改正條例を遵奉せざるべからざるに至れり。然るに本道當時の狀勢は、府縣同軌の租稅制度に準據せしむるを得ざる者あるを以て、政府は九年十二月二十八日に至り、

地價百分の一

北海道地租ノ儀當分地價百分ノ一ニ相定メ候條此旨布告候事

と公布し、地租創定の大體は、一般地租改正の趣旨に準據するも、其細則は、開拓使の適宜處分に委ね、地券を發行し、明治十年より地租を徵收する事と定め、地所規則中各種の土地は、除租滿期の翌年より此稅率に準據せしめ、他日を期して一般成規に準據せしめんとせり。因つて十年十二月十三日開拓使は地所區分制限及地券申請證印稅支納等に關する條項を定め、地所の種類を(一)宅地(二)耕地(三)海產干場(四)山林(五)牧場等に分ち、又同月十五日、北海道地券發行條例を以て、土地丈量、地租の制限區分、地券付與等の照準を定む。

地區地券

地價查定の方法は、丈量後土地の狀況により、收穫、賣買、入札の三法を用ひて概定し、全道一般の地位を比較して、查定する事とし、各村の等級は、甲乙二村各種の一等地を取て之を比較し、其差等に依り之を別ち、市街は

地價查定の方法

一券面の地所、其表裏等地位に等差あるものは、之を區分せず、折衷酌量して一の等級を定め、一町内を通覩して之を類別し、然る後一市街を通覩して、各町の等級を分ち、更に其一町内の各種の一等地を取つて、之を比較し、其差等に依り之を別つ事と定めたり。

茲に於て開拓使は、委員を設けて其事務に著手し、札幌區には五等屬正木銀作を派し、市中總代大村耕太郎の案内を以て、專ら其事を掌理せしめたり。後明治十二年十二月に至り、初めて地價査定表を公布して、本道地租の基礎を立てたるが、此時札幌區は九等に、郡部は十二等に別たれ、札幌市街の宅地は、一等金百八十圓(百坪に付以下同じ)二等金八十五圓、三等金七十圓、四等金五十五圓、五等金四十五圓、六等金四十圓、七等金二十五圓、八等金十八圓、九等金十圓と定められ。札幌郡部の耕地は一等金十一圓(一反歩に付以下同じ)二等金十圓、三等金九圓五十錢、四等金八圓五十錢、五等金八圓、六等金七圓、七等金六圓、八等金五圓五十錢、九等四圓五十錢、十等金四圓、十一等金三圓二十錢、十二等金二圓三十錢と定められ、其收穫物假定は、一等六斗六升、二等六斗、三等五斗七升四等五斗一升、五等四斗八升、六等四斗二升、七等三斗六

升、八等三斗三升、九等二斗七升、十等二斗四升、十一等一斗九升二合、十二等一斗三升八合なり。

斯の如くにして札幌市街及札幌附近は、除租滿期後は、皆此査定額百分の一の地租を負擔する事となり、又其納期は、本道田畑は、其登熟收穫の期、他道に例視すべからざるを以て、十三年一月以後特に、五月三十一日と定め、以て今日に及べり。當時の札幌市街宅地等級査定は次圖の如し。

(二)地券印紙税　明治十年十二月十三日地所區分制限及地券證印税徵收等の款に依り規定し、從前發行の地券を改め、更に税額を定め、地券申請竝賣買書換の節券面の價格に從ひ、每一枚證印税として納税せしむる事とし、之を八等に分ち、地價金二圓迄は金八厘、二圓以上百圓迄金一錢五厘、百圓以上二百圓迄金十五錢、二百圓以上五百圓迄金三十三錢、五百圓以上千圓迄金四十錢、千圓以上二千圓迄金五十錢、二千圓以上五千圓迄金八十三錢、五千圓以上は金一圓二十五錢とし、尚事故あり書換の節は一枚金八厘を徵する事とせり。

(三)酒造税　政府は明治四年七月清濁酒等醸造に就き布達する所ありしも、本道は

特別稅則

府縣と同軌に出づべからざるを以て、六年二月適宜處分の稟裁を經て稅則を定め、七年一月以降清酒竝白酒其他銘酒共醸造免許料金七圓、造石稅百石金七圓、濁酒は醸造免許料金三圓五十錢、造石稅百石金三圓五十錢を課し、免許料は最初鑑札下付の際に限り徵收し、醸造は每年徵收せり。後八年五月政府又酒類稅則を公布したるも、本道內は舊に依り適宜處分の稟裁を經、九年七月酒類稅則を定め、酒造營業免許鑑札を付與し、每年九月三十日迄を一期とし、酒類賣捌代價十分の一を醸造稅として、同年十月一日より翌年九月三十日限り凡半額、七月に至り平均相場確定後九月限完納と定め、酒造營業者は每年十月中一期造石見込高を管轄廳に屆出て、十石以上造石者は官吏の檢查前一切賣捌を禁じ、十石以下及季節に拘はらず醸造蒸溜の酒類は官吏巡視前と雖も區戶長の檢查を經て賣捌を許し、又酒造營業者の外酒類請賣營業者にも店每に營業免許鑑札を受けしめ、鑑札下付及書換の時手數料金二十錢を徵じ、密造者は酒類及器械を沒收し、一石に付金七十五錢の科料に處し、既に賣捌たる者は其代金を上納せしむる等の罰則を設けたり。十一年一月に至り該稅則を改正追加し、醸造稅を賣捌代價二十分の

始めて一般規則に準據す

再特別稅則

一に減じ、酒類請賣營業者は卸小賣飮食店を論せず、皆受賣鑑札を受けしめ、又酒類行商鑑札の制を設け、鑑札料一人一枚金十錢宛を徵する事とせり。又同年十二月再び改正追加し、醸造稅を一石に付清酒金一圓、濁酒金三十錢、白酒、味醂、各金二圓、燒酎金一圓五十錢、銘酒金三圓と改め、每年四月三十日限見込屆石數に應ずる稅金半額を納め、其餘は九月三十日限り完納せしむる事とせり。後十三年七月開拓使管內酒類規則一切を廢止し、同年十月一日より政府所定の一般規則に準據せしに、政府は同年九月又本道に準據し難き酒造稅則を公布せしを以て、更に稟裁を經、十四年二月別に酒造稅則を規定し、十三年十月一日より酒造免許狀は造酒場一箇所金十圓と定め、十月一日より翌年九月三十日迄を一期とし、鑑札下付の際之を徵收し、造石稅は酒類第一類醸造酒は清酒一石金一圓、濁酒一石金三十錢、第二類蒸溜酒は燒酎二石金一圓五十錢、第三類再製酒は白酒味醂一石金二圓、銘酒金三圓と定め、納期を三期に分ち、十月一日より三月三十一日迄を第一期、四月一日より六月三十日迄を第二期、七月一日より九月三十日迄を第三期とし、第一期は四月三十日限り、第二期は七月三十一日限り、何れも檢查濟石數半額を、第三期は九月三十日限り、皆造

參酒葡萄酒免稅

檢査濟石數稅額竝に前納の紙數を完納せしめ、葡萄酒、麥酒は造石稅を免除し、自家飲料の造酒は一年一石に限り之を許し、皆官吏の檢査を受けしめ、一石以上の者は造石稅を納むる等、凡て酒造規則に準據せしむる事とし、免許鑑札を受けずして製造したる者は、酒類及製造諸器械を沒收し、免許稅額の二倍の金額を科し、及其酒類を賣捌きたる者は、其酒類の石數に相當する造石稅額の三倍を科する等の罰則を設け、同年五月又該稅則を更正し、免許稅は酒類一種金十圓濁酒金五圓、一種毎に鑑札を下付する事となしたり。又七月に至り酒類營業免許鑑札料竝に請賣營業免許鑑札料を廢せり。

醬麹營業稅

(四)醬麹營業稅　政府は十三年九月醬麹營業稅則を公布せしが、札幌本廳は又十四年四月別に醬麹營業稅則を定め、製造場一箇所毎に免許鑑札を下付し、前年十月一日より營業稅として金十圓を徵する事とし、營業免許は其年十月一日より翌年九月三十日迄を一期として、營業免許の時其全額を納めしめたり。

煙草稅

(五)煙草稅　政府は明治八年煙草稅則を定めたるが、本道は九年三月別に煙草稅則を規定し、同年四月一日より札幌本廳管內に實施し、當分煙草營業稅を免除し鑑札

を付與せず、取締の爲印紙のみ貼用せしめ、五月出賣鑑札を下付し、十年十二月管內限煙草稅則を改正し、營業免許鑑札及出賣鑑札を下付し、願受書換共手數料一枚金十錢宛を徵する事と定め、十三年七月一日より一般規則に準據す。

證券印紙諸稅

(六)證券印紙諸稅　明治六年六月政府公布の稅則を準行したり。但し改正證券印紙規則は七年十月より、帳簿罰則は八年一月より施行せり。

訴訟罰紙諸稅

(七)訴訟罰紙諸稅　明治九年四月政府公布の稅則を施行す。

車稅

(八)車稅　明治十三年七月一日以降政府公布の規則に準じ徵收す。

銃獵稅

(九)銃獵稅　明治十年一月政府所定鳥獸規則に據り、十三年度以降徵收す。

牛馬賣買免許稅

(十)牛馬賣買免許稅　明治五年十一月他府縣に關渉せざる賣買は適宜處分し、十一年十二月以降政府所定の一般稅則に準據す。

賣藥稅

(十一)賣藥稅　明治十年一月政府所定の賣藥規則を十一年度以降實施す。

度量衡稅

(十二)度量衡稅　明治八年政府所定の規則を實施す。

桑樹摘葉鑑札料

(十三)桑樹摘葉鑑札料　明治十一年八月鑑札料一枚金一錢と定め、毎年四月下付の時徵收し、八月三十日限返納せしむる事とし、十四年五月廢止せり。

地方稅

地方稅　明治十年五月開拓使の八年度に遡りて、地方稅目を左記の如く擧げたりしが、

氷專賣稅。鹿獵稅。網稅。劇場稅。貸座敷稅。藝妓稅。娼妓稅。藝娼妓鑑札手數料。怠納金。

其前後地方稅目の規定甚だ多し。其內札幌に關する者の種類、稅率、納期、徵收方法等を列敍すれば左の如し。

地假割稅

(一)地價割稅　明治十三年五月地方稅として正租五分の一徵收に定め、十四年四月其納期を七月より十二月迄及一月より六月末日迄の二期に分ち、第一期は其年七月三十一日限、第二期は翌年一月三十一日限徵收の事とす。

戶數割稅分賦方法

(二)戶數割稅　初め區入費と稱し、每區其取扱區區なりしが、明治七年五月に至り、區入費分賦概則を定め、市街は小間割法を用ひ、公廨、學校、病院等相當の割合を受け、村落は每戶貧富に從ひ、上中下三等に區別し、其分賦は各所適宜處分とし、每區支消金額は、每月詳細表を出し、翌月十日迄に之を揭示し、其日より十日以內に收納の事とし、造修營繕等にして、其區限り一時に支辨し得ざる者は、官金を貸し、月賦返濟を許

區入費支消項目

せり。而して其區入費支消に屬する項目は(一)扱所造營並修繕費(二)同所內需用の什器並筆墨紙炭油費(三)同所小使給料(四)揭示場建設並修繕費(五)道路掃除並便所入費(六)用惡水道小修繕費『但新築並大破損の分は官費』(七)消防入費(八)迷子棄兒臨時手當入費(九)本籍知れざる者溺死行倒病氣等手當入費と定めたり。地方稅と云ふと雖も今日の區費に該當する者なり。後十三年二月其賦課方法を定め、財產に應じ、九等に分ち、一等より三等迄を上等、四等より六等迄を中等、七等より九等迄を下等とし、其財產等級は戶長總代人の查定に委し、其一箇年賦課金高は、一等三萬圓以上は金七圓八十錢、二等二萬圓以上は金六圓二十錢、三等一萬圓以上は金四圓八十錢、四等五千圓以上は金三圓六十錢、五等千圓以上は金二圓六十錢、六等五百圓以上は金一圓八十錢、七等二百五十圓以上は金一圓二十錢、八等百圓以上は金八十錢、九等百圓以下は金六十錢と定めたり。又同時に郡區費豫算並徵收順序を定め、七月より翌年六月迄を一週年とし、郡區長は其年一月十日迄に郡區費及徵收豫算を調整し、其月十日を以て本廳に具狀し、其認可を得て徵收方を戶長に達し、徵收期限は每月末日と定むるも、產物收穫上の便宜に依り、一期或は二期に徵收するも、地方

郡區費豫算並收順序

賦課方法

の適宜とし、其徴收現金は、別に定めたる預金殺規則複式簿記法を原則とせず、日計簿を用ふ)に照準して取扱ふ事としたり。又其年五月出港稅を以て郡區費補給中は扶助農夫は扶助年限中、自費農夫は著籍より滿一年間民費を免除する事と定め、

徴收規則改正

十四年四月戸數割民費を戸數割稅と改め、徴收規則を定め、官廳公私立學校、病院、社寺、諸會社の賦課を免除し、其他苟も一戸を立つる者は、本籍寄留を問はず、貧富に應じ、其財産五百圓以上の者を上等百圓以上の者を中等、百圓以下の者を下等とし、毎年郡區長其賦課稅率を定め、一箇年一戸各一圓以下四十錢迄を正租五分の一の納

賦課額

期と同時に徴收せしむる事と定めたり。尚其年六月同年度分戸數割稅賦課額を、上等金八十錢、中等金六十錢、下等金四十錢と定め、十一月又十五年度賦課額を上等金九十錢、中等金七十錢、下等金五十錢と定めたり。

炭竈稅

(三)炭竈稅　明治二年以來炭竈役と稱し、一竈炭五十貫目竝永二百九十四文を徴收せしが、九年四月に至り八年分より之を廢止し、十一年六月炭燒營業規則を定め、炭竈鑑札料一枚金二錢書換料金一錢を收め、炭燒用材代價一竈毎月金五十錢を徴し(鍛冶炭竝自用炭竈は除く)十四年七月營業稅雜種稅賦課規則を施行し、炭燒營業規則中鑑札料を廢して雜種稅とし、年稅金五十錢と定め、其時時徴收の事とせり。

藝妓稅

(四)藝妓稅　明治十年五月三業規則を設け、免許鑑札料一枚金七十五錢、書換手數料を其半額とし、稅金は一箇月金五十錢と定め、毎月二十五日限り徴收の事と定め、十三年三月稅金一箇月金一圓と改め、十四年五月鑑札料を廢し、七月より雜種稅として、一箇月金一圓とし、納期を其月三十日限とせり。

貸座敷竝娼妓鑑札料

(五)貸座敷竝娼妓鑑札料　明治十年五月貸座敷竝藝娼妓規則を設け、營業鑑札料は貸座敷金一圓五十錢娼妓金五十錢と定め、書換料は其半額とし、稅額は貸座敷上等金二圓下等金一圓、娼妓金五十錢と定め、十三年三月其名稱を賦金と改め、貸座敷營業者上等一箇月金四圓、下等一箇月金二圓、娼妓金一圓と定め、毎月二十五日限り戸長役場之を徴收し、其費途は、工場授産場設立の資本に充つる事と特定し、十四年五月營業鑑札料を廢せり。

營業稅

(六)營業稅　明治十四年四月創定せしものにして、其納期は地租五分の一と同じくして、其稅目、等級、稅額、課稅標準等は左の如し。

稅目	諸會社	卸賣商	仲買商	小賣商	雜商
上等	資本金稅金 三萬圓以上	賣揚高稅金 一萬圓以上十圓以內	賣揚高稅金 一箇年一萬圓以上七圓以內	一箇年賣買揚高稅金 三千圓以上五圓以內	一箇年賣買揚高稅金 一千圓以上三圓以內
中等	一萬圓以上七圓以內	七圓以內五千圓以上	七圓以內三千圓以上	三千圓以上五圓以內	千圓以上三圓以內
下等	一萬圓未滿五圓以內	五千圓未滿三圓以內	三千圓未滿一圓以內	千圓未滿一圓以內五十錢以上	千圓未滿五十錢以內

(七)雜種稅

又明治十四年四月創定にして、其納期は營業稅に同じく、唯藝妓稅は其月三十日限、屠畜演劇兩稅は前月分を翌月十日限り、一箇月以內休業の者は、休業翌日より五日間に徵收する事とせり。其稅目、等級、稅額等左の如し。

稅目	等級	上等	中等	下等
製氷業	賣揚高千噸以上	同十五圓以內	同五百噸以上十圓以內	同五百噸未滿五圓以內
旅人宿	宿泊人三千人以上	同四圓以內	同千人以上二圓以內	同千人未滿五十錢以內
貸屋	貸取高三千圓以上	同五圓以內	同千圓以上三圓以內	同千圓未滿一圓以內五十錢以上
古着古道具古鐵賣買	賣上高千圓以上	同三圓以內	同五百圓以上一圓五十錢以內	同五百圓未滿二十錢以內五十錢以上
料理屋	商高五千圓以上	同七圓以內	同千圓以上五圓以內	同千圓未滿一圓以內

稅目	收入高	稅金
湯屋	千圓以上	二圓以內
諸飮食店	商高五百圓以上	同五百圓以上一圓以內
理髮床	高三圓以內	同百圓以上一圓五十錢以內
水車	一臼	二十錢
炭竈	一竈	五十錢
屠畜	一頭	二十錢
藝妓	一箇月一人	四圓
演劇人寄席（講談、雜話、音曲等）諸興行（相撲、輕業等）縱覽所（親目親、花聞、諸見世物）	興行中上り高百分ノ三	

經費豫算

經費豫算　開拓使時代に於ける全道の總經費實に二千百四十萬九千二百七十六圓の巨額に達す。而して此巨額の總經費中、札幌の經營及行政の爲めに、支消したる者幾何なりや、今其精を得ずと雖も、間接直接札幌の爲めに消費したる者甚だ尠からざるべし。又開拓使時代を通じて、札幌地方行政の爲めに、消費したる經費及豫算等、今其詳を得ずと雖も、札幌の町役人を置きたるは既に明治三年に始まり明治四年四月以降永住戶役錢家持出稼役錢各一戶に付永三十五文を徵して、其經費に充用し、明治六年二月に至り、之を戶役錢と改め、町會所入費は、每年四月十月兩度の決算高を標準とし、戶長等協議の上坪數に應じて配當し、札幌本廳經伺の上之

を賦課するの制を定め、其所用入費は、豫算年額の半額宛を、四月十月の兩度に、開拓使より之を貸與し、戸長之を預りて出納を爲し、九月に至り其賦課したる戸役錢を以て返納するの規定を立てたりき。後明治九年十月に至り、前年二月政府公布の雜稅廢止に基き、初めて地方稅を興し、人民公共の用益に充つる事と爲したり。而して其地方稅收入は、廢止に至る迄全道を擧けて十三萬六千三百七十七圓八十七錢四厘支出總額三十万千八十七圓五十九錢七厘にして、其收入の支出に及はさる實に十六万四千七百九圓七十二錢三厘なり。該不足額は出港稅を以て之を補給せしが、出港稅は松前藩時代よりの遺制たる一種の海關稅にして明治七年十二月本道物産の輸出に係る者は原價百分の四を稅率とし、道路堤防修築賑恤貸與等專ら人民公益の費途に充つるを例としたるものなり。

出港補助

十二年度以降經費

明治十二年度以降札幌區役所（札幌郡全部管轄）地方費支出經費左の如し

十二年度　俸給八百十一圓雜給三百八十圓十四錢二厘臨費四百九圓四十一錢八厘營繕費六十一圓四十二錢五厘土木費無合計千六百六十一圓九十八錢五厘。

十三年度　俸給二千三百十四圓七十二錢三厘雜給五百八十圓六十六錢臨費七百九十一圓二十一錢二厘營繕費八十五圓八十六錢二厘土木費八圓五十錢三厘合計三千七百七十六圓九十六錢。

十四年度（自十四年七月至十五年一月）俸給千六百五十七圓五十二錢六厘雜給千四百四十八圓四十七錢三厘臨費六百四十七圓四十九錢營繕費四十九圓二十四錢三厘土木費無合計三千八百二圓八十三錢二厘。

六年の一箇月經費

又明治六年中一箇月市會所入費高を豫算したる者及明治十二年四月札幌區第一小區第二小區第三小區（即ち札幌市街全部）の區費賦課方法及十二年度收入支出豫算に就き、札幌本廳の認可を受けたる者左の如し、爾時既に官貸したる金一千二百四十四圓十五錢八厘は同時に年賦償還の認可を得たりき

明治六年市會所一箇月入費

一、金二十一圓　是は町用掛三名給料一箇月金七圓づゝにて如斯

一、金十五圓　是は小使三名給料一箇月金五圓づゝにて如斯

一、金二圓二十五錢　是は小使三名扶持米四斗五升市中相場壹石金五圓の積にて如斯

一、金五圓六十錢（半紙二〆）　是は調帳願書等入用市中相場一〆に付二圓八十錢にて如斯

一、金二圓二十五錢（半切二千枚）　是は諸向往復其外共入用市中相場千枚に付金一圓十二錢五厘にて如斯

一、金二圓六十二錢五厘（四の内七帖）　是は御布達物掲示入用市中相場一帖に付三十七錢五厘にて如斯

一、金二圓（英の紙十帖）　是は戸籍方並送籍書類其外共入用同前相場一帖二十錢にて如斯
一、金三圓六十錢(炭炭六十俵)　是は暑寒に不係一箇月平均一俵に付金六錢づゝにて如斯
一、金九十錢(墨三挺)　但、一挺金三十錢づゝ
一、金六十錢(筆十五對)　但、一對金四錢づゝ
一、金二十五錢(朱墨二挺)　但、一挺金十二錢五厘
一、金一圓六錢三厘(蠟燭五百目)　但、百目二十一錢二厘六毛
一、金一圓五十錢(油三升)　但、一升五十錢
一、金一圓五十錢(薪二敷)　但、一敷七十五錢
一、金二十錢(生鉄一斤)
一、金一圓五十錢(宿直料)　是は市會所副戸長並町用掛の内一人づゝ宿直致し候に付一宿五錢づゝにて三十宿分如斯
一、金二十錢(鑑二十目)　是は市會所罫紙入用之分如斯
小以金六十二圓〇三錢八厘
外に
一、金二十圓　是は新規設置伍長五名給料一箇月一人金四圓にて如斯
二口合金八十二圓〇三錢八厘
内譯
一金六百八十九圓四十四錢八厘（別紙甲號小間割賦課金一箇年合金額）
一金五百九十三圓九十五錢三厘（別紙乙號一箇年經費高金の半額官より御補助金凡見込）
一金千百八十七圓九十錢六厘　支拂金（乙號經費據算額金額）
差引殘
金九十五圓四十九錢五厘　（全く一箇年餘金順次翌年繰越の見込）

一二三小區街間數調

南後志通　道筋を除く（大通南側）
一自一番地至三十八番地　四百二十間（内三十間官有地、三百九十間民有地）
波島通　前　同　上（南一條）
一自一番地至百四十六番地　九百八十五間（内六十間官有地九百二十五間民有地）
南志通　前　同　上（南二條）
自一番地至百十七番地　九百間（内二十間官有地、八百八十間民有地）

如斯
右之通定額取極度本存候以上

明治十二年區收入支拂豫算調

一金千二百八十三圓四十錢一厘　收入金額
内譯
一金六百八十九圓四十四錢八厘（別紙甲號小間割賦課金一箇年合金額）
一金五百九十三圓九十五錢三厘（別紙乙號一箇年經費高金の半額官より御補助金凡見込）
一金千百八十七圓九十錢六厘　支拂金（乙號經費據算額金額）
差引殘
金九十五圓四十九錢五厘　（全く一箇年餘金順次翌年繰越の見込）

一二三小區街間數調

南後志通　道筋を除く（大通南側）
一自一番地至三十八番地　四百二十間（内三十間官有地、三百九十間民有地）
波島通　前　同　上（南一條）
一自一番地至百四十六番地　九百八十五間（内六十間官有地九百二十五間民有地）
南志通　前　同　上（南二條）
自一番地至百十七番地　九百間（内二十間官有地、八百八十間民有地）

檜山通　前同上（南三條）

一自一番地至百十四番地　八百四十間（內八十間官有空地、七百六十間民有地）

津輕通　前同上（南四條）

一自一番地至九十八番地　八百二十五間五尺（內六十間官有空地、七百六十五間五尺民有地）

福島通　前同上（南五條）

一自一番地至百八番地　八百十間（內百三十間官有空地、六百八十間民有地）

上磯通　同前上（南六條）

一自一番地至九十五番地　八百二十五間（內百八間半官有空地、六十間墓地六百五十六間半民有地）

本願寺前通　（南七條）

一自一番地至十九番地　三百六十間（內七十間官有空地、六十間墓地二百三十間民有地）

膽振通　前同上（西二丁目）

一自一番地至三十四番地　四百二十間（內六十間官有空地、三百六十間民有地）

四創成町　前同上（西一丁目）

一自一番地至三十五番地　三百六十間（官有空地なし）

東創成町　前同上（東一丁目）

一自一番地至四十四番地　三百九十間（六十間官有地、三百三十間民有地）

浦河通　前同上（東二丁目）

一自一番地至九十三番地　六百三十間（官有地なし）

樣似通　前同上（東三丁目）

一自一番地至九十四番地　六百十五間（內六十間官有地、五百五十五間民有地）

幌泉通　前同上（東四丁目）

一自一番地至十一番地　百九十四間（官有地なし）

靜內通　前同上（南四條東一丁目以東）

一自一番地至二十番地　百間（官有地なし）

合計數七千八百十六間二尺

六尺一間より金一錢づゝ賦課する五間間口一戸に付一箇月金五錢一箇年金六十錢

合金七十八圓十六錢二厘

北後志通　通筋ヲ除（大通北側）

一自一番地至十番地　二百六十三間半

濱益通　前同上（北一條）

一自一番地至九番地　百七十二間五尺

厚田通　（北二條）民有地ナシ

札幌通　前同上（北三條）

一自一番地至三番地　三百八十七間四尺

石狩通　（北四條）民有地ナシ

空知通　前同上（北六條）
一自一番地至十四番地　三百三十間
西創成町　前同上（西一丁目）
一自一番地至九番地　百二十間
東創成町　前同上（東一丁目）
一自一番地至九番地　百七十七間
雨龍通　前同上（東二丁目北一條以北）
一自一番地至十八番地　百十五間
合間數千五百六十六間
土壘三十間間口六尺一間ヨリ金二厘五毛ッヽ一箇月七錢五厘ッヽ一箇年金九十錢
合金十圓九十一錢五厘
總計八十二圓七錢七厘
此　內譯
一金五十七圓四拾五錢四厘
是ハ月月遲滯ナク取立相成可ク見込十分ノ割ノ七分
一金二十四圓六十二錢三厘
是ハ空地地主他へ出稼或ハ窮民等ニテ月月末取ト見做十分ノ割ノ三分

賦課方法

十二年度經費

明治十二年區務所經費豫算調

一金千百八十七圓九十錢六厘　經費一箇年總額

內　譯

一金五百五十二圓　給料金額

此　內　譯

一金五百十六圓　（定雇筆耕七圓一人六圓一人小走六圓五人一箇年給料）
一金三十六圓　（臨時雇筆耕日給二十五錢一人五箇月給料）
一金四十三圓八十錢　宿直料（區吏一泊金七錢小走五錢一箇年合計金）
一金二百二十四圓九錢　需用品

此　內　譯

一金五十四圓　半紙二十四ノ一ノ二付金二圓二十五錢
一金二十二圓五拾錢　美濃紙百八十狀一狀二付金十二錢五厘
一金五圓　西ノ內二十狀一狀二村金二十五錢
一金一圓五十錢　帳簿三冊一冊金五十錢
一金六圓二十五錢　眞筆二百五十本一本二付金二錢五厘
一金六圓　草筆二百本一本二付金三錢
一金五圓二十五錢　墨三十五丁一丁二付金十五錢
一金一圓五十錢　朱墨十丁一丁二付金十五錢
一金一圓七十五錢　美濃表紙五十枚一枚金一錢五厘半紙同百枚同金一錢

一金六十錢　　綴糸二十把一把金三錢
一金六圓七十五錢　　茶十五斤ニ付金四拾五錢
一金八圓四十錢　　燐燭三十斤一斤ニ付金二十八錢
一金三圓六十錢　　油一斗二升一升ニ付金三十錢
一金八十四錢　　マッチ十二ダース一ダース金七錢
一金一圓　　燈眞二十把一把ニ付金五錢
一金三十六圓　　炭六百俵一俵ニ付金六錢
一金一圓五十錢　　證券印紙幷ニ郵便切手
一金九圓二十五錢　　郵紙摺立書翰袋張付手數料
一金三十四圓四十錢　　縱覽所備付ケ新聞區務所備付ケ書籍
一金一圓　　朱墨肉手直シ或ハ新調
一金十七圓　　椅子テーブル新調或ハ修繕雜品新調或ハ修繕
一金百七十六圓　　新調修繕費

此内訳

一金十圓　　提灯高張新調或ハ繕ヒ費
一金六圓　　區吏小走宿直夜具洗濯綿木綿糸仕立賃迄
一金五圓　　小走市中廻リ墜喪換職人日傭迄
一金二十四圓　　屋根換破損繕ヒ雪圍木材人夫日傭迄

一金五十六圓　　市街草採リ區境便所掃除人夫繕大工日傭迄
一金七十五圓　　消防器械新調或ハ繕ヒ費
一金四十八圓　　患者救助費

但行倒或ハ孤獨病者施藥入院前宿預ケ或ハ死亡埋葬料諸入費

一金百四十四圓一錢六厘　　拜借金

但高金千二百四十四圓十五錢八厘官ヨリ年年拜借合金十箇年賦還納願立之見込

又明治十四年開拓使より金一萬圓の無利子貸與を受け、之を五百圓宛に分ち市中重立たる商店二十名を選擇し、月二分の利子を以て貸付け、收入二千四百圓を得。翌十五年一旦返納の手續を了して再び貸與を受け、又前年同一利率を以て、相當抵當ある者に貸付け、前年の收得を合し、五千餘圓を計上するに至りたるを以て、之を總代人會に報告して、本區共有金の基礎を立て、又同年公立札幌病院建築の議ありて、開拓使より二千百圓の補助を受けたるが、當時の札幌區長山崎清躬亦金十五圓を寄付し、合計金二千百十五圓となれるを基金として、月二分の利率を以て之を貸付け、以て他日病院建設に至る迄、別口病院資金として、增殖を圖る事とせり。又先是公立第一小學校維持資本として、明治十年より十三年迄、金一千圓宛の官貸を受

け、從來蓄積の授業料を併せて、之を市民に分貸して利殖を圖りたりしに、明治十六年末には其總計既に一萬余圓に達したりき。

第三節　金融

移民政策

資本政策

貸付主義

殖民地開拓の要は資本と勞力とを移入して、新天地の餘りある天然を活動せしむるに在り。資本と勞力とは唇齒輔車の關係あり。開拓使の勞力移入政策は移民保護の主義なりしが、資本移入に對する政策は開拓使自ら其資本貸付を營むの主義に出でたり。顧ふに開拓使の初め本道に移住する者、北門の鎖鑰を憂慮する獻身的殖民人若くは開拓使の優渥なる保護に浴せんとして、一家を提げ來る者にあらざれば、多くは徒手空拳一攫千金を期するの徒たり。皆敢て其懷に資本の豐富なるものあるにあらざるなり。是時に於て開拓使が此等の勞力を活用して、本道天然の開發の事に從ふに當り、先づ貸付金政策を以て資本供給の道を講じたるは大體に於て其當を得たる者なるべし。然れども其方法の杜撰にして失敗多く、比較的成功を見ざりしと雖も、札幌及附近農村の金融狀態は當時此開拓使の貸付

開拓使の貸付金

金政策の圈內に在りて、後漸次民間に於ける金融機關の成立を見んとするに至りたるものなり。

開拓使の貸付金　開拓使の資本金貸付營業は、當時に在つては頗る大規模の者なりき。明治四年冬本道十箇年間の經費を一千萬圓と確定し、本道收入の租稅一切の隨意處分權に依るの命あり、又二百五十萬圓の開拓使兌換證券發行の稟裁を受くるや、五年一月黑田次官は、該定額金、租稅收入及兌換券を以て經費豫算を編成し、其剩餘金を以て資本金貸付業を營み、其利率の收得金を兌換券の償却移民の產業資本融通金及非常準備金等に充用するの意見を立て、政府の稟裁を經、直に島田八郎左衞門等六名に貸付方取扱を命じ、規則を定めて其實行に著手したり。而して其方法は東京大阪函館の三所に貸付會所なる者を置き開拓使東京出張所の所轄と爲し、三井三郎右衞門、島田八郎左衞門(島田組)、小野善介(小野組)、板本六兵衞、林富右衞門、田中次郎左衞門等六名及函館富商三名に同會所用達を命じ、何人に拘はらず、相當抵當物を提供して、出願する者に貸金を爲さしめ、開拓使は年七朱或は八朱の利を徵し、其餘は用達等社中の收益となさしめ、損失ある時は用達をして辨償せ

貸付會所

用達

貸付高

しむるの制度にして、五年一月より六月に至るの間、東京貸付會所用達に七十八萬圓、大阪貸付會所用達に十萬圓、函館貸付會所用達に二十三萬圓、其他家屋建築產業資本等に對し、合計百十九萬六千餘圓を貸付けたり。先是、明治三年三月幕府の制度を襲用し、本道輸出入品を取扱ひ、其販賣徵稅に從事したる產物會所は、開拓使の所屬に歸したるを以て、三井三郎右衞門等明治二年以來其取扱を爲し居たりしも、貸付會所設置と同時に、出港稅三年間免除の令出でたるを以て、東京、大阪、敦賀、橫濱、兵庫、新潟、下關、那珂、撫養等の產物會所を閉鎖し、本道物產販賣及輸入品の取扱を貸付會所の所屬となし、明治十三年度に至る迄貸付會所取扱に關する貸付總高實に二百二十七萬三百四圓三十四錢三厘に達するに至れり。然るに其取扱向濫貸の結果不整理に亙りしを以て、七年十二月大阪貸付會所を戒め貸付金は本道の輸出入貨物の荷爲替を本旨とし、抵當物を精査し、且借受人は用達連署の事と爲し、翌年一月東京貸付會所の利子七朱を八朱と改め、其用達榎本、田中、林、島田等の取扱不都合の聞えあるを以て、其貸金に對する相當抵當物を提供せしめ、又小野善介にも同樣の命令を爲し、其年六月貸付會所條例を定め、誓約(貸付會所の旨趣を服膺する事)

役員(頭取、副頭取、支配人、書記)營業期限(八年より七箇年間)開拓使徵收利子(七朱又は八朱)抵當物精査、北海道產物商會並に運漕社に資金供給、清國直輸出等の定款を誓約せしめ、又貸付金は正確なる抵當物を官吏の檢査を受けたる後に於て貸出す事、貸付金には用達連借人と爲る事、利率は日歩百圓に付金三錢五厘乃至五錢を以て制限(頗る高利なり)となすべき事、其他數項を定めたる貸付規則なる者を作り、又東京に本店、大阪函館に支店を置き、同時に本道輸出產物の買捌に從事する北海道產物商會規則等を定めたり。然るに該條例發布以來蹉貸、付金の未納多く、徵收見込高減少せしを以て、十二年一月遂に三貸付會所を閉鎖し、其貸付金徵收は、蹉貸付會所用達の負擔となしたり。時に未徵收金額は實に百二十六萬七千九百六十圓八十三錢五厘あり。札幌本廳其整理の任に當りしも、用達中破產者等あり、十四年末に至り、現在用達僅に四名に過きず。遂に二十七萬二千八百餘圓に對しては、蹉公債證書額面を以て、完濟を許可して完了したりき。此の如く開拓使の初め、貸付金利率の收得を以て、移民の產業資本を供給せんとせし計畫は、遂に好成績を得ざりしと雖も、札幌市街及札幌附近農村等に對しては、明治五年來御用達榎本、田中等の

營業資本等の貸付

札幌商店、木村、伊坂、渡邊等の三店、木村の井筒屋等何れも資本金を借入れ、札幌市民に對し、廉價を以て諸物品を供給して、大に小民を安堵せしめたるのみならず、又更に家作營繕費の貸付、商工業者營業資本の貸與、家屋改良資本の貸付、札幌區役所第一小學校及市中の個人に對し、貸付基金の貸付、戸長役場經費貸付等の形式により て、其貸付政策を實行して、札幌の金融を助けたりき。

營業資本及家作營繕費の貸付は、明治二年開墾規則を設け、募移工商には扶助及手當金を給與する外、別に營業資本として、一人金三十圓を貸與し、又自費移住の商工業者に對しては、一戸金百圓宛何れも無利子十箇年賦完納の約を以て貸付したるに始まり、四年二月再經營に際し、又近郡より札幌市街に移住出願者に、家作料として一戸金百兩宛無利息十箇年賦貸與の布達を發し、五年六月又官吏の永住者に限り、奏任官四百圓以上、八等より十等迄三百圓、十二等より十五等迄二百圓、等外は百五十圓宛無利子十箇年賦貸與の制を立てたり。此等の貸付規則は何れも明治七年より九年に至り、之を廢止せしと雖も、六年十二月既に札幌市街内に於て該家作營繕費の貸付を受けたる者實に六百有餘名に達し、札幌は實に此の家屋建築費の貸付により市街を爲したる者と云ふべし。然れども六七年に於ける開拓使の事業緊縮の結果、札幌商業の不振を來たし、市民中貸付金の返納を怠る者あり、遂に離散逃亡する者を生じ、八年一月失踪者家屋二十六戸を沒收せしが、其年八月に至り、其金額八分を棄捐し、其二分を納れしめ、完納の間其家屋の讓渡を禁じて完了せり。

家屋改良資本貸與

又家屋改良資本貸付は、明治十二年三月本道家屋構造の粗薄の弊を改むる爲め、防寒防火を主とする改良家屋建築奬勵の爲め、其規則を設けて貸與金豫定額を五萬圓とし、石造又は土藏は一戸十二坪千八百圓、木造は寫圖式九太組十六坪五合、百三十五圓とし、年五分利付五箇年賦完納を以て、札幌市民に貸付けたり。又

其他貸付

明治十二年一月、札幌市民營業資金窮乏者へ分貸本として、水原寅藏に年八分六箇月完納の約を以て金五千圓を貸與し、又十四、五兩年中札幌區役所に金一萬圓宛又十年より十三年迄第一小學校に金一千圓宛を貸與して市中商賈の資本に分貸せしめたり。又區入費の徴收未濟中市中戸長役場に於て其支拂に要する經費を、一時貸付するの規則を設けたりき。

保險

保險　明治五年二月札幌本道開墾の諸荷物吏員人夫等を搭載したる東京丸、

保仁社

海上保險

生命保險

爲替

屈岸内の暗礁に觸れ沈沒して以來、本道航海を危險とし、人心疑懼の念を懷くを以て、同年十月用達榎本六兵衛等に命じ、保仁社なる者を興して、海上保險を爲さしめたり。該會社は資本金十万圓を開拓使より貸與し、各社員より積金として一箇年金五百圓宛を出資し、八年の後二十五万七千六百五十九圓の資本となるを豫算し、獨立結社を待つて、官費資本廢止を期し、榎本六兵衛を總頭取、小野組代人田畑市兵衛、田中次郎左衛門を頭取、島田八郎左衛門、林留右衛門、栖原角兵衛、渡邊治右衛門、笠野熊吉、木村万平、林德左衛門の七名を副頭取とし、東京出張所構内に本社を置き、東京、大阪、函館の三所に出張所及荷物取扱所運漕舍を置き、蒸汽船北海丸を貸付し、該三港の出荷に對する保險料は、難破保險は價格百圓に付東京、函館間金一圓、東京、大阪間金七十五錢、濡損保險は三港間金七十五錢と定めて之を實施せしが、明治七年に至り、之を廢せり、生命保險は後明治十六年八月、明治生命保險會社員札幌に來り、被保險者を募集し、同月石川正藏に代理店事務を託せるを以て嚆矢とす。

爲替　明治五年保仁社を設け、海上保險を行ふに當り、同時に同社をして、荷爲替を取扱はしめたりき。其方法は荷物價格五割乃至七割を程度とし、百圓に付東京函館間金三圓、大阪東京間金二圓、函館大阪間金五圓の爲替料を徴收し、海上保險を付したるものに限り荷爲替を付し、著港後三日を限り、貸金を請取り、期限を後るゝ者は、日歩金五厘を付する事と爲したりしが、保仁社廢止と共に廢止せり。又札幌に於ける官廳の爲替金取扱は、明治八年六月五日に始まれり。當時札幌に於ては未だ通運會社及郵便爲替の設置なく、各所在勤官吏等は、金子入の私狀公便を以て用便したりしが、茲に至り開拓使本支廳東京出張所及郡出張所等をして官吏私用の爲替送達の事を取扱はしめたり。先是同年二月札幌本廳は、本廳より各支廳出張所等に官金遞送に付假規定を設け、現金を三井銀行員をして封印せしめ、函入又は油紙包と爲し、五百圓以内は驛遞夫の愜かなる者、五千圓以内は小使の愜なる者一名、五千圓以上は官員一名附添護送の規則を立てたり。後明治十一年三月十日より札幌郵便局は、金子入書狀の取扱を開始し、十二年一月十六日より、郵便爲替金の取扱を開始したるが、開拓使事業報告所載の札幌本廳管内の郵便爲替取扱狀況には、明治十二年振出千八百七十二口、二万六千八百七十七圓六十九錢三厘拂渡百八十一口、千八百十九圓三十二錢九厘、十三年振出三千四百十七口、五万千二百五十

官廳官吏間の爲替

官金遞送規則

郵便爲替

六圓八十四錢二厘拂渡、四百八十七口、七千三百二十二圓四十二錢二厘、十四年振出、五千八百六十二口、九万四千二百九十七圓四十六錢八厘拂渡、九百九十四口、一万五千三百二十七圓四十九錢八厘とあり。當時札幌本廳管内に郵便爲替の取扱を爲したる者、札幌小樽に過ぎず、以て其一般を知るべし。又札幌本廳より函館支廳及東京出張所間に限る官金爲替は、明治十一年八月以降三井銀行札幌支店に於て其取扱を開始したり。尚民間に於ける爲替業は、明治五年九月石川正藏、用達板本田中等の東京爲替店札幌商店支配人として來札して爲替を取扱ひ、幾もなく板本、田中失敗の後を承け、獨立營業を以て、爲替取扱を爲し、東京に於ける爲替御用達と聯絡し『東京出張爲替御用達總代』又は單に『爲替商會』と稱せり。

官金銀行爲替
民間爲替
爲替商會

預金　札幌に於ける預金は明治六年一月の開墾局の發したる市中積穀規則に始まる。蓋し既に貸金會所の制によりて、札幌市中の物價は其平準を得たりしと雖も、獨り米は開拓使官有品の拂下に過ぎざるを以て、凶歳の準備米を購求するの資本を蓄積するに外ならず。其方法は市民に貸附したる家作料營繕費の十箇年賦返納期の毎年十月なるを、一月より十月迄毎月二十五日限り一圓宛の月賦返濟

預金
市中積金

法に改め、用達木村傳六をして其取立を取扱はしめ、其年十二月二十五日迄の間、同人に月一分二厘五毛の利子を以て融通使用を許し、其利子收得金を十箇年間積立置き、以て米穀を購入して常平倉を設けんとするなり。該規則は家作營繕費の棄捐と共に廢止せられ、郵便貯金の制は、漸く明治十二年六月十五日より實施せられたり

郵便貯金

準備米拂下　明治二年札幌開始の時既に常平倉に倣ひて、倉庫を設く、蓋し札幌小樽間車道未だ通せず、石狩川又冬季結氷して水運を杜絶し、運輸交通極めて不便にして、既に島判官時代の米穀缺乏の前轍ありしを以て、常に準備米の貯藏を完備して、民間米穀の缺乏を告げ、其價額騰貴の形勢あれば、直に其準備米を拂下げて其窮を救ふを常とせり。卽ち明治六年十一月米價騰貴の際、札幌市在人民の食料品に限り、備米の内三百六十石を低價に拂下げ、又明治九年十一月積雪の爲め道路梗塞、市中の米價一時に騰貴せし際は、男一人一日五合、女四合、男女共十三才以下三才以上三合宛の割にて、一石代價金六圓五錢を以て拂下げ、又十一年六月、十二年二月、十月、十三年一月、十四年二月、十一月等にも各拂下を爲したり。札幌市民は爲めに

準備拂米下

米の貨幣代用

常に低價の米を得るの便ありて、市中に米商殊く、却つて官吏等より一俵一圓又は一圓五十錢にて購入し、又官吏、人夫、扶助農夫等は、米を商家に持來りて、酒其他の貨物と交易する者あり。札幌本廳も亦明治七年穀物買上に當り、小麥一石と玄米八斗四升四合の割を以て交換せし事あり。米は當時一種の貨幣代用を爲せり。

貨幣

貨幣　札幌經營の初、札幌に於ける融通貨幣は、當時の本邦貨幣制度亂雜の弊害を移入し、贋造貨幣等行はれたりしが、中央政府の幣制改革の進行に應じ著著整理せり。明治三年三月太政官の布告に基き、人民の融通貨幣を檢査し、其贋造と認むる者を嚴封して融通を禁じ、同年十月更に吏員を特派して、各地逓上屋に檢札所を設け、某封印貨幣を持參せしめ、同月十四日より廿九日迄の間其眞僞を檢査し、銀臺の分は、太政官札と引換へしめ、又翌四年十二月二分金不融通となり、大藏省より回付したる太政官金札と正金とは二分の位を以て引換へしめたり。先是、二分金の眞贋を檢査し、正金の物には㊁印を付して通用せしめ置きたるに、辛未一の村の移民等は、一朱又は二朱の貨價に過ぎざるシャラ金の贋造貨幣に㊁字を印して使用する等、頗る亂雜を極めたりき。又銀相場に異動あり、諸民困難するを以て、三年

贋造貨幣

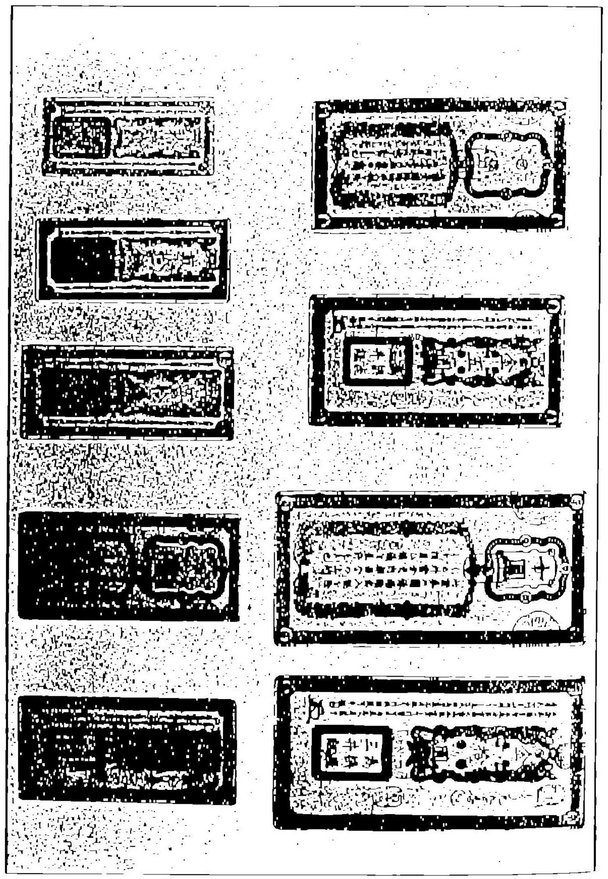

十二月五日金一兩を錢一貫文に通用すべき旨を達せり。然るに明治五年一月より四月に至るの間開拓使、兌換券なる特別紙幣二百五十万圓を發行するや、十圓券、五圓券、一圓券、五十錢券、二十錢券、十錢券等續いて札幌に輸入せられたるが、該證券は其形狀模樣大體に於て、大藏省兌換證券と同じく、其他紙印肉亦該證券と異ならず、其信用も大藏省券と相等しく、其小券は獨り其輕便を悦ぶのみならず、人人之を珍重し、競ふて正金を以て券に易へ、其寡きを怨むに至り、主として本道内に行はれ、漸次全國一般に傳及し、五十錢以下の小券は主として、久しく本道内に流通せり。初め該兌換券は、贋造を豫防する爲め、裏面に西洋紙の小票を糊付し、之に證印を捺したりしが、其證印の朱肉不良の爲め、紙面の浸染充分ならず、隨て流通の間印跡消滅し易き爲め、其印影の消滅したる印紙を剝取り、之を大額の贋造券に移貼し、以て詐術を逞ふする者寡からざるに至れり。因つて當時發行中の大藏省の新紙幣に押捺すべき官印朱肉(アンチセルの製品を以て、更に贋造豫防の證印を加へたりき。該兌換券は、明治九年四月、二百四十六万二千五百二十圓は、大藏省新紙幣と交換し、三万六千四百八十圓は捺改引揚及散失高に歸して、全部回收を結了したるが、當時

當時の兩替

細民多くして大札を悦ばず、十圓の兩替に二分を拂へり。又天保錢甚だ多かりしも人人之を便とせず、角佐星商店の如きは、米に入れて秤量を以て取引せり。

農家の狀態

農家の狀態　札幌の開始當時附近農民は、產物賣捌の道なきに苦みたり。交通運輸の便なきを以て、之を市場に出すを得ず。札幌市街の市民は蔬菜類の外殆ど之を顧る者なし。茲に於てか彼等は生活上の原因より、作付の怠惰、轉業、出稼、離散等の傾向を生ずるに至れり。因つて開拓使は明治七年、彼等の扶助滿期と共に、出產物買上法を設けたり。其明治七年七月十二日札幌市在に令せし所に依れば、其買上品は大小麥、大小豆、菜種、麻の六種に限り、毎月二七四九の日、市內運漕藏に持參する者は、大豆一石金三圓七十五錢、大麥一石金一圓七十五錢、小麥一石金三圓二十五錢、菜種一石金三圓を以て買上げ、同時に翌年の買上は、繭小麥、麻の三品に限り、買上ぐべきを豫告したる者なりしが、此の穀物買上法は、大に當時農家の金融を助けたり。然るに札幌本廳亦此買上穀物を市場に搬出するに當り、運賃高價にして收支相償はざりき。茲に於てか農業的製造業を興すの政策となり、製粉、麥酒、味噌、醬油、製網、製絲等の諸工場の設置となり、遂に

產物買上

農業的製造業

農民に其收穫穀物買上を約して、前金を貸付くるの制を立て、以て大に農業を奬勵すると共に、漸次其金融の途を開けり。

民間の金融機關

民間の金融機關　開拓使の資本金貸付政策十分なる效果を奏せず。而して漸次募移農民の扶助期限滿了し、又家作營繕費及營業資本貸付の事廢止せられて以來、札幌市中の商工者は、皆頗る其營業資本の缺乏に苦めり。僅僅一萬圓の區役所貸金、二千餘圓の病院貸金、公立小學校の一千餘圓の貸金、水原寅藏の分貸五千圓を以てして、當時の札幌金融を如何ともすべからず、此時に於て無盡講と稱する者頗る流行し、一人にして數箇の無盡に加入する者ありて『無盡の親玉』『無盡判官』の稱を受くる者あるに至り、信賂舍と稱する、一口五十圓掛の大口無盡等開始せられしも、皆何れも其結果良好ならずして失敗に了れり。此の如き狀況の下に於て、富籤類似の者も流行したる者の如く、明治十年一月十一日札幌本廳は札幌市在區戶長總代に對し『富興行ノ義ニ付テハ、明治元年十二月公布ノ趣モ有之候處、近來等閑ニ心得、道路修築杯ヲ名トシ、無盡賴母子等種種ノ名義ヲ唱ヘ、其實富興行類似ノ所業候者有之趣、右ハ民心ヲ惑シ、遂ニハ產業ヲモ失フニ至ル云云』と戒告した

無盡講

信賂舍

富籤流行及其戒告

質屋

三井銀行支店

石川正藏の爲替商店

高利貸

烏金

る事ありき。質屋營業者は明治四年頃既に酒井吉左衞門図質店を開始せしも、其稍〻大なる者は漸く明治十年創設向井嘉兵衞の中鱗質店あるに過ぎず。三井銀行は明治七年既に假出張所を置き、續て支店を設置せりと雖も、官廳の會計取扱の外、民間の金融に關與せず。石川正造其爲替商店に於て請負人其他に多少の金融を計り、又官吏芳賀元左衞門開拓使の內旨を受け、資本を鄉里に仰ぎて金貸業を開始せる等あるに過ぎず。天然餘りあるの新天地に既に勞力の移入ありて、資本供給の狀態は斯の如し。茲に於てか高利貸なる者起らざるを得ず。而して其高利貸を營む者又敢て其資本の豐富なる者あるにあらずして、雖散常なき移民の債權者となりて、多くの危險を侵さゞるべからず。因つて當時婦人缺乏の時なるを以て、債務者の妻を連借人と爲し、期限來りて其債務を履行する能はざる時は、其要を奪ふを以て、唯一の抵當物となす者あるに至れり。又當時行はれたる俗稱『烏金』と稱する者は、多くは小口高利貸にして、一口三分若くは四分の高利を毎日徵收するの方法にして、一箇月の積算利子往往元金に超過するに至る者あり。以て當時の高利貸狀況の一般を推知すべし。而して此の高利金を資本として產業に從事せ

物價

輸入貨物の產地

貨物輸入の運賃

し者は、久しからずして續續破產の悲運に陷り、資本の缺乏札幌の進運を妨げたる者尠少にあらず。

物價　用度掛時代、用達時代及準備米拂下時代に於て其取扱に係る貨物及米の價格は、多く官廳の所定に歸著するの傾向ありたり。當時輸入貨物は、米は新潟を第一とし、酒田、東岩瀨、伏木之に次き、大阪、敦賀、直江津、秋田其次に位し、酒は山形縣酒田の大山酒を最とし、新潟大阪之に亞き、敦賀直江津は僅少にして、醬油は酒田を第一とし、敦賀之に次ぎ、鹽は敦賀、新潟を最とし、大阪、馬關之に次ぎ、砂糖は敦賀、酒田大阪を第一とし、馬關之に亞ぎ、菓子は越後を第一とし、東京之に次ぎ、莚繩は新潟、敦賀を第一とし、東岩瀨、酒田、陸羽、佐渡等之に次ぎ、煙草は敦賀、大阪、阿波を第一とし、東京之に次ぎ、鐵物は重に東京、石油は重に橫濱、大阪にして、呉服、太物類は重に越中、越後より輸入せしものを、小樽の問屋に仕入れ、上等品は東廻りと稱し、東京より輸入したるを、函館に於て仕入たりき。而して其貨物の札幌輸入の順序は、札樽間馬車道及鐵道開通以前は篠路、小樽間は開拓使の御用船弘明、豐平兩艦を以て、篠路、札幌間は平田船を以て、水運を爲して札幌に輸送する者と、夏は小樽、錢函間は、人力、錢函

篠路經由運賃

札幌間は馬車會社創設前馬背によりて輸入するの二途にして、其運賃甚だ高く、篠路經由札幌、小樽間明治九年七月札幌本廳規定の廻漕賃錢假規則の定賃は

一乘客　上中下共金三十錢、但札幌太迄三歳以下及手荷物無賃、十二歳迄半減
一米百石に付　金六十圓
一鹽百石に付　金五十四
一莚類一束に付　金十錢
一疊表一束に付　金十錢
一函荷物一貫目に付　金二十八錢（但綿蒲團、夜具、著類、紙類、帳面、洋品類等一切）
一蓼粉、石炭、竈灰の類十貫目に付　金三十錢
一荒物類十貫目に付　金三十五錢（但桶、盥、膳、椀、曲物、苫、草鞋、麻、藁繩、網、木瓜、明松、葢、駄鞍、鍬、鋤、鳶、嘴、鋤、連、鎌、鉈、鋏、十能、竈口等）
一建具類一間に付　金十九錢五厘
一延長一丸に付　金十錢
一大函風呂一才に付　金四錢六厘五毛
一中長持一棹に付　金七十二錢
一兩掛明荷葛籠　金三十七錢
一荏（俵）一丸に付　金七錢五厘
一俵物類十貫に付　金二十二錢
一大長持一棹に付　金九十錢
一小長持一棹に付　金五十七錢六厘

にして、此内建具類以下重張物は、重量三十貫目以上は二割増、五十貫目以上は三割

増、七十貫目以上は四割増、百貫目以上は五割増とす、又總て乘客貨物は、札幌太より石狩小樽迄歸船運賃は別仕立にあらざる者は四割減とし、又中間運送の賃錢は札幌小樽間の運賃に比し、小樽より石狩迄三分、札幌太迄二分、篠路迄二分、札幌迄七分、札幌太より篠路迄六分、石狩より札幌迄四分と定め、札幌太陸揚の際百石に付金三圓宛の陸揚賃を官給とし、其運搬中の破損又は濡損は、凡て現品を辨償し、當地に於て在合品なき時は、其見積代金を辨償する事とし、其損害辨別に就ては、米及雜穀は四斗に付、小樽より札幌迄は一升、石狩迄は三合、篠路太迄は六合、札幌太迄五合、石狩より札幌迄は七合、札幌太迄は二合、篠路迄三合、札幌太より篠路迄一合、篠路より札幌迄四合、札幌太より札幌迄五合、鹽は小樽より札幌迄一貫目に付三十二匁、味噌醬油は同二十四匁以上減縮の時に限り辨償の責に任じ、其濡損辨別法は、色付のみにて入實に濡通らざる分は、清俵同樣一俵に付米一合迄、入實濡通りたる時は、一升八合迄、澤手の枡數に應じて辨米を提供せしめ、一升九合以上濡米の時は、大濡として辨償の事となしたり。

錢函經由運賃

又錢函經由札幌小樽間の貨物運賃は、大阪酒二樽を一駄として一圓五十錢、或は一圓六七十錢に達する事あり。呉服太物其他の貨物皆之に準じ、後一駄札幌小樽間一圓、錢函札幌間五十錢となりし事もあれど、冬季深雪に至れば、大に騰貴したりき。

小樽迄の運賃

札幌小樽間の運賃既に斯の如くなるに、當時小樽港と內地港灣との航海關係亦今日の如く至便の者にあらざりき。毎年十月末より翌年三月迄は全く航海を爲さず、且つ其入港船も、重に本道産物積取の爲め回航する便船なりき。明治九年冬手宮波止場落成し、手宮港を小樽港と改稱して以來、初めて冬季航海自由となりたれど、其以前に於ける小樽物價の騰貴想ふべき者あり。明治九年八月小樽港開拓使出張所に於て買上げたる鹽は、四斗入一俵四十五錢三厘なるに、同月十二日電報大阪相場は備前鹽百石四十圓五十錢竹原鹽百石四十圓、其差實に約二倍八分餘に當れども、當時此備前鹽竹原鹽を直に回漕せんとせば、百石に付百圓餘の運賃を要し、産物積取船回航の折なれば、百石運賃四五十圓を以て下落するを以て空しく其期を待ちたる事ありき。此時に於て最も奇利を博する者は、方言『ザイワリ』なり

ザイワリ

き。**ワリ**は破る、海面に近き氷を破るの意なり。小樽に商品缺乏の折、越後越前秋田等より諸船に先立ちて入港したる所謂『**ザイワリ**』は、最も商利を壟斷せり。此時に當り、手拭一本三朱に達せし事ありき。後明治十年札樽鐵道開通し、又手宮の木造棧橋長千三百二十尺竣工し、海水深二十一尺餘の處に、大船を密接して、直に荷役を爲すを得るに至ると共に、札幌の物價は大に平準を得たりしと雖も、其以前に於ける一般物價は、頗る高價なる者なりき。

物價相場

米　明治三年二月官祿代金は全道一般函館相場を用ふるを原則とし、其地に米の輸入ある迄其地の相場を標準とし、又九年十月一日より本道に米の貢租相場なきを以て、租稅納受の米は、其地の上米の平均相場を用ふる事となしたり。昔て十三年の深雪に一升一個に騰貴せし特例もありと雖して五六圓より稀に七圓臺に上る事ありき。

酒　大山酒一樽（一斗三四升入）小樽に於て金三圓五十錢より六十錢なるを四圓五十錢に賣りしが、倘下落せし事もあれど五年の年末には五圓五十錢に上ぼりし事あり。

煙草　阿波産山櫻最も流行し、大阪より西廻り船に積み來る者、一玉二十錢位なりき、後五六錢に下落せし事ありき。

茶　開拓使より新田良浪（角佐是）及木村傳六（井筒屋）に、東京青山製の茶を下付し、上等九十錢中等七十錢、下等三四十錢に賣捌かしめ、其賣上高一割を上納せしめたり、其上等茶は北の魁なり、初め茶を

求むる者寡く、概ね五錢十錢宛を賭ひたりき。

菓子　東京越後其他内地より輸入す。大漁菓子(大漁の二字を紅色に印したる駄菓子)一袋十錢、氷砂糖、金米糖、寶來豆、松風、又は舞鶴(最中の皮の中に大白砂糖を入れたるもの)荒粉又は小雨京(米粉を固めしもの)等ありしも、皆賣行宜しからざりき。

呉服太物類　概して現今より六七割高價なり。河内木綿縞最も賣行宜しく、一段金一圓三十錢より二圓迄、手拭は一筋七錢より九錢迄、大阪仕込の脚絆は二十五錢位なりき。

馬　八年五月二十五日『小樽小山吉五郎』より馬一匹買取る。右代金十一圓相渡す。但し馬は墨栃毛駒三才、賣主小樽榴ヶ岡馬醫師小山吉五郎受人渡島通四十一番地佐藤平之助同居今野甚左衛門也(石川日記)

熊膽皮　三年正月令達、アイヌより上納の熊膽皮定則は、大熊は金十圓及九圓、中熊は金八圓及七圓、小熊は金五圓、四圓及三圓と定め、雌雄及膽皮の甲乙に從ひ相當の見定を爲す事とせり。

鹿皮　豐平橋側阿部與之助其周旋を爲せり。一枚一分位なり、頗る盛大なるものにて、明治七年三月函館の山本金三郎は、一人にて千枚購ひたりき。

青物類　明治三年の頃丘珠村農夫關トクなる者初めて蔬菜二籠を馬に駄し、一籠を荷ひて市中に行商せしに、一駄を賣りて五六圓、一荷約二圓の賣上ありしと云ふ。漬物は大山樽一樽金十圓、大根漬一本十錢後に至りて半勞及甜瓜は何れも十錢に三本にて、共に賣行よかりき。六七年頃には牛勞一段歩作物四十五圓、茄子は一段三十五圓、紅蘿蔔は二十五圓にして、牛勞甜瓜最も賣行よく、牛勞最高の地位に在りき。

魚類　は札幌開始の當時頗る豐富なり、豐平川に於て一人にて百匹内外の鮭を得るは極めて易たりき。琴似川等にて豐漁の時は之を活くるの鹽に乏しく、空しく腐敗せしめたる事多し。其價一尾天保錢一枚より五錢位に迄する事ありき。海魚の行商は三樽別の大島駒吉なる者、錢函に勝ひたるもてつくい、ほつき、ちか、鰊等を馬に駄して、市中に行商せしに始まり、後該方面より行商し來る者、南一條西九丁目中教院前に休憩するを例とし、自然五十集間屋の體を爲したりしが、當時に於ける相場は、石川日記明治八年三月二十九日の條に、『今日朝初鰊十錢に三尾夕方八本より十本迄なり』とあるを以て一般を推すべし。其他鹿肉、後肢七十五錢前肢五十錢位、但雪中は前肢二三朱後肢一歩より一歩二朱位、海鼠天保錢一枚後一錢五厘湯札十枚と爲る、玉蕈鍾一俵(二十玉あり)六十八錢より七十五錢。白玉、一袋十八錢七厘。鹽、一升一朱。蠟燭、一函二分二朱位等なりき。

其他の雜貨

地假及地代金　明治十年地價修正に際し、札幌市街地の地價及貸地料の調査を爲したりしが、其結果左の如くなりき。

市街宅地賣買實價表

町名	地番	坪數	金員	町名	地番	坪數	金員	町名	地番	坪數	金員	町名	地番	坪數	金員
南一條	一六	三五坪	四五、〇〇〇	南二條	一五	三五坪	四五、〇〇〇	南三條	一五	三五坪	四五、〇〇〇	南四條	一五	三五坪	四五、〇〇〇
同	一七	三五	六、〇二〇	同	一六	三五	六、〇二〇	同	一六	三五	六、〇二〇	同	一六	三五	六、〇二〇
後志通	一ノ内	三五	四五、〇〇〇	後志通	一ノ内	三五	四五、〇〇〇	後志通	一ノ内	三五	四五、〇〇〇	後志通	一ノ内	三五	四五、〇〇〇
同	二	三五	四五、〇〇〇	同	二	三五	四五、〇〇〇	同	二	三五	四五、〇〇〇	同	二	三五	四五、〇〇〇
同	三	三五	四五、〇〇〇	同	三	三五	四五、〇〇〇	同	三	三五	四五、〇〇〇	同	三	三五	四五、〇〇〇
同	四	三五	四五、〇〇〇	同	四	三五	四五、〇〇〇	同	四	三五	四五、〇〇〇	同	四	三五	四五、〇〇〇
同	五	三五	四五、〇〇〇	同	五	三五	四五、〇〇〇	同	五	三五	四五、〇〇〇	同	五	三五	四五、〇〇〇
同	六	三五	四五、〇〇〇	同	六	三五	四五、〇〇〇	同	六	三五	四五、〇〇〇	同	六	三五	四五、〇〇〇
同	七	三五	四五、〇〇〇	同	七	三五	四五、〇〇〇	同	七	三五	四五、〇〇〇	同	七	三五	四五、〇〇〇
同	八	三五	四五、〇〇〇	同	八	三五	四五、〇〇〇	同	八	三五	四五、〇〇〇	同	八	三五	四五、〇〇〇
同	九	三五	四五、〇〇〇	同	九	三五	四五、〇〇〇	同	九	三五	四五、〇〇〇	同	九	三五	四五、〇〇〇
同	一〇	三五	四五、〇〇〇	同	一〇	三五	四五、〇〇〇	同	一〇	三五	四五、〇〇〇	同	一〇	三五	四五、〇〇〇
同	一一	三五	四五、〇〇〇	同	一一	三五	四五、〇〇〇	同	一一	三五	四五、〇〇〇	同	一一	三五	四五、〇〇〇
同	一二	三五	四五、〇〇〇	同	一二	三五	四五、〇〇〇	同	一二	三五	四五、〇〇〇	同	一二	三五	四五、〇〇〇
同	一三	三五	四五、〇〇〇	同	一三	三五	四五、〇〇〇	同	一三	三五	四五、〇〇〇	同	一三	三五	四五、〇〇〇
同	一四	三五	四五、〇〇〇	同	一四	三五	四五、〇〇〇	同	一四	三五	四五、〇〇〇	同	一四	三五	四五、〇〇〇
同	一五	三五	四五、〇〇〇	同	一五	三五	四五、〇〇〇	同	一五	三五	四五、〇〇〇	同	一五	三五	四五、〇〇〇
同	一六	三五	四五、〇〇〇	同	一六	三五	四五、〇〇〇	同	一六	三五	四五、〇〇〇	同	一六	三五	四五、〇〇〇
同	一七	三五	四五、〇〇〇	同	一七	三五	四五、〇〇〇	同	一七	三五	四五、〇〇〇	同	一七	三五	四五、〇〇〇
同	一八	三五	四五、〇〇〇	同	一八	三五	四五、〇〇〇	同	一八	三五	四五、〇〇〇	同	一八	三五	四五、〇〇〇
同	一九	三五	四五、〇〇〇	同	一九	三五	四五、〇〇〇	同	一九	三五	四五、〇〇〇	同	一九	三五	四五、〇〇〇
同	二〇	三五	四五、〇〇〇	同	二〇	三五	四五、〇〇〇	同	二〇	三五	四五、〇〇〇	同	二〇	三五	四五、〇〇〇
同	二一	三五	四五、〇〇〇	同	二一	三五	四五、〇〇〇	同	二一	三五	四五、〇〇〇	同	二一	三五	四五、〇〇〇
同	二二	三五	四五、〇〇〇	同	二二	三五	四五、〇〇〇	同	二二	三五	四五、〇〇〇	同	二二	三五	四五、〇〇〇
同	二三	三五	四五、〇〇〇	同	二三	三五	四五、〇〇〇	同	二三	三五	四五、〇〇〇	同	二三	三五	四五、〇〇〇
同	二四	三五	四五、〇〇〇	同	二四	三五	四五、〇〇〇	同	二四	三五	四五、〇〇〇	同	二四	三五	四五、〇〇〇
同	二五	三五	四五、〇〇〇	同	二五	三五	四五、〇〇〇	同	二五	三五	四五、〇〇〇	同	二五	三五	四五、〇〇〇
同	二六	三五	四五、〇〇〇	同	二六	三五	四五、〇〇〇	同	二六	三五	四五、〇〇〇	同	二六	三五	四五、〇〇〇
同	二七	三五	四五、〇〇〇	同	二七	三五	四五、〇〇〇	同	二七	三五	四五、〇〇〇	同	二七	三五	四五、〇〇〇
同	二八	三五	四五、〇〇〇	同	二八	三五	四五、〇〇〇	同	二八	三五	四五、〇〇〇	同	二八	三五	四五、〇〇〇
同	二九	三五	四五、〇〇〇	同	二九	三五	四五、〇〇〇	同	二九	三五	四五、〇〇〇	同	二九	三五	四五、〇〇〇
同	三〇	三五	四五、〇〇〇	同	三〇	三五	四五、〇〇〇	同	三〇	三五	四五、〇〇〇	同	三〇	三五	四五、〇〇〇
同	三一	三五	四五、〇〇〇	同	三一	三五	四五、〇〇〇	同	三一	三五	四五、〇〇〇	同	三一	三五	四五、〇〇〇
同	三二	三五	四五、〇〇〇	同	三二	三五	四五、〇〇〇	同	三二	三五	四五、〇〇〇	同	三二	三五	四五、〇〇〇
同	三三	三五	四五、〇〇〇	同	三三	三五	四五、〇〇〇	同	三三	三五	四五、〇〇〇	同	三三	三五	四五、〇〇〇
同	三四	三五	四五、〇〇〇	同	三四	三五	四五、〇〇〇	同	三四	三五	四五、〇〇〇	同	三四	三五	四五、〇〇〇
同	三五	三五	四五、〇〇〇	同	三五	三五	四五、〇〇〇	同	三五	三五	四五、〇〇〇	同	三五	三五	四五、〇〇〇
同	三六	三五	四五、〇〇〇	同	三六	三五	四五、〇〇〇	同	三六	三五	四五、〇〇〇	同	三六	三五	四五、〇〇〇
同	三七	三五	四五、〇〇〇	同	三七	三五	四五、〇〇〇	同	三七	三五	四五、〇〇〇	同	三七	三五	四五、〇〇〇
同	三八	三五	四五、〇〇〇	同	三八	三五	四五、〇〇〇	同	三八	三五	四五、〇〇〇	同	三八	三五	四五、〇〇〇
同	三九	三五	四五、〇〇〇	同	三九	三五	四五、〇〇〇	同	三九	三五	四五、〇〇〇	同	三九	三五	四五、〇〇〇
同	四〇	三五	四五、〇〇〇	同	四〇	三五	四五、〇〇〇	同	四〇	三五	四五、〇〇〇	同	四〇	三五	四五、〇〇〇
同	四一	三五	四五、〇〇〇	同	四一	三五	四五、〇〇〇	同	四一	三五	四五、〇〇〇	同	四一	三五	四五、〇〇〇
同	四二	三五	四五、〇〇〇	同	四二	三五	四五、〇〇〇	同	四二	三五	四五、〇〇〇	同	四二	三五	四五、〇〇〇
同	四三	三五	四五、〇〇〇	同	四三	三五	四五、〇〇〇	同	四三	三五	四五、〇〇〇	同	四三	三五	四五、〇〇〇
同	四四	三五	四五、〇〇〇	同	四四	三五	四五、〇〇〇	同	四四	三五	四五、〇〇〇	同	四四	三五	四五、〇〇〇
同	四五	三五	四五、〇〇〇	同	四五	三五	四五、〇〇〇	同	四五	三五	四五、〇〇〇	同	四五	三五	四五、〇〇〇
同	四六	三五	四五、〇〇〇	同	四六	三五	四五、〇〇〇	同	四六	三五	四五、〇〇〇	同	四六	三五	四五、〇〇〇
同	四七	三五	四五、〇〇〇	同	四七	三五	四五、〇〇〇	同	四七	三五	四五、〇〇〇	同	四七	三五	四五、〇〇〇
同	四八	三五	四五、〇〇〇	同	四八	三五	四五、〇〇〇	同	四八	三五	四五、〇〇〇	同	四八	三五	四五、〇〇〇
同	四九	三五	四五、〇〇〇	同	四九	三五	四五、〇〇〇	同	四九	三五	四五、〇〇〇	同	四九	三五	四五、〇〇〇
同	五〇	三五	四五、〇〇〇	同	五〇	三五	四五、〇〇〇	同	五〇	三五	四五、〇〇〇	同	五〇	三五	四五、〇〇〇

貸地料

山		桧				通		志				附			
一	四〇	五七	八	三	九	三五	一四	三ノ内 四六	六	三	三	一三	三五	四七	九
二〇	同	同	二五	二五	二〇	二五	二〇	二五	五四	同	二五	同	二〇	同	二〇
四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三一、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三五、〇〇〇	二一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六、三〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	七〇、〇〇〇

上	通		島	通		堀	通		輕	津		通			
二五	九	三	三	五	三	六	二	七ノ内	四	六	二	四	三	公	六
二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五	同	二五
一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇

機	似	通		腰	振	通		西	創	成	町	東	創	成	町
通	通	七ノ内	三ノ内	一	同	同	七ノ内	三	三	五	三	二	三	五	三
二五	二五	二五	二五	二〇	同	二〇	二五	二〇	二五	同	同	二〇	二五	同	同
一、〇一三	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇

通	内	静	通			河		通		浦					
六	三	一	三ノ内	五	三	一	六	七ノ内	五	七	三	六	二	一	六
二〇	二五	二〇	二五	同	二五	二〇	二五	同	二五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五
一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇

又當時の貸地料は平均一坪に付(留志通(南二條)は金三錢三厘、波島通(南一條)は金二錢五厘、檜山通裏地(南三條)は金一錢五厘、機似通(東三丁目)金四錢、浦河通(東二丁目)金五厘、福島通裏地(南五條)金二錢、

勝振通(西二丁目)金一錢五厘、津輕通(南四條)金三錢五厘なりき。

勞金　札幌開拓當初時代は花柳社會等に於て非得意順を第一山稼者、第二土方人夫、第三大工職人、第四官吏、第五商人となし、農民等は殆んど度外に置きたり、此順序は種種複雜の事情に起因すべしと雖も、勞金の多少に關係を有せり、當時開拓使の公定して諸負人に支拂たる賃銀は、山子木挽は一日金五十錢、土方人足金二十五錢、大工職人金五十錢、烝職金三十錢なりしが、此の日給の外何れも皆一日玄米一人に付一升、味噌三十目宛の附加給與ありたり、而して山稼者は請負業者より、大概百石何程として下請を爲さしめたるが、其請負高は百石六十圓なるに、當時木代金無料にして其下請負賃は薮出し、小運搬共百石に付八圓、翌月寒(今の月寒)より工業局までの大運搬十二圓位の規定にて、働高によりて給金を支給するを以て技倆ある者は一日四五石を製材し、木挽には幅一尺長十二尺に付六錢宛を渡せり)一日の働高一圓五六十錢に當れり、又土方人足は其取締頗る寬大にして唯其現場に出つれば、終日勞働せずとも規定の勞銀を與へたりき、因つて『出面』『出面取』等の稱あり、明治二三年間、札幌經營の際勇拂アイヌの雇入賃は、一箇月金三兩二分二人扶持

なりき。以て當時の勞力社會に於ける各勞銀、狀態の一般を知るべきなり。尙其他當時に於ける二三の勞銀を擧くれば左の如し

驛場賃錢　明治二年二月十三日所定の御用定賃は、人足一人一里に付二百三十文(永二十三文)馬一匹一里二百五十文(永二十五文)相對定賃は、人足一人一里五百七十五文(永五十七文五分)馬一匹一里六百二十五文(永六十二文五分)にして、翌三年十二月更に御用定賃は人足一人永二十七文六分馬一匹永三十文、相對定賃は人足一人永六十九文、馬一匹永七十五文と改めたり。又四年九月篠路村早山清太郎に石狩篠路間の渡守を命じたるが、其賃錢は官吏一人の乘賃は人足二人、御定賃錢五割增の割を以て、永三百三十五文宛、御用物及公私手荷物は、五貫目以上は人足一人前御定賃五割增の割を以て、永百六十七文五分、十貫目以上は人足二人の割を以て、永三百三十五文宛と定めたり

渡守

旅籠料　明治五年九月令して、旅籠屋より木賃宿に至るまで凡て一晩永百文と一定したり

裁縫賃　單物一枚一分一朱、袷二分、綿入二分二朱位、髮結賃天保錢二枚

地價及地代金　市街宅地の賣買は遙かに後年に至りて開始せられたり、家作營繕數を貸付し、開墾料一段歩二圓を給して市街住民を招致し、無料を以て宅地を官給するの際其賣買の行はれざる自然の數なり、明治十年時の區務所員大村耕太郎南後志通二十六番地二十七番地(現時大通四五丁目九番地宅地二百七十坪建屋附にて讓受くるに際し、其價額の決定に苦み、其二十六番地なるを以て二十六圓にて取引したることあり、又山鼻町佐藤源八郎、今の中島公園附近の地を、明治十二年代價二十八圓を以て約一萬坪を讓受けたるが當時始めて土地賣買願に奧書したる當時の戶長は土

地價ノ標準　地買受者の何の意たるを怪みたりと云ふ、然れとも明治十年地價修正(査定)に當り、當時の札幌區役所は何の據る所ありてや、前揭の如き市街宅地賣買實價表を提出したり。

第七章　宗教

第一節　社寺の設立

東久世時代の宗教政策

東久世時代は廢佛毀釋の時論行はれたるの際なり。當時の開拓使廳は神社の設立を重要視すと雖も、佛教寺院の如き殆と宗教の待遇を爲さず、唯其財力を利用して、道路開鑿を爲さしめんとしたるのみ。大谷派東本願寺に對しては、先づ虻田街道以下六道延長六十里餘を開鑿せしめて後、初めて全道各地に同派寺院の設立を許し、明治三年五月芝增上寺より移民中の信徒教導の爲め、石狩外四國内に、末寺六箇所の建立を希望し、其敷地下付を辨官取次所に出願するや、開拓使は寺宇より道路開鑿を急なりとして、實に左の如き意見を太政官に呈出せり。

別紙增上寺よりの願意途評議候處、北海道の儀は、神社新築の筋さへ容易に御許容難相成振合に候處寺宇開立素より不急の筋に有之、第一佛教を唱婦民を惑擾せしめ、詰る所地の膏血を吸候弊害顯然の儀にて、啻も開拓の補益有之間敷、因つて願意報國の實裏に候はゝ寺宇建造に充候丈けの金穀力を以て、目前實效相顯し、彼地新道開方等の筋に擔當超法を立申出候樣御沙汰可然存候事。

大谷派東本願寺

當時太政官は之に對し何等指令する所なかりしと雖も、開拓使の對佛教政策の一般既に明かなるを以て、本道の開拓と共に、寺院設立を希望する各派も皆拱手して爲す所なく、唯既に道路開鑿の功を終へたる大谷派東本願寺のみ、獨り夙く本道内に寺院設立の許可を得たり。札幌に於ける大谷派東本願寺札幌別院の如き實に是時に於て敷地下付を得たる者なり。

現如上人と札幌

大谷派東本願寺現時の南七條西七八丁目の敷地下付を受けたるは、實に明治三年七月法主現如上人大谷光勝來札の時に在り。然れども當時人煙未だ騰らず、熊鹿群を爲すしを以て、僅に草原中に『勅賜東本願寺管刹地所』の標杭を建て、繩張を爲したるに過ぎざりしが、法主京都に歸るや、直に京都唯乘坊住職匹田秀舍を擧げ、札幌管刹の輪番を命じ、一寺の建立を經營せしむ。秀舍命を受くるや、直に先づ越後國高田に至り、札幌管刹開拓の命令書を信徒に示して寄付を募集し、以て寺院設立の準備に著手せり。時に比丘尼四人、妙施、妙念、妙信、妙誠等秀舍の行を壯として各部署を定め、頸城郡内の信徒を說き、其寄付募集を助く。喜捨の集まるもの、現金の外、味噌、醬油、草鞋、繩、薦、莚、布團等あり。蓋し札幌は開拓の地なるを以て、此等の物

匹田秀舍

比丘尼

頸城郡信徒の寄付

品に需要あるを期し、轉賣して寺院建立費と爲さんとするなり。其多量なる草鞋のみにても七八十括に及びたりき。秀含高田地方に滯留する事凡そ三十日、會〻該地に廢寺あり、信徒等集まりて之を寄付せしを以て、直に取毀しに著手し、大工棟梁高橋九右衞門之を携へ來りて、初めて札幌の地に一寺を建立せり。于時明治三年十月なり。秀含と共に妙施來り、續て僧侶三人、及妙信妙念妙誠等嚮に寄付勸誘に從事したる者皆來る。是れ實に札幌に於ける寺院建立の嚆矢にして、當時大谷派東本願寺札幌管刹所と稱す。先是現如上人巡錫の際、該管刹より發足別に至る幅三尺一里の新道を開き、本願寺開墾地として十萬坪の下付を出願したれば、明治六年伊勢國桑名より農夫二戸を移し『本願寺開墾』と稱せしが、十萬坪中工業局用地に屬する者あり。明治八年七月畑六町八段三畝二十歩、畑一町三段歩、畑九段五歩、畑七段九畝八歩の四筆に對する附與指令を受けたり。當時該別院財政に窮し、地代金十五圓を上納する能はず、該開墾地を賣とし、現時遂に該寺の所有を離れたり。明治九年四月宗規改正の爲め、管刹を別院と改め、眞宗大谷派東本願寺札幌別院と稱し、同年二月秀含に代り、山名悟了輪番と爲りしも赴任せず、役僧黒牧照空留

寺院建立の嚆矢

本願寺開墾

札幌別院

守居を命ぜられ、十年十一月敷地狹隘を以て、更に五千百七十六坪の拂下を受く。

同年十二月牧野神炎、十一年松澤賢了、十三年四月大窪觀空、交代輪番となれり。

後廢佛毀釋の論漸次其鋒鋩を收めて、神佛混淆論の時代と爲り、基督教の侵入に對抗せんとするに當りてや、政府の對宗教方針も佛寺の建立を歡迎するに至り、又札幌住民中明治六年既に東本願寺に中教院設置を出願する者あるに至れり。茲に於て明治七年秋本道教導受持曹洞宗管長代理西有穆山(少教正)巡教し、一寺院を札幌に建設せん事を札幌本廳に申請し、其認可を得て、南二條西九丁目に千六百二十坪を給せられ、上京復命し、更に教部省及開拓使の許可を受け、同年十二月小教院の公稱許可を受け、翌八年大教院本道派出少講義小松萬宗に同院留守を命せり。茲に於て萬宗部下寺院と協議し、更に中教院と改稱の許可を受け、同所に假教場を設け、布教宗務等諸般の事を執行し、九年四月より特に弔祭取扱の許可を得たり。後十一年より十三年に亙り、本堂庫裡を同所に建築したるが、十四年八月より曹洞宗全國末寺一般大中小教院の名稱を廢し、中教院を曹洞宗務支局と稱し、支局は檀家信徒の弔祭に關せざる事となりしを以て、當時札幌の同宗信徒等二百八十餘戸

宗教政策の變更

曹洞宗

小教院

小松萬宗

中教院

中央寺

協力して、一寺號の公稱を內務省に出願し、十五年一月十二日許可を得て、實相山中央寺と公稱し、宗務局を同寺內に置く事となりたり。永平寺の末寺たり。

本願寺派眞宗

又本願寺派の眞宗も、明治十年春西原圓照本山の命を受け、本道布敎の途次、札幌に留まり、信徒の隨喜を得て一寺設立を圖り、翌十一年四月、今の南三條西二丁目の民家を借り、小樽本願寺別院の假出張所を設け、其月二十四日入佛式を營み、十二年四月假出張所を本願寺別院となすの宗許を受け、其歲六月札幌本廳の許可を得て、

本願寺別院

札幌本願寺別院と公稱せり。先是南四條西四丁目一番地八百餘坪を卜して假本堂の建築に著手せしが、十一年十一月竣工せしを以て、十三年本山より三國七祖の御影一軸、聖德太子御影一軸、本山第二十七世廣如宗主御影一軸を什寶として下付を受け、爾後川井善順、伊川玄通、藤里順乘、香川葆晃、加藤惠澄等順次出張滯留して布敎に從事せり。

日蓮宗開敎

札幌は既に此の如く東西兩本願寺別院及曹洞宗の寺院設置せられたりと雖も、大友龜次郎維新前、既に札幌府に法燈を揭げたる日蓮宗の寺院未だ建立を見ず。茲に於て同宗信徒等相謀り、請負人大岡助右衞門敷地堂宇及境內の借家等を寄付

經王寺

し、明治十三年豐平町に一宇を建設せり。今の妙法華山經王寺是れなり。當時椵徒百八十戶。實行寺の末寺たり。

斯の如くにして當初排斥せられたりし佛敎も、漸次札幌に歡迎せられ、基督敎の布敎と相待ちて、札幌の風敎に貢獻すること尠からず。

札幌神社

又神社に於ては、札幌神社の國幣小社より官幣中社に昇格するあり、其詳は第三編第二章第十一節に在り、又明治十一年五月、三吉神社の設立あり。其由緒は秋田縣人木村藤吉、秋田舊城の東北三里、大平山鎭座の三吉大神の分靈を奉負して札幌に來り、南一條西八丁目の私有地內に宮居を建立して分靈を遷し、三吉神社と稱せり。于時明治十一年五月なり。藤吉其月八日を以て祭日と定め、訓導職竹村萬水に囑して祭典を執行し、爾來每月八日を以て月竝小祭と定めたり。同年十月萬水老いたるを以て、將來を札幌神社禰宜兼權中講義若林嘉倫に託せり。然るに嘉倫之を諾したるも、その緣由を詳にせず、乃ち札幌神社宮司兼大講義大貫眞浦に謀る。眞浦之を秋田縣神道事務局に依賴して其由緒を問ひ、左の答書に接せり。

三吉神社

三吉神社緣由

大平山は南秋田郡（當一大區六小區）に蟠踞し、舊秋田城の東北三里に在て一縣の好眺望たり、其高

さ、直立大凡十有五町、嶮岨言ふへからす、頂上に神社あり、祭神は大巳貴命少彦名神にして、神體は坂上田村麿延暦年間に奉する所の銅鏡にして、又其所用の鳴鏑等、今同社の寶器たり、三吉神社は其合殿にして、其草創因緣等は、共に詳記せすと雖も、古來より盲傳て曰く、大平山の城主藤原三吉と云ふは、天性仁慈にして、能く人心を得たり、然りと雖も、大井太郎五郎と戰ふに及んで、衆寡敵し難く、終に太平山谷の間に遁る、後大に稜威な見はして、大井家を滅し、其現衆人民暝暝の中に現はる、人民之を崇敬して三吉神社と尊崇し、于今其靈驗灼然として、人民其靈を被る事玆に年あり、之に依て、百秋田藩も、亦歴て之を崇敬社に列す、戊辰の役、奥羽鎭撫總督九條殿下親ら參拜して賊徒の平定を祈請せらる、于時其靈驗忽然として眼下に瞭然たり、是より人民の信仰益、加はり、縣内第一繁榮の社なり。

玆に於て之を說敎上に施して氏子を得、明治十二年說敎所の許可を得、漸次其氏子を增加せり。

他を建設し、十三年無格社の許可を得、

第二節　神佛布敎

明治維新の改革は、佛敎及僧侶に一大迫害を與へたり。德川政府の佛敎に對する特別保護は、皆廢止せられ、僧侶に對する總ての名譽亦悉く褫奪せられ、儒學者神道家等は『排佛毀釋』の稱呼を以て佛敎に對する一大反動を與し、神道を以て佛敎に代へんとするに至りたりき。天下の大勢既に斯の如しされと札幌には夙く

東本願寺門跡大谷光勝
（明治三年札幌に巡錫す）

中央寺開山小松萬宗

既に明治三年大谷派東本願寺管刹所の設置あり、國民の之に對する習慣的信仰の大勢力は依然として衰ふる所なしと雖も、官衙の虐遇等あるを以て、未だ其布教を爲すに及ばざりき。明治四年正月六日管刹所輪番四田秀含の年玉を携へて、年賀の爲め開拓使廳に出頭するや、使廳は其年玉を避け、僅に毎年正月六日を以て年賀を受くるを許したるのみ。又官吏の死者が佛式を以て葬儀を營むを見ては、之を中止し、更に神葬式を以て改葬せしめたる事等ありき。此秋に當り札幌には唯一札幌神社あるのみ。因つて其神官の風土の異なるを恐れて赴任希望者寡きを慮り、五年十二月其俸給を一割增となしたり、又翌六年宮司禰宜等皆教導職を兼掌し、て赴任し來るや、當時神殿未だ假建築にして、神官居宅又備はらざるを以て、教部省の認可を得て、神官を各所に適宜派遣して、説教せしむる事と定め、神佛混淆を爲し、或は東本願寺管刹所の佛像前に荒蕪を敷きて説教を爲し、或は札幌女學校閉校後、同所を以て説教所と爲し、常に神官僧侶の立會説教を試み、神佛互に其所説を反駁して、一場の討論會の狀況を顯出し、聽衆之を喜び集る者多きの滑稽事を演じ、又札幌本廳は祭政一致の主義を説いて、官民に札幌神社の崇敬を諭し、官吏の參拜者に

開拓使と佛教

神佛混淆説教

祭政一致

辨當料を支給し、祭日には全道の一般人民に隨意其業務を休ましめ、後明治九年、札幌神社宮司大貫眞浦は、有志の人民と結社して、神宮敎會講社に加入し、該敎會が大敎院に於て敎會大意十條を選定し、敎部省の許可を得て之を公定し、(一)倫常の道を實踐し、(二)吉凶禍福を共にし、(三)異端邪說を信仰せざるを以て、三條の大旨となし、終身之を謹守するを誓ふの旨趣を基礎として、說敎敎誨等を爲すに至れり。

神宮敎會講社

時勢の要求

然れども排佛毀釋の潮流は、幾もなく基督敎の傳播によりて變せられたり。政府は敎部省を置き、神官僧侶を敎導職に任じ、彼等をして共に相竝んで說敎に從事せしむる事と爲すの時勢となり、嚮に佛寺の不必要を唱へ、宗敎としては之を排斥し、當に道路開鑿の一機關視したりし開拓使も亦、今は之を宗敎として歡迎せざる可らざるに至れり。因つて明治五年五月二十二日、黒田次官は太政官に對し、時局の必要より左の如き稟申を爲せり。

開拓使の佛敎歡迎

今般敎導職被置御國內治ク說敎可有之旨ニ付テハ、北海道ノ儀ハ至急施行相成候樣仕度、函館港ニオイテ耶蘇敎盛延ニ付、既處置振等相伺候程ノ儀ニ御座候得ハ、御注意ノ上、長崎同樣相當ノ敎導職兩三名御差下、速切說敎有之候樣敎部省へ御沙汰被下度此段奉伺候也。

政府は之に對し、六月二十二日付を以て『伺之通』の指令を與へたりしが、翌六年七月には權少敎正溪勝綠、中講義楠潛藏權少講義新田綿及藤谷祐正等布敎の爲めに札幌に來り、東本願寺管刹所內に掛所を作りて講場を開き、同月八日より五日間の說敎を開始せり。時に札幌は不景氣時代の初期に屬し、人心恟恟として治らざるものあるを以て、其月十八日、既に左の布達を發して人心の動搖を鎭撫しつゝあるの際なりしを以て、

民事局布達

當廳下經營向き本廳始め各所共逐次落成に向ひ、當年御著手相成へく分は、既に夫夫御運ひ相付、東京より繰込職夫數百人徒に滯在候ては、冗費も相嵩み、殊に彼等し難渋可致に付、漸漸歸京可申付旨に有之候處、開拓の事業今年限り御見合相成べくなと無稽浮說を街頭に唱へ、民心を煽動し、之れか爲め、愚民共大に狐疑を抱き、一同相安んぜさる哉にも相聞へ、以の外の事に候、右は今年のみならず、冬分に及び候ても、沍寒の爲め、工事等も難出來土地に候、毎年秋分に至候得は、一と先つ歸京申候義は、既に一同熟知する處に有之、且獨り工業局使用の職夫のみにては無之、建築掛の義も、不日道路築造等竣功次第、同樣の義に候條、前文掲載の旨趣を辨知し、無根の浮說を信せず、各自安堵營業可致樣、區區無遺漏開示し、若心得違の者あらば、屹到說諭可致事。

札幌本廳民事局は、該說敎の開始に先だち、市民に對し、更に左の布達を發せり。

（前略）抑說教ト申スハ凡、人タルモノ、身ヲ修メ、上ヲ敬ヒ家業ヲ勵ミテ當有ヲ致シ、各自己ノ權利ヲ得セシメ候樣ニト、朝廷ヨリ厚キ御趣意ニテ諸道ヘ官員派出被仰付候事ニ付何レモ家業ヲ繰リ合セ、老少相率ヒ參集聽聞可致モノ也。

溪膝緣

溪膝緣は現如上人の實弟にして、長溪上人と稱す。人心惘惘の際に當り、此一行の說敎あり、爲めに痛く人心に感應する所あり、遂に札幌市在人民一同は、書を札幌本廳に奉り、本願寺管刹所內に中敎院を設置し溪樞少敎正をして、其儘在留永く布敎の任に當らしめん事を懇願するに至れり。而して該懇願書は、

中敎院設置請願

（前略）今般溪樞少敎正殿以下御下向、管刹所ニ於テ御說敎御座候處、市在人民參拜群集一ト度拜聽感涙銘肝不致者少ク恐民共ニ至迄、御布令ノ重ト、御國恩之廣大トヲ辨知シ御趨當春以來融通不宜、一同困難、小民共ハ今日ノ糊口タモ辛クシテ相過居候儀ニ付、昨日迄ハ嗥々苦情卷閭ニ充チ候モ、御說敎ノ今日ハ、稍、其貧苦ヲ甘ンジ、各自渡世向勉勵可致ノ勢ヲ目擊仕、愚昧ノ私共迄御敎導ノ一日モ缺クベカラザルヲ會得仕、殊ニ御同人儀ハ他宗トモ異ナルノミナラズ、眞宗本山ノ御二男、且全道中ノ眞宗ノ徒十之七八ニ居候得者、一ハ庶民ノ歸依モ自ラ一層シテ、御布敎ノ行ハルヽモ亦容易キ事ト奉存候、仍之愚考仕候ニ、前申上候通リ、何レニモ御說敎御當地ニ相成候ニ付、然ル上ハ敎院御設立相成、右ハ別ニ地ヲトスルニ不及、差向管刹所中ニ中敎院被相設、全道愚民敎導ノ御行屆迄、當分權少敎正殿當御院御在勤神官僧侶ノ別ナク、集會御布敎相成候ハヽ、御支證下有志ノ徒、一時輻輳スルハ勿論、三越、加賀、能登邊ヨリ、道道有信ノ門徒妻子ヲ携ヘ移住候ハヽ不拘ノ民日々增加シ、頓テ自然融通等モ相付、商ニ御趣旨貫徹仕ノミナラズ、市在ノ景氣ヲ補ヒ、小民營業ノ助トモ相成、其上夫夫御世話被下置候ハヽ、永世營業ノ目的其中ニ確立仕兩全ノ事ト奉存候（後略）

中敎院設立の理由

と云ふにあり。尙中敎院設立の理由として（一）民を牧するに必要なるは、民を敎るに在る事、（二）『貧民易導富者難導』、然るに本府移住民は給を政府に仰ぐ貧民十の八九に居る事、（三）本道は蠻夷に接壤の地なれば最も布敎の急務なるに、本道の首府たる札幌に、未だ布敎の設けなきを以て、速に風を化して他の模範となるべき事の三點を述べたりき。當時市在人民の懇願は、直に採擇を得るに至らざりしと雖も、翌七年秋曹洞宗管長代理少敎正西有穆山、札幌に巡敎するや、同年十二月敎部省開拓使より、札幌小敎院設立の認可を受け、翌八年大敎院の本道派道少講義小松萬宗を擧げて、同院を留守せしめ、以て大に布敎に盡す所あるに至れり。

敎部省吏の問合

明治九年七月敎部省七等出仕鈴木某、本道の宗敎狀況取調の爲め、札幌に來り、歸省の上其見る所を記し、當時の札幌本廳と照會問答する所ありたりしが、頗る當時の狀況を詳にすべき者あり。

北海道布敎之義ニ付、兼テ本省ヘ御掛合之趣有之、今般私儀實地景況可致熟察旨ニテ、巡回被命、函

館、福山、江差、並西海岸巡回御當地へ罷出候。然る處函館、江三港之如きは從前より繁盛之由にて、內地御道の地よりは却て一層開け居候哉に見受候間、內地同樣之處分にて、聊か指支之廉も無之哉に被考候得共、其餘並御本廳管轄所に至り候ては、實に創業之御初にて、兎ても內地同樣之處分に出來兼候に勿論之義と相考申候。然る處派出の僧侶に於ては事宜を不順、一圖に般若の見込に候哉、又は本寺本山の力を以て、御開拓御手傳旁先つ一寺を設立、其上にて布教の見込に候哉。其眞情は未だ見詰め不申候得共、右僧侶の內には、本廳に於ては布教御指止に可有之哉疑惑候者も有之候間、松尾十三等出仕殿へ承合候處、戰教所等容易に御許可無之御情實致承知、實に御尤之次第に本存候然る處函館之如きは御支廳にて、本廳即ち該道之御總轄に候上は、本廳の御處分は全道之御目的と相成候義に可有之、然るに右樣地方之部合差別有之候間、一概に本省より御使へ御掛合及ひ候ては萬般齟齬可致哉とも被相考候。且つ私此度巡回に就ては、本省旨意御疑惑之廉は、夫々御辨解申上尙又地方に於て御指支之廉は、情實委詳相伺度事。

一、派出の教導職等不體裁の儀有無之事。

二、右派出利害之事。

三、本省布達等實地上御指支之廉有無之事。但其目は指當左之通。一、說教之事。一、社寺廢立之事。一、講社之事。

教導職試驗檢查之事。一、葬祭之事。一、社寺

四、人民自葬祭不相成之處、社寺無之地方如何相成居候哉之事。

五、外教之事。附答人より派出九人有之、內現今御當地に二人、小樽に三人居候哉の趣に候處、如何に候哉之事(以上鈴木七等出仕の問合)

是に對する札幌本廳の回答左の如し。

(一項に對し) 神官の派出は、本廳並根室管下共札幌神社神官の外無之、諸宗僧侶は逐次派出有之處當地方の如き草昧にして、蠢愚の人民不少を以て、派出の聖說教を口實として、自然募財等の弊害無之樣其筋より相達し置候に付、是迄不體裁の義は承知不致候事。

(二項に對し) 神官僧侶派出の義は、三條の御教則に基き、愚夫愚婦を丁寧懇切に說教可致は勿論と存候處中には空理を說き候輩も有之哉に相聞へ、却て教導の主意を誤り、不都合に候就ては派出の教導職神官僧侶共、該管長に於て注意し、教法實際に誘導候者精撰派出相成候樣致し度事。

(三項に對し) 御省布達差當り六箇條の目差支の廉無之候得共、當地方は他道に比較難相成實地施行不行届の條款も可有之、就ては當地方に於て斟酌取捨も可有之、尤御省關係之事件は、其時時可及御協議候事。但し說教所設立、社寺並堂庵新立、且つ講社取結等の事に至ては、第一條見込の通りに候事。

(四項に對し) 自葬祭は禁止に候處、舊土人の如き一般平民籍に編入致し候得共、尙慣習に因り自葬の者も有之、漸漸開化に隨ひ說諭を加へ改正の筈に候、且つ千島洲の如き社寺無之地方は、隨て神官僧侶も無之、人民は多く他道より寄寓の者にして、死亡等有之節自葬之外無之候得共、漸次人煙繁殖に隨ひ、取扱の方法取設の筈に候事。

(五項に對し) 當地方外教歸仰の者承知不致、尤當國より派出の者居所不分明に付、取調中に有之、尙後外教使入防禦の方法、地方に於て著目は勿論說教に關し可有之候事。

後明治十四年に至り、嚮に明治三年初めて札幌に佛光を注ぎて、大谷派東本願寺札幌別院を開基したる法主大谷光勝は、再び本道巡教の途に上り、七月二十三日を以て札幌に入り、滯留四日、二十七日石狩に向け出發したるが、其滯留中、親教の外長櫨中教正福田楠雨櫨大講義、川那邊櫨中講義、藤居櫨少講義及加藤峰環、藤原鳳將等日日說教を爲し、歸敬式に列する者三百七十三人、御盃許可を得たる者五百二十一人に達し、光勝自ら札幌本廳奏任官十二名を偕樂園に招待して、饗應を爲せり。于時　今上陛下の御巡幸に先だつ僅に三十七日なりき。

現如上人再來

第三節　基督教の傳播

基督教排斥

基督教は明治九年夏、札幌農學校教頭ウヰリアム、クラークの著任と同時に播種せられたり。德川政府の遺風を承け、基督教を以て國禁となしたる明治新政府の態度は、明治三年の長崎騷動、佛國公使等の熱心なる忠告の爲めに、其制裁は稍、寬和したりと雖も、國禁の主義は依然たり。札幌の如きも創成橋畔の高札には

邪宗門竝ニ怪異ノ宗法堅ク禁之、然ル上ハ五人組互ニ穿鑿シ、不審ノ者有之ハ速ニ可申出、若殺カセ

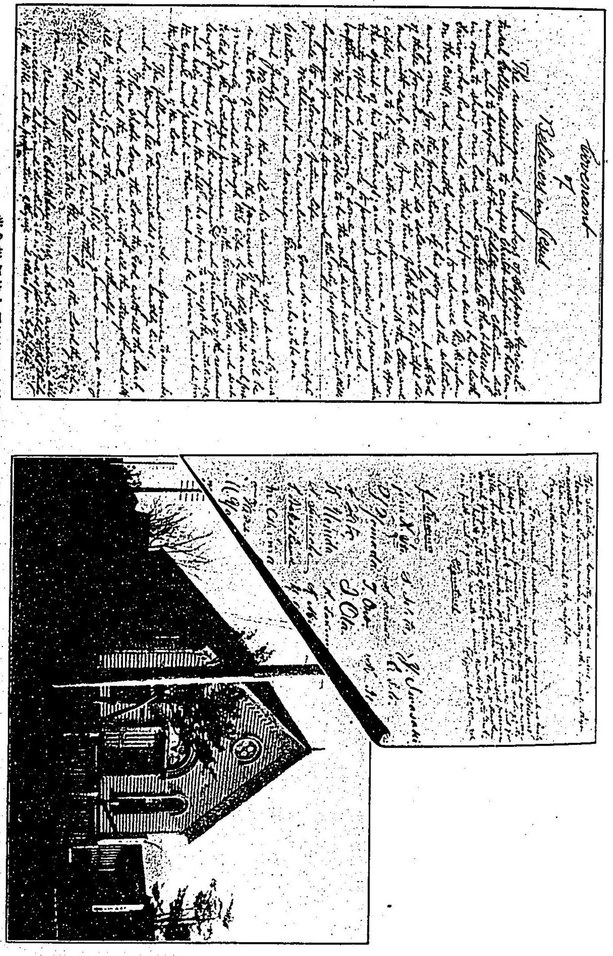

基督教排斥ノ爲メ立札ヲ建テタル當時ノ有様ヲ寫セシモノト傳フルスエノ寫眞ヲ基トシテ畫ケリ

ニシテ他ヨリ於洩聞ハ、五人組ノ者モ可爲越度事

の一條を掲げたり。黒田長官時に最も基督教を排斥し、函館港は開港場なるを以て、先づ漸次傳播の兆あり。曾僧ニコライ其館内に於て布教及慈善を爲すを憤慨し、五年五月對抗説教の爲め、教導職の特派を申請し、又其歳八月ニコライの慈善に對抗して、函館窮民に玄米二俵、十五歳以下の者に各一俵宛を給與する等、施設至らざるなかりき。然るに却て黒田長官啓治の地たる札幌に於て長官管督の下にある校堂より、其傳播を見るに至りたるは蓋し時勢の然らしむる所なり。

クラーク

クラークの徳育方針。

クラークは、米國マサチユセット州、アマスト市州立農學校長にして、曾つて獨逸に學び、後南北戰爭の義軍に加はりたる事あり。今や聘せられて札幌農學校の創設を託せられ、九年五月東京に著し、黒田長官と共に玄武丸に搭じ、札幌赴任の途に上りたるが、船中教育方針の談話より端なく徳育問題に及び、クラークは基督教を以て其基礎となすべしと主張したれば、黒田長官大に慙き直ちに頗る激烈なる反對論を爲し、兩雨相下らざりしが、クラークは單純なる教師にあらずして、副校長たるの契約あるを以て、長官と雖も遂に其副校長の徳育方針を強制左右する能はざ

聖書講義

信仰宣誓

デンニング

りき。因てクラーク、就職と共に其齋し來れる聖書を各生徒に頒ち、毎朝學生全部を會して聖書の講義を開始せり。當時學生等始て基督敎の何物たるを聽き、且つクラークの熱心に感し、漸次歸依者ありしが學生中又非基督敎派あり。校長調所廣丈亦此等の學生と共に、陰に威嚇迫害せしと雖も、翌年春クラーク其任期一年を滿了して歸國するに先立ち、黒岩四方之進、伊藤一隆、佐藤昌介、内田瀞、田内捨六、大島正健、渡瀬寅次郎、柳本通義、小野琢磨等十六名皆、熱心なる基督敎信者と爲り、遂にクラークと專ら正敎的信仰箇條による宣誓書に署名し、十年八月函館美以敎會宣敎師エム、シー、ハリス來りて洗禮を與へ、先是伊藤一隆洗禮を受くるに際し、學校學生の迫害あり、旅宿亦之を拒むを以て街路に於て儀式を擧げんとし、又警察の干渉あり、遂にクラーク邸内に於て執行す、十一年六月第二期生足立元太郎、藤田九三郎、廣井勇、宮部金吾、新渡戸稻造、高木玉太郎、内村鑑三等亦誓約に加盟して受洗し、相團結して札幌基督敎徒の中堅となれり。當時監督敎會宣敎師デンニング又北四條東一丁目に講義所を開始せしを以て、學生信徒一時皆同所に集會し、後十四年南二條西六丁目白官邸を購入し、美以監督兩派の集會所となしたりしが、此時該信徒中基

獨立敎會

會堂建築

督敎の各派に分立するは其當を得ざる者となし、各派に偏せずして、直ちに基督に接するの獨立敎會を、外國人の力を藉る事なくして組織するの議興り、遂に美以敎會を脫し、クラークの寄贈したる三百圓を基礎とし、十五年十二月二十八日を以て遂に其獨立を遂行したり。是より會員漸次に增加し、十八年南三條西六丁目に會堂を建築し、二十一年一月に至り、從來未だ按手禮を受けずして洗禮晩餐の二大禮を司りたる大島正健は、組合敎會の一牧師として按手禮を受け、茲に札幌獨立基督敎會を完成せしが、横濱外人居留地内に僅に十一名の會員を以て、初めて基督新敎會を創立せしは、實に明治五年三月にして、熊本に於ける大尉ゼンスの藩學校時代の遺種等發して其郊外花岡山に精神界の革命を誓ひたるは、實に明治九年の夏なるに、我札幌は多くの他道府縣に率先し、斯の如くにして早く既に基督敎の曙光を放てるなり。